

平成29年第406回定例会

矢吹町議会会議録

平成29年12月1日 開会

平成29年12月11日 閉会

矢吹町議会

平成29年第406回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
会期外付託案件調査報告	6
議員派遣報告	9
町政報告	9
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案の上程、説明(議案第40号～議案第53号)	14
散会の宣告	17

第 2 号 (12月4日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
藤井精七君	21
大木義正君	29
鈴木隆司君	41
富永創造君	54

薄葉好弘君	66
三村正一君	79
散会の宣告	92

第 3 号 (12月5日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
職務のため出席した者の職氏名	94
開議の宣告	95
一般質問	95
安井敬博君	95
青山英樹君	109
総括質疑	123
議案の付託	123
散会の宣告	124

第 4 号 (12月11日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	126
職務のため出席した者の職氏名	126
開議の宣告	127
議事日程の報告	127
議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決	127
議案第40号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	128
議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号の委員長報告、質疑、討論、採決	131
議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決	134
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	136

日程の追加	1 3 7
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
閉会中の継続調査の申出について	1 4 1
議員の派遣について	1 4 2
閉会の宣告	1 4 2
署名議員	1 4 3

平成 2 9 年 1 2 月 1 日 (金曜日)

(第 1 号)

平成29年第406回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年12月1日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算(第3号))
日程第 6 議案の上程
議案第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎	君	副町長	藤田忠晴	君
教育長	栗林正樹	君	代表監査委員	佐藤昇一	君

企画総務課長	阿部正人君	まちづくり 推進課長	氏家康孝君
税務課長	三瓶貴雄君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君
都市整備課長	福田和也君	教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君
子育て支援 課長	山野辺幸徳君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めましておはようございます。ご参集まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第406回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 吉田 伸君

12番 藤井 精七君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） 皆さん、おはようございます。

第406回矢吹町議会定例会が本日12月1日に招集になりましたので、それに先立ちまして11月21日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について、企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について、事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日12月1日から12月11日までの11日間とすることに協議が成立をしました。

町長提出の議案等は15件であります。そのうち承認1件については全体審議といたします。また、議員発委1件についても全体審議といたします。

次に、条例の一部改正による議案1件、一般議案6件については、その所管する常任委員会に付託をして審議をすることといたします。また、7件の補正予算案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります但読み上げます。

第1日目、本日の会議では監査委員、常任委員会等の諸報告及び町政報告を行い、続いて日程第5で承認1件について全体審議として採決いたし、日程第6で議案第40号から第53号まで一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了といたします。

第2日目の12月2日、第3日目の3日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の4日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の5日火曜日も午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、終了後、総括質疑をして議案の付託を行います。午後1時半ということをお間違えないようお願いをいたします。1時半からは常任委員会を開催いたします。

第6日目の6日水曜日は午前10時から予算特別委員会を開催をいたします。

第7日目の7日木曜日は水曜日に引き続きまして午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第8日目の8日金曜日については報告書の作成のため休会といたします。

第9日目の12月9日、第10日目の10日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の11日月曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行います。次に、日程第5、発委第1号について上程し、提出議員から趣旨の説明を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、本定例会は恒例によりまして最終日、本会議終了後、午後6時からであります但、観音湯におきまして町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をお願いをいたしまして報告とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日12月1日から12月11日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月1日から12月11日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書、平成29年度定期監査結果報告書、議員提出議案及び会期

外付託案件報告書、並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

漏れはございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊田 宏君） 次に、意見書の送付について報告をさせていただきます。

さきの9月定例会において議決されました発議第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書につきましては、9月19日付で関係機関に送付をさせていただきました。

◎監査報告

○議長（熊田 宏君） これより、例月出納検査及び平成29年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び平成29年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成29年度8月分を9月25日に、9月分を10月24日に、10月分を11月24日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成29年7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成29年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間であります。11月7日、8日、9日、10日、13日、14日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載の誤りがあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行についてはおおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに、経費の削減等についてであります。国・県の経済情勢は穏やかな回復基調にあるとしていますが、依然として厳しい状況にあります。こうした背景から、町の財政状況においても地方交付税の減額のほか、第6次まちづくり総合計画の実施、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには老朽化する公共施設の大規模な改修や更新、統合や廃止など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられますので、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の削減に努めていただきたいと思います。

次に、町税等の収納向上についてであります。厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は財源確保と公平・公正を期すためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の取り組みをお願いします。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取り扱いについてであります。行政サービスの維持向上や事務の効率化のために導入された指定管理者制度であり、受委託者による定期的な協議がなされるなど、改善が見られますが、提出資料において数値の誤り等も見受けられましたので、今後も定期的に全庁的な連絡調整をする機会を設け、提出書式を統一するなど、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び平成29年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（熊田 宏君） これより、会期外に行われました委員会の調査結果について、委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

会期中の所管事務調査結果報告について。

第405回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1番から5番までは記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

6番、調査結果。宮城県七ヶ浜町、仙台市中心部から東に約20キロメートル、南は太平洋に面し、北と東は松島湾と三方を海に囲まれ、西は仙台市、多賀城市、塩釜市と隣接する松島湾の南西に突き出した半島状の形態をなしています。

町の面積は13.19平方キロメートルで、町の中央部からなだらかな丘陵地帯になっており、海岸部に向けて放射状に傾斜し、起伏の変化に富んだ地形です。また、日本三景松島の一角をなし、町内の東部が県立自然公園松島の指定を向け、海岸線に沿って特別名勝松島の指定を受けるなど、自然環境や景観に恵まれた地域です。古くから海と密接にかかわり、生活が営まれてきた地域でもあり、海岸部には縄文文化を今に伝える貝塚を初めとした遺跡が多く残され、東北一の規模を誇る大木囲貝塚は国指定史跡に指定されています。

明治22年に七ヶ浜村が開村し、昭和34年に町政施行し七ヶ浜町となって以来、本日に至るまで海と人とのかわりを大切にしまちづくりに努めています。

七ヶ浜町立亦楽小学校は、校名の由来を論語の一節「有朋自遠方来不亦楽乎」より亦楽を撰じたものと紹介がありました。

武田光彦教育委員会委員長様、須藤清校長先生より挨拶を受けた後、低学年2年生、中学年3年生、高学年

5年生の英語コミュニケーション授業を参観させていただき、その後、懇談させていただきました。

低学年2年生では、「かずであそぼう1から20」、中学年3年生では「体のうごきをあらわそう」、高学年5年生では「What do you want?」をテーマに英語指導助手が主体となった英語コミュニケーションの力の育成に係る授業を参観しました。

その後、懇談に入り、須藤校長先生より、七ヶ浜・グローバルプロジェクトの取り組みの説明を受けました。グローバルとは、世界を見据え、地域に根差すようなグローバルとローカルを合わせた造語との説明がありました。

七ヶ浜・グローバルプロジェクトの内容は、①学力向上、②不登校改善、③英語を通じたコミュニケーション力の育成、④地域学習の充実、⑤地域に開かれた学校を目的に、町、教育委員会、小中学校が連携し取り組んでいる内容でした。

英語を通じたコミュニケーション力の育成においては、幼稚園、保育園から小中学校までの園児、児童、生徒を対象に、明るく、楽しく、おもしろく授業を進め、英語嫌いを出さないことを目指し、国際共通語としての英語をツールにしたコミュニケーション力を養い、次世代を担う子供を育成する内容でした。

地域に開かれた学校においては、小学校区ごとに小学校・地区民合同大運動会を立ち上げて、教育活動を通し活力ある地域社会をつくる中で、地域の文化力を養う、開かれた学校を目指している内容でした。

当町においても、七ヶ浜町と同様に少子高齢化が進み、年々人口が減少している状況の中で、七ヶ浜町では特に東日本大震災の影響により6年間で1,800人の町民が減少してしまい、この対策も踏まえて、七ヶ浜町としては町独自の七ヶ浜・グローバルプロジェクトの教育政策を打ち出し、人口流失と将来のグローバルな人材育成を目指し、学校、PTA、地区、家庭が協力し合い取り組んでいる状況を視察することができました。

国でも2020年の東京オリンピック開催に向けた教育改革が進められており、今後、国際共通語として英語の習得は必要不可欠な時代が考えられますので、当町としても独自の英語教育政策の提言や、学校と地区が協力連携して活力ある地域社会をつくる事業の創設が必要であると強く感じました。

以上、報告いたします。

○議長（熊田 宏君） 続いて、産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

こんな静かな議会は久しぶりなもので、私もただいまの総務委員長の報告を聞きながら、この矢吹町で議員の研修旅行は要らないと言った先輩議員がいたものですから、私が声を上げて、百聞は一見に如かずと言って、議員がそのことを研修しないで、他町村のいいところを研修しないで何でわかるんだ、そういうものを取り入れて、矢吹町の矢吹町のルールにのっとって、それで町民の皆さんの望むものをこの矢吹町に合った、そういうものをつくっていくべきだと、私はそう言った覚えがあるので、ただいまの総務委員長の報告に、やはり議員は研修が大事だと改めて思いました。ですから、やはりみんなでルールを守って、先ほど冒頭言ったとおり、こういう議会が私は大切だと思っております。以上です。

じゃ、報告に入らせていただきます。

閉会中の所管事務調査結果報告について。

第405回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきましては、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

産業民生常任委員会所管の事務調査結果報告書、1番から5番までは割愛させていただきます。

調査結果。

事務局で私の目が悪くなってきているというのを察知して、こういう大きい文書をつくってくれましたので読みやすいです。感謝いたします。

八潮市は埼玉県の東南端に位置し、関東地方のほぼ中央に広がる中川低地上にあり、東西が5.23キロメートル、南北が7.45キロメートルの花び型をした地形となっております。標高は1メートルから4メートル、東側を中川、西を綾瀬川、南を圀川の河川に囲まれ、古くから河川の恩恵を受けてきました。要するに低湿地帯であったということですね。

昭和28年に公布された町村合併促進法を受け、旧八條、潮止、八幡の3村合併協議は3村の頭文字をとって八潮とすることで合意し、昭和31年9月28日に八潮村が誕生しました。

都心から20キロメートル圏内という地の利もあり、その後の高度経済成長による工場の進出や急激な人口増加により発展を続け、昭和39年に町政施行、昭和47年に市制を施行しました。その後、首都高速道路の開通や区画整理事業による都市基盤の整備、平成17年のつくばエクスプレス開業などがあり、まちの様相は大きく変化してきています。

高齢者福祉施設やしお苑は、平成10年4月に八潮市で初めて開設した高齢者福祉施設で、公設民営の施設です。運営者は昭和44年に法人設立し、約50年間にわたり高齢者福祉事業を展開してきた社会福祉法人名栗園で、現在は同様の高齢者福祉施設を8施設運営しております。八潮市により指定管理を受け施設運営しており、3階建ての1階部分は事務所、デイサービス、居宅介護支援、地域包括支援センター、2階と3階が特別養護老人ホーム、ショートステイの入居者の生活スペースとなっております。従来型の施設で個室、2人部屋、4人部屋があります。

運営状況については、時代の要望に応え、広く、遠くまで入所者を把握できるオープンスペース的な考え方から、入所者のプライバシーを尊重する方向にシフトしており、例えば、居室は4人部屋で、当初はカーテンのみで仕切られていたものが、柵等で仕切ることにより独立した空間を感じられるようになるなど、限られたハードの制約の中で最大限の配慮がなされております。

現在の課題は、施設の老朽化と職員不足であり、特に職員確保は深刻な問題として捉え、地元高校やハローワークへの働きかけはもとより、定年に達した職員の再雇用（再年長、79歳）や、無資格者でも働きながら通信教育等により資格取得までの費用を全額、全額法人で負担するなど、さまざまな方策に取り組み、問題の解消を図っております。

本町においても、民間による特別養護老人ホーム新設の動きがある中、今回、八潮市における高齢者福祉施設の運営状況を視察できたことは、より入所者のニーズに応えた運営、施設整備の実現に大いに寄与するものであり、また、将来必ず持ち上がるであろう入所待機者や職員確保等の課題による予防策を事前に構築し得る等、大変価値のあるものがあつたと認識しております。

今回の視察を契機に、我が産業民生常任委員会は、今後もより一層、高齢者福祉の向上を図るため、町執行

部とともにさまざまな政策立案を実施してまいります。

以上、報告いたします。

また、担当課の泉川課長にはこのようなところを提案していただきまして、感謝いたします。

なお私は、言いわけではありませんけれども、事務局に、この前に議員の皆さんから提案されたことがありましたものですから、改めて玉村町の道の駅を視察させていただきました。何カ所かあるんですけども、どの地域もやはり地域の活性化を図るためにさまざまな行政を使って、そしてともども、官民一体となって産業おこしをしているということ。もちろん、その中には地域に生活している市民の皆さん、町民の皆さんもそこを利用して、販売額の向上に当たっているということが感じられましたものから、つけ加えて報告いたします。

私は、6回目の常陸大宮市の道の駅に行ってみました。そこが100万人を超えて百十何万人入っているそうです。1人頭、ごはんを食べて、恐らくお土産を買うでしょうから5,000円と見て、単純計算でも57億くらいいっていると思います。ですから、どうぞ議員の皆さんもいろんな、いろんな考えから、発案でいいですから、ただ、この矢吹町をどうして復興していくか等を考えていただきたいと思います。

多少、長くなりましたけれども、産業民生常任委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ただいまの報告の報告書の6番、調査結果の3行目、土辺に行と書く字はがけ、がけを登るのがけと呼ぶそうです。川はがけがわと呼ぶそうですのでよろしく願いいたします。

◎議員派遣報告

○議長（熊田 宏君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により議員派遣について報告させていただきます。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第406回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、熊田議長を初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第406回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

まず、東邦銀行矢吹支店跡地における中町ポケットパーク整備事業につきましては、6月の土木工事、7月

の建築工事の着手に続き、裏通りとなる中町2号線への通路についても10月に用地買収が完了したことから、2期工事及び木堀設置工事に着手しております。なお、全体工事の完成を11月末で予定しておりましたが、材料の搬入におくれが生じていることから、現在、2月末の完成に向け鋭意施工中であります。

同じくJA東西しらかわ矢吹支店跡地における（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会をこれまで11回開催し、複合施設における中央公民館や図書館のあり方、さらには子育て支援施策、観光交流施設のあり方などについて議論を行い、基本計画の素案がまとめられました。この素案について、11月22日に文化センター小ホールにおいて住民説明会を開催し、24名参加のもと、基本計画に関する意見及び提案をいただいたところであります。現在、これらの意見等を踏まえ、基本計画の最終案を作成しており、12月8日に開催する第12回（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において最終確認を行い、町としての（仮称）矢吹町複合施設基本計画を決定する予定であります。

なお、決定した計画につきましては、改めて議員の皆様にお知らせするとともに、広報等により住民の皆様にも周知させていただきます。

次に、道路等側溝堆積物撤去処理事業についてであります。6月に復興庁からJR西側の矢吹第1地区の交付決定を受け、9月には復興庁との協議を経て撤去土砂最終処分場の追加交付決定を受けました。

9月の追加交付決定以降、最終処分に関する県南建設事務所との協議、先進自治体や近隣町村との情報交換、土砂堆積状況の確認を行うための現地予備調査、福島県及び関係市町村合同のいわき市内最終埋立処分場現地確認等により情報収集を行い、具体的な実施方法を検討してまいりました。

一方、8月上旬から11月上旬にかけて、町内を矢吹第1地区、矢吹第2地区、中畑地区、三神地区の4エリアに分け、道路等側溝堆積物の放射能濃度を測定するための土砂サンプルを採取いたしました。

町放射能測定センターでの測定の結果、環境省の基準により保管や運搬、処分等が制限される1キログラム当たりの放射能濃度8,000ベクレルを大きく下回り、最高値で1キログラム当たり2,300ベクレル程度の数値となり、指定廃棄物ではなく、一般廃棄物または産業廃棄物としての処分が可能であることを確認いたしました。

現在、道路等側溝の土砂堆積量や土砂堆積分布などを把握するため、道路等側溝堆積物撤去事業に係る基礎資料作成業務委託を行っております。当委託での調査が終了次第、矢吹第1地区のうち、北町、本町、中町の土砂撤去作業を年内に発注し、年度内に作業完了させるとともに、1月からは撤去した土砂を随時最終埋立処分場へ搬出する予定としております。

3ページをごらんください。

次に、矢吹町表彰式についてであります。11月22日、町文化センターにおいて、平成29年度の矢吹町表彰式を開催し、多年にわたり行政区長として町政発展に寄与されました石原浩市様、及び統計町調査員として多年にわたり自治行政の推進に寄与されました佐久間吉郎様、故長倉文雄様の3名を自治功労者として、また、多年にわたり消防行政に貢献されました穂積勝恵様、加藤誠夫様の2名を安全対策功労者としてそれぞれ表彰いたしました。

また、町民特別褒賞として、スポーツ関係個人の部では、全国小学生陸上競技交流大会・走り高跳びに出場した渡邊彩華さん、ジュニアオリンピック陸上競技大会・走り幅跳びに出場した橋本綺羅さん、同じくジュニアオリンピック陸上競技大会・男子1,500メートルに出場した平賀大貴さん、全日本中学生陸上競技選手権大

会・女子800メートル及びジュニアオリンピック陸上競技大会・女子1,500メートルに出場した大河原萌花さん、全農杯全日本卓球選手権大会に出場した酒井汐里さん、酒井皐さん、鈴木心絆さんを表彰し、団体の部では、全国小学生クロスカントリーリレー研修大会出場の善郷陸上クラブの皆さん、全国中学校駅伝大会出場の矢吹中学校女子駅伝部の皆さん、文部科学大臣杯争奪全国小学生ティーボール選手権大会に出場された矢吹町スポーツ少年団Aの皆さんを表彰いたしました。

また、文化コンクール関係では、統計グラフ全国コンクールに出展された宇田川伊吹さん、手島碧咲さん、内藤煌さんを表彰いたしました。

さらに、それぞれの職種においてこの道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、より一層の技術の向上に努められている武田次雄様、白岩弘様の2名を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております坂路美信様、井上正博様の2名を農業功労者として表彰いたしました。

次に、やぶきフロンティア祭りの開催についてであります。9月10日、矢吹町文化センター駐車場をメイン会場に町、商工会、JA東西しらかわ、JA夢みなみ、やぶき経営懇話会で構成された実行委員会主催により、やぶきフロンティア祭り2017を開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、これまでに最も多い約1万5,000人の来場者があり、メインステージでは、名誉町民の中畑清氏による第2回フロンティアスピリッツ大賞に6月に矢吹町PR大使に就任した演歌歌手津吹みゆさんの表彰式、そして津吹みゆさんの歌謡ショーが行われたほか、中畑清プレゼンツお笑いライブ、光南高校チアリーディング部によるダンス、矢吹中学校吹奏楽部による演奏、「ShuN-R@n GIRLS☆ショー」などが披露されました。

また、今回初めて、県内初の飛行場跡地である文化センターでの矢吹紙ヒコーキコンテストを行ったほか、光南高校プロデュースによるぬりえスタンプラリー、東京農業大学の学生による矢吹町応援大根踊り、フロンティア写真館、トマト早食い選手権など、盛りだくさんのイベントが行われ、会場は大いに盛り上がりました。

さらに、出店ブースにおいては、農業、商業、工業関係団体など、100を超えるテントが出店し、町内外の特産品販売や各団体による展示、PRが行われました。

次に、矢吹町お米PR大使の就任についてであります。10月16日、矢吹町文化センター小ホールにおいて、タレントの大桃美代子さんの矢吹町お米PR大使就任式を開催いたしました。大桃さんには平成25年度から町主催の田んぼの学校の校長先生を務めていただいております。そのことをきっかけに町の農産物、特に矢吹町のお米の魅力を県内外に広く発信していただくことを目的に、お米PR大使に就任していただきました。

就任式には、町内4小学校の5年生児童約150名が出席し、大桃さんからはお米PR大使としての意気込みや農業や食事の大切さを語っていただき、就任式は大いに盛り上がりました。また、就任式終了後に大桃さんから特別授業として講話をいただき、会場に訪れた方々が熱心に耳を傾けておりました。最後に、就任のお祝いとして児童全員で「虹」を合唱し、大桃さんも感動に包まれておりました。

次に、田んぼの学校についてであります。10月17日、前日にお米PR大使に就任された大桃美代子さんが田んぼの学校の校長先生となり、善郷小学校の5年生67名、中畑小学校の5年生29名、東京農業大学長島教授、同大学部農学部学生12名の協力のもと、カブトエビを活用した有機農法コシヒカリの稲刈りを行いました。前日までの雨で田んぼは大変ぬかるんでいましたが、鎌による稲刈りを体験し、お米づくりの大変さを実感しな

がら友達と一緒にの作業を楽しんでいました。また、稲刈り後はカレーを食べて収穫を祝いました。

次に、市町村対抗による各種大会についてであります。第19回福島県市町村対抗ゴルフ大会につきましては、9月1日、県内から28市町村50チームの参加のもと、西郷村グランディ那須白河ゴルフクラブで開催されました。町からは1チームが参加し、7位入賞を果たしました。また、個人戦では大寺誠選手が健闘し、第2位の成績を飾りました。

第11回市町村対抗福島県軟式野球大会につきましては、9月10日から10月15日まで県内市町村59チーム参加のもと、県営あづま球場をメイン会場に開催されました。矢吹町代表チームは9月10日の第1回戦で浪江町に、9月23日の第2回戦で磐梯町に、9月30日の第3回戦で柳津町にそれぞれ勝利し、準々決勝に進みました。10月1日の準々決勝では、強豪郡山市に3対1で勝利し、10月15日の準決勝では只見町に1対0で競り勝ち、初の決勝進出を果たしました。準決勝に引き続き行われた決勝戦では、いわき市に惜しくも破れ、初優勝は残念ながらありませんでしたが、過去最高の準優勝を飾りました。

第4回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、10月15日から11月3日まで県内市町村55チームの参加のもと、相馬光陽ソフトボール場で開催されました。矢吹町代表チームは10月15日の第1回戦で猪苗代町に、10月21日の第2回戦に桑折町にそれぞれ勝利し、ベスト16に進出しました。10月28日に本宮市とベスト8進出をかけて対戦し、3対2で惜しくも敗れました。

第29回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会につきましては、11月19日、白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、ゴールの福島県庁までの16区間94.8キロメートルを59チームの参加で行われました。矢吹町チームは総合15位、町の部で5位に入賞することができました。

各市町村対抗でご活躍された選手の皆様の努力をたたえとともに、応援いただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げます。

ここまで、町政報告から7点を抜粋し、報告申し上げます。矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの17項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第406回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

東日本大震災の義援金の支給について。

ふくしま森林再生事業について。

米の全量全袋検査について。

東京やぶき会による矢吹町PR事業について。

行政区長意見交換会について。

就業構造基本調査の実施について。

第67回福島県統計グラフコンクール表彰式について。

矢吹町消防団秋季検閲式の開催及び秋季火災防犯訓練の実施について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

第39回職場職域ソフトボール大会について。

新酒づくり事業について。

町道整備事業について。

特色ある教育子ども推進事業について。

子ども議会について。

町民体育祭について。

第37回さわやか健康マラソン大会について。

町民文化祭「あゆり祭」について。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、専決第9号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,485万6,000円を追加し、総額を73億4,040万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金1,009万1,000円、繰入金476万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費が衆議院議員総選挙に係る人件費等により1,485万6,000円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、専決第9号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第40号～議案第53号）

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第40号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員のサラリーマン化や就業形態の変化等により全国的に消防団員が減少しており、本県及び本町においても同様であるため、団員を確保し、地域防災体制の強化及び防災力の向上を図るため改正を行うものであります。

消防団は、地域防災体制の中核的存在として大きな役割を果たしており、これからも非常に重要な役割、活動が期待されております。このような中において、本町消防団についても被雇用者、いわゆるサラリーマンの団員が約8割を占めており、日中の災害に対する初期対応等の人員が少ない状況にあり、防災力が低下しているため、退団団員、OB団員を活用し、災害対応等の特定の任務に限って従事する機能別消防団員制度を導入するものであります。

改正の内容としましては、消防団員の定員、機能別消防団員の報酬、手当について必要な改正をするものであります。

なお、施行期日は平成30年4月1日となります。

次に、議案第41号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定についてであります。町では、子供たちの運動量の確保と健全な発育、発達を図ることを目的に、平成26年度から民間委託により矢吹町屋内外運動場の運営を行ってきたところであります。

今回、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、当施設へ指定管理者制度を導入するに当たり、平成30年度からの指定管理者の指定について提案するものであります。

矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年10月2日に公募を行ったところ、1団体の応募があり、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議が調いでしたので、矢吹町屋内外運動場の指定管理者に東京都江東区大島一丁目9番8号、株式会社フクシ・エンタープライズを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてであります。当施設は平成13年3月より、本町の保健福祉サービスの拠点として保健センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センターの複合施設として業務を開始いたしました。現在は、それらに加え、矢吹町社会福祉協議会が地域包括支援センター、ボランティアセンターを展開し、総合的な保健福祉の拠点としての機能をあわせ持つ施設となっております。

平成21年度より指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営を行ってきたところであり、指定管理者である矢吹町社会福祉協議会は関係法令を遵守し、維持管理経費の削減に努め、適切な人員等を確保し、住民サービスの向上が図られております。これまでの実績に加え、施設の管理業務に精通しており、利用者の安全・安心に配慮している姿勢が十分であることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募とし、保健福祉センターの指定管理者に福島県石白河郡矢吹町一本木100番地1、社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について及び議案第44号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてであります。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用し、かつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設された制度であり、平成18年4月から当施設に導入し、管理運営を行ってきたところであります。

健康センターにつきましては、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年10月に公募を行い、1団体の応募があり、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議を進めてきたところであります。

また、ふれあい農園につきましては、あゆり温泉の温泉熱の有効利用を図るため、健康センターの敷地内に設置しており、健康センターと一体化した施設とすることで、効果的かつ効率的な管理運営が図られるものであり、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募とし、手續を進めてまいりました。

今回、指定管理者候補者との協議が調いましたので、矢吹町健康センター及び矢吹町ふれあい農園の指定管理者に福島県西白河郡矢吹町新町207番地1、伸和建设株式会社を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、両施設とも平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてであります。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設された制度であり、当施設では平成21年度から導入し、管理運営を行ってきたところであります。

矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年10月に公募

を行い、1団体の応募があり、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議が調いでしたので、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者に福島県西白河郡矢吹町新町207番地1、株式会社Rを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてであります。公園施設は公共の福祉の増進、町民の安らぎの場、憩いの場として設置され、現在は都市公園9施設、その他の公園3施設について指定管理者による管理運営が行われております。今回、中町ポケットパークにつきましても、指定管理者制度により維持管理を行うこととし、新たに指定管理者を指定するものであります。

矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書きの規定に基づき、非公募とし、大林公園を良好に維持管理している実績及び地域性等を考慮し、第一区行政区を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億7,194万9,000円を追加し、総額を76億1,235万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入予算の主な内容は町税4,731万1,000円、国庫支出金5,838万9,000円、県支出金3,744万5,000円、繰入金6,735万4,000円、町債4,210万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出予算の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が障害者自立支援事業等により1億2,433万6,000円の増額、衛生費が公園施設整備管理事業等により1,049万3,000円の増額、土木費が主要町道道路整備事業等により1億2,513万2,000円の増額、教育費が幼稚園管理運営事業等により866万6,000円の増額、災害復旧費が台風被害に係る農業施設災害復旧事業等により680万円の増額、総務費が（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業の科目変更に伴う事業費の組み替え等により3,245万7,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに消防施設整備事業債を460万円追加するとともに、地方道路等整備事業債を3,600万円、一般補助施設整備事業等事業債を150万円それぞれ増額するものであります。

次に、議案第48号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ40万1,000円を追加し、総額を23億9,858万5,000円とするものであります。

歳入の内容は国民健康保険税27万9,000円、繰入金12万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費13万2,000円、諸支出金26万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第49号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ349万3,000円を追加し、総額を5億7,995万8,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、負担金500万円、町債1,590万円をそれぞれ増額し、繰入金1,740万7,000円を減額するもので

あります。

歳出の内容は、総務費287万4,000円、事業費61万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに公共下水事業債特別措置分1,590万円を追加するものであります。

次に、議案第50号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ44万3,000円を追加し、総額を2億9,056万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金100万円、諸収入1万6,000円をそれぞれ増額し、繰入金57万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費44万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第51号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,595万6,000円を追加し、総額を14億941万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、支払基金交付金25万3,000円、繰入金250万9,000円、繰越金2,405万8,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金1,043万3,000円、県支出金43万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費349万円、諸支出金1,246万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第52号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ922万5,000円を追加し、総額を1億6,686万円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料862万3,000円、繰入金24万8,000円、繰越金8万4,000円、諸収入27万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費24万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金870万7,000円、諸支出金27万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第53号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的収入については既定の額に143万1,000円を増額し、収入予算総額を4億3,292万2,000円とし、収益的支出については既定の額から114万2,000円を減額し、支出予算総額を4億5,272万8,000円とするものであります。

収入の内容は、営業外収益143万1,000円を増額し、支出の内容は営業費用114万2,000円を減額するものであります。

また、資本的支出については、既定の額に2,400万円を増額し、支出予算総額を2億3,030万6,000円とするものであります。

支出の内容は建設改良費2,400万円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時07分)

平成 2 9 年 1 2 月 4 日 (月曜日)

(第 2 号)

平成29年第406回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年12月4日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より、急用ができ、午前中欠席しますという連絡がありましたので報告申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について、確認のため申し上げます。

一般質問は一問一答方式で行いますので、質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内といたします。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし、通告いたしますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願い申し上げます。

また、60分満了時には終了鈴を2回鳴らします。質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りといたしますので、ご承知おきください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番、藤井精七君。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さん、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、順次一般質問をいたします。

高齢者が運転免許証をなかなか手放せないのが現状ですが、交通弱者がますますふえてきます。コミュニティバスの早期の試験運行を行い、早い時期での町の状況を知る必要はということで伺います。

前にもこのような質問、また同僚議員からもありましたが、また、先月11月15日に行われました子ども議会でも、車を持っていないために、おじいさん、おばあさんたちが買い物に行くのに困っている、ぜひ巡回バスを走らせてくださいというような子ども議会での議員からの質問があり、大変感心と、また心強く思いました。子ども議員もちゃんと考えてくれると、そういう思いがいたしました。

私は、高齢者がなかなか免許証を返納できない、手放せない、車から離れることができない、そういう今の

状況ですが、車は本当に便利な交通の手段ですが、車の運転は危険を乗せて走っております。私も女房に、夜、何か買い物に行ってくれと頼まれても、夜は運転が危ないから断るようなことが時々あります。それが現実になってきました。また、日中でも、運転が自分では大丈夫と思っても、あの人の運転おっかなくて見てられないという、そう思われているかもしれません。また、そういう時期も私にもすぐ現実の問題としてやってくると思います。

私も70歳になり、高齢者講習で矢吹の自動車教習所、ああいう教習所を52年ぶりにコースを回ってまいりました。教官の先生、また2人の同乗者の方から、教官の先生には、藤井さん、まだ大丈夫だよ、まださすけねえと言われ、そういう言葉で少し自信を持てることができました。

町の中心地から離れますと、やはり一番困るのは、子ども議会で議員さんが言っていた買い物が一番心配になってきます。食材の宅配等もありますが、やっぱり買い物は自分するのが一番です。お金の勘定も、好きな品物も、自分でする、それも健康で生活できる一つの手段ではないかと私は思います。

こうした状況は矢吹町だけではなく、全国的にこうした状況にいろいろ思いをめぐらし、この対策に乗り出している自治体もたくさん出てきております。さみしい話し出しですけれども、同級生が集まると、あと何年もつかないという、そういう話になってしまいます。

高齢者の交通弱者、また買い物弱者を救う、それに高齢者の事故が大変ふえております。こういう高齢者の交通事故を一つでも減らすのにも、運転免許証、これを思い切って手放すことができるような、そういう施策が大事になってきております。5年、10年はあつという間です。行政が指をくわえて待っている時間はありません。コミュニティバスの早期の試験運行を行い、早い時期での現在の町の状況、それを知る必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

次に、矢吹町の歴史、文化を次の世代に正しくどのように伝えていくか、教育的面でも大切なことと思います。町には歴史的、文化的にも大切な資料もたくさんあると思いますが、今後どのような形で活用していくのか、教育長に伺います。

きのう、三神地区の第34回芸能まつりがありました。町長さんにも教育長さんにもお祝いの言葉をいただきましたが、私も歌は歌いませんでしたが、最後まで見てきました。

最初の始まりは、町民の歌をみんなで歌ってから、そして始まりました。

町民の歌の2番の歌詞にも、「ゆかりは遠き縄文の 先人住みし 花の里 千古の息吹き 新しく いまみちのくに こだまする ふるさとのまち あゝ 矢吹」というこの2番の歌詞、私は大変この2番の歌詞が好きです。1番の歌詞は、余り大きい声では歌えません。羽鳥の水のせせらぎに、今、苦しんでいるからです。

過去の古い歴史が現在に、そして未来につながっています。今、朝の7時のこの町民の歌、この時報も大変評判がよいようです。古きをたずねて新しきを知る。人にはあの人より知りたい、覚えたいという気持ちがあります。

こうした先人の歩みを復興の支えにということで、東日本大震災で大きな被害を受けました檜葉町の歴史資料館、この資料館が会津若松の福島県立博物館で、檜葉町の移動展が今、開かれております。同博物館のテーマ展でありますふるさとの考古資料シリーズの7回目だそうです。これは福島県立博物館での、そして檜葉町教育委員会との共催で、今、実施されておりますが、こうした先人の歩みを復興の支えへという、こうした町

もあります。先人の残した歴史的に大切な資料、それを今後どのような形で活用をしていくのか、教育長に伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆さんには、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

コミュニティバスについてのおただしであります。新聞等で報道されていますとおり、高齢者の自動車運転による交通事故が全国各地で多発しております。本町においても、今後、運転免許証を自主返納する高齢者はますます増加することが予想され、運転免許証を持たない、いわゆる交通弱者のための交通ネットワークの構築が求められているところであります。

現在、町では交通弱者のための交通手段として、町内業者に健康バスの運行を委託しており、このバスはあゆり温泉を拠点として、毎週月曜日、水曜日、金曜日の週3回、町内38カ所に停留所等を設け、無料で運行しております。

現在の運行コースにつきましては、各地域とあゆり温泉を結んだコースとなっており、買い物ができる町内商店街や大型スーパー等を経由するコースにはなっておらず、交通弱者と呼ばれる方が買い物などをするための利便性が確保されていない状況にあります。

町といたしましては、今後、商店や病院、公共施設等を利用するための町内循環バスやデマンドバス、デマンドタクシーなど、町民の皆様の需要や、矢吹町に合った運行手段を検討するための場を設け、近隣市町村で実施している民間タクシーを利用した場合の利用料金の一部助成制度などを参考に、現在の健康バスの運行コースや停留所の拡充のほか、民間タクシーを利用した試験運行などを検討し、実施につなげ、矢吹町に最適な交通ネットワークを構築してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

歴史的、文化的資料の今後の活用についてのおただしであります。古文書や土器などの歴史資料等の文化財や、古くから伝承されてきた民俗資料等の文化財は、矢吹町の歴史そのものであり、町の歴史を知る上で貴重なものであります。それらの文化財は、町民の皆様が町に誇りを持ち、当時の人々の考えや思い、経験を学ぶことができ、将来の生き方を考える機会にもつながる町民全ての共有財産であります。

このため、これらの資料を適切な環境のもとで管理、保存し、後世に引き継いでいくと同時に、学校教育や生涯学習などで活用し、鑑賞できる環境をつくり出していくことも重要であります。しかし、これらの貴重な

文化財資料の現物を見ても、その文物の意味がわかるものは多くはありません。

そこで、町では町の歴史的、文化的な資料をわかりやすくまとめて、矢吹町史全5巻と、目で見ると矢吹町史1巻を刊行しております。これらを参考に、町の歴史やさまざまな遺跡や文化財を知っていただくことが肝要であります。

また、歴史的に貴重な数々の町の文化財につきましては、保管環境を十分に配慮したとしても、年月の経過による劣化を避けることはできません。さらに、それら資料等を展示、公開すれば、紫外線や湿気などでさらに劣化が進むこととなるため、解決策として、教育委員会では貴重な資料等のデジタルアーカイブの検討を進めております。

デジタルアーカイブとは、現在保管している資料等を初め、有形、無形の文化財等をデジタル化し、記録保存することです。デジタル化により、デジタル情報としては半永久的に記録保存することができるものであります。さらに、デジタルアーカイブにより、町に存在する貴重な資料等を、展示ケースの中だけでなく、インターネットを通じて、時間と場所の制約を受けずに、全ての人々が見たり調べたり、鑑賞したりすることが可能となります。

これにより、貴重な資料等を直接閲覧することが困難な高齢者や障害者も、あるいは児童生徒も、小中学校の授業などで実物等の内容を知ることができ、直接接する疑似体験ができるようになるなど、学校教育、生涯学習への活用が大いに期待できる方法であります。また、デジタル化した資料に解説を加えたり、音声等によるガイド機能を付与したりすることも可能であり、インターネット上の資料館であるデジタルミュージアムの展望も開かれるものであります。

これらの考えにつきましては、方針として決定するに当たり、現在、教育委員会関係団体から意見を集約している段階であります。9月26日の定例教育委員会及び11月20日に開催した文化財保護審議会において、デジタルアーカイブ及びデジタルミュージアムの説明をさせていただき、委員の皆様から意見を伺ったところ、歴史民俗資料館建設までの代替措置となり得るものとして、おおむね了承をいただいたところであります。

なお、貴重な資料等については、デジタル化したとしても、資料現物自体を適正に保管し、後世に残していくことは極めて重要でありますので、矢吹中学校旧D棟など既存施設での保管、収蔵庫への活用もあわせて検討を進めてまいります。

今後、教育委員会では、生涯学習推進計画に文化財に関するこれらの方針を盛り込み、適正な保管と生涯学習、教育面等における活用を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 藤井議員、再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） それでは、交通弱者関係のことで再質問いたします。

今、国では、地域公共交通活性化再生総合事業、そういう事業がありますが、この事業は地域公共交通活性化再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス、乗り合いタクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対して、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを促進すると、こううたってお

ります。

この制度によりますと、総合事業に定める事業に要する経費、実証運行、これには2分の1、また、そうした実証運行以外の事業にも2分の1の、そういう補助があります。また、この制度の特徴は、計画的に取り組みの実現、そうした計画に対する補助で計画的な実施事業が可能になります。

こうした事業の中で、地域みんなの意見を吸い上げていくためにも、アンケート、そういう調査も対象になっております。また、いろいろなシミュレーション、そういうのも対象になっております。ぜひ、こうしたそういう補助事業を使って、早期のそうした試験運行が矢吹町でも可能ではないかと、そういう考えがありますが、町長の考えを伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

積極的な取り組みを、さらには交通弱者のために、公共交通活性化再生法なるもので、こうした国の補助を利用して、具体的に、そして早急に動く考えはないかということでございますが、先ほども答弁をさせていただきました。実施につなげ、矢吹町に最適な交通ネットワークを構築していきたいという町の考えを申し述べさせていただきます。

具体的に、こうした公共交通ネットワークの構築に向けた協議会の設立に向けて、今、検討を深めているところでございます。この中身についても、そうした協議会が立ち上がる前に、議員の皆様にもこんな考え方で今後進めていきますよというものを、できるだけ早い時期にお伝えしていきたいと考えております。

したがって、藤井議員の申し出のとおり、町自治体も同様の考え方でいるということについてご理解をいただければありがたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます、私からの再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 町長に再々質問いたします。

私がこのようにうんと心配するのは、やはり先ほど言いましたように、高齢者の交通事故、これがふえております。そうした中で、人は1回しか死にませんが、亡くなるということは避けて通れません、一人でも交通事故で亡くなる方が出ないように、そして運が悪くそういう事故を起こしても、相手がいれば巻き添えを食う人もいます。

やはり、前も言いましたが、自分の部落にも90過ぎの人、また85歳の人、そして来年は80になるという方が一生懸命頑張って生活しておりますが、そういう人たちもやはり運転免許証を手放すということは、自分の身を切られたようだ、社会からいなくなってもいいのかなという、そういう考えになりますから、大変難しいこととは思いますが、そうした優しい町の手当てがあれば、よし、事故を起こす前に免許証を自主返納しよう、返しましょう、そういう気持ち、心にもなると思います。

本当に時間はあっという間に過ぎていきます。検討が検討でなくて、早期の実現、そうした取り組み、再度

町長の考えを伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

高齢者の交通死亡事故がふえている、そういうご指摘でございます。これについては、白河管内の傾向としましても、福島県の傾向としましても、高齢者の死亡事故が全体の死亡事故に占める割合というのは6割以上というような、そういう統計的な数値も出ております。非常に大きな問題だというふうに思っております。一人でもそうした死亡事故というものに巻き込まれないようにというのは、どの市町村においても同じ考え方だというふうに思っております。

それを受けて、矢吹町では以前から矢吹町交通安全協会、さらにはその下にさまざまな交通安全に携わっていただいている団体がございます。さらに、安心・安全な町ということで、一方で矢吹町防犯協会の皆さんも一緒になって、住みよい町、安全で安心なまちづくりをするために、日々、日夜努力をいただいているところでございます。矢吹町におきましても、最近につきましては死亡事故が発生していないということで、非常に安心している状況ではございますが、ただ、これについてもいつ何どきこうした死亡事故が発生するかもしれないということでございますので、この後もこうしたさまざまな団体の皆様に、さらには町民の皆様にも啓発活動ということで、町、そして交通安全協会、防犯協会、一体となって、今後も活動を継続していきたいというふうに思っております。

そうした意味では、運転免許証をなかなか手放せない高齢者の方々が一方でいると、その原因については、先ほどから藤井議員のご指摘のとおり、矢吹町の公共交通ネットワーク、そうしたものについてはまだ取り組みが矢吹町においては進んでいないという、そういう課題、問題もあろうかと思えます。これにつきましては、先ほどもできるだけ早い時期に、この公共交通ネットワーク、いわゆる交通弱者と言われていた人たちを少なくしていく、さらに高齢者が運転免許証を自主返納のしやすい、そんな環境づくりが大切だという思いについては一緒でございますので、そうしたことで取り組みを強化していきたいというふうに思っております。

先ほどもお話をさせていただきました。年明け早々ということでございますので、今、そうした公共交通ネットワークをどのような形で町で取り組むかというようなことで、取り組みをするための協議会、それを発足する予定であります。

したがって、そんなことは言わずにというような言い方で、できるだけ早くすぐにも取り組んでいただきたいということでございますが、さまざまな事例を研究したり、またより矢吹町に最適な、そんな公共交通ネットワークをつくっていきたいという思いもございますので、そうしたこともご理解をいただきたいと思えます。正式名称は何て言ったか……まだ仮称ということで、名称は決まっておりますが、そんなことでご理解をいただければと思えます。

以上、12番、藤井議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） それでは、教育長に伺います。

去る10月25日の福島民報の論説に、文化財の活用という論説が載っておりました。これを少し読ませていただきます。

有形、無形の文化財を地域活性化や観光、産業振興に役立てる動きが加速している。文部科学省は、地方自治体の教育委員会が所管している文化財の保護事務を首長部局でも担えるよう、制度見直しの検討に入った。文化財の有効活用は理解できるが、保護の専門家ではない行政職員任せには疑問がある。専門家の配置など、保護と活用を両立させる体制づくりに熟慮を重ねたい。

外国人観光客の急増に応え、そうした政府の意向が背景にあります。こうしたことで、福島県は会津の十三観音めぐりと、安積疏水事業、安積開拓をめぐる、未来を拓いた一本の水路の両方が日本遺産に認定されております。申請者である会津中通りの市町村は、誘客へ期待を高めており、地域振興に一定の効果を果たすに違いない。しかし、懸念されるのは、活用にばかり目が届き、保護がないがしろにならないかだ。

文化財保護は、地方教育行政法で教育委員会の所管事務と規定されております。政治的中立性の確保、埋蔵文化財を含む地域での開発行為の配慮が求められるためだ。文化財保護には歴史学、考古学、年代測定など、学術的専門を有する専門家が不可欠だ。

地方自治体は、こうした人材をどれだけ抱えているのか。規模の小さな自治体ほど採用は難しかろう。教育委員会の担当者を首長部局に移動させる方法は考えられる。だか、首長の指揮のもとで働くようになれば、活用への圧力が強まる可能性がある。首長からの指示に保護の観点から問題があった場合、担当者は反対できるだろうか。文化財保護法は、文化財を保存し、活用を図り、国民の文化向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。このことを目的としております。

今、矢吹町では、こうした文化的遺産は厳しい現状の中にあると思います。こうした文化財の大切な役目、これをやはり後世の次世代につないでいくためにも、こうした文化財のきちんとした保護体制の充実にこそ力を入れるべきだと、こうした論説があります。保護なくして活用なし、こうしたこの福島民報の論説でございますが、私は今、教育長から答弁がありましたこの歴史資料館の建設までの応急措置といえますか、そういう教育長からの答弁がありました、そうしたきちんとした歴史民俗資料館、教育長には具体的な建設の考えはないのか、再度伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

福島民報の論説をもとにお話、質問された内容についてでございますが、議員おっしゃられるように、文化財の保護は教育委員会の大変重要な任務であるというふうに認識をしております。そして、文化財保護法の本質に基づいて文化財を保存し、活用を図り、国民の文化向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献するというこの精神に基づいて、文化財の保護をしっかりとやらなければならないというふうに考えております。

町の文化財は、町民の共有の貴重な財産でありますし、失ってしまえば、せっかく先人が残してくれた貴重なものが、後世の人たちが有効に活用することもできないということでございますので、そのために、議員も

おっしゃられますように、保護なくして活用なしということを肝に銘じて、文化財の保護に尽くしていきたいと思っております。

そこで、そのために歴史民俗資料館の建設についてということでございますが、教育委員会としましては、歴史民俗資料館も建設していきたいというふうに考えております。それは、町部局ともこれまで何度も協議を重ねてきまして、野崎町長からも、そしてまた議会でも陳情を承認いただいておりますので、歴史民俗資料館はできるだけ早い機会に建設をしていきたいというふうに考えておりますが、町のいろんな、まず当面の仮称複合施設の建設ということがありまして、それから教育委員会としては給食センターの建設という願いもございます。そういうものが重なりますと、大変この建設費が増大になりますので、町部局とも相談しながら、歴史民俗資料館については当面のところは難しいという考えでおります。

そこで、先ほど質問でお答えしましたように、歴史民俗資料館が建設できるまでは、デジタルアーカイブで対応していきたいというふうに考えております。

それで、現在、町教育委員会として預かっております歴史資料等については、おおよそ中学校の旧D棟に保管しておりますので、その保管している仮の収蔵庫といえますか、そういう形でできますように、一部D棟を保護できる施設となるように、空調等を来年度予算で認めていただいで進めていきたいと。

そういうことを含めまして、町としては今年度末に生涯学習推進基本計画をつくりましますので、その中で文化財の保護、あるいはこの歴史民俗資料館の見通しといえますか、そういうことにつきまして概略を述べて、計画的にできれば進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上で、藤井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 教育長に再び、三たびになりますか、伺います。

私がこうした思いで、今、質問しておりますのは、また新聞の話になりますが、毎日新聞にも10月17日、悲しい史というか、エレジー、悲しいに歴史の史になりますが、伝える資料館をと、特攻隊養成拠点だった矢吹、こうした大きな見出しで、毎日新聞の福島版にこう出ております。こうした活動を見ますと、本当に矢吹町の貴重な歴史的遺産を、なるべく一つでもなくしてはならない、紙などはすぐいろいろ、一番もろいといえますか、だめになるような、そういう資料もあると思います。

こうした、やっぱり本当に草の根的な、そういう活動、運動をしている方の思い、それに応えるためにも、やはり写真だの絵ではだめです。じかに見て、じかに触れて、そうしてやはり矢吹町の歴史、いろいろな歴史を知ることができると思います。百聞は一見にしかず、やっぱり実際の品物を自分の目で見て確かめる、そうした実現のためにも、ある町民の方が言いましたが、複合施設よりこうした歴史民俗資料館のほうがもっと大事なことでないのかいなんて言う人もおります。そうした声に応えていくためにも、力強い教育長の思いを再度伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再々質問にお答えいたします。

町民の方の中にも、本当に歴史に関心を持たれ、また文化財の保護のためには、町行政だけではなく、そして私たちのこの手でできるようなこと、そういうことから歴史の掘り起こしといたしますか、そういう活動に当たっておられる方もいらっしゃることは、私も存じております。大変ありがたいことだというふうに思っております。

そういう町の有志の方々、いろんな方々がおられますので、そういう方々のお力もいただきながら、ぜひ矢吹町の歴史の掘り起こしや、あるいは貴重な文化財について、今後どのようにしていったらいいかということは協議を深めていきたいというふうに考えております。

そして、文化財については、じかに見て、じかに触れて、そうして感じる場所が大きいのではないかとというご指摘もいただきました。それは、そういう閲覧といたしますか、そういうふうに見える場所については、歴史民俗資料館の建設が急務ではないかとというご指摘かというふうに思いますが、それにつきましては先ほど答弁申し上げましたとおり、すぐというわけにはいかないもので、時期を見てなるべく早くということで、生涯学習推進計画の中でこの方針を示し、あるいはその計画、建設の時期まで載せることができるかどうかはもう少し検討させていただきますが、ぜひそういう方向で考えていきたいというふうに思います。

しかし、またその中で、先ほども申し上げましたが、じかに見て、じかに触れていただくことができるものもありますが、しかし、じかに見るまではいいかもかもしれませんが、触れていただくについてはご遠慮いただくものも、その保存、保護のためにはございますので、その点をご了解をいただきたいというふうに思います。

なお、ご指摘いただきましたように、将来に向けてということになってしまいますけれども、できるだけ早い機会に、歴史民俗資料館の建設については教育委員会全体としてしっかり考えて、計画的に進めていきたいと考えておりますので、どうも力強い答弁にならなくて大変恐縮には存じますが、ご理解とご協力をお願いいたします。答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

以上で、12番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は議場の時計で11時5分をお願いします。

(午前10時58分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時06分)

◇ 大 木 義 正 君

○議長（熊田 宏君） 通告2番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

矢吹町は、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を将来像に掲げ、その実現に向け、まちづくりに取り組んでおります。

しかしながら、一部地域においては、さわやかな田園のまちの風景に黄色信号がとまり始めております。ここ数年の羽鳥用水からの水不足によって、三神地区の、特に白山地区、神田西地区での米づくりが深刻な状況を迎えております。

以前に矢吹原土地改良区が行った水田耕作継続希望調査によると、この両地区での水田耕作を今後希望しないという地区除外希望の割合が耕作継続希望者よりもかなり多いため、今後の地区の話し合いによっては、地区除外を申請し認められれば、来年度から羽鳥用水の供給を受けられないため、水田として使用できなくなります。つまり、約19ヘクタールの面積で、米にかわる作物を考えていかななくてはなりません。中には、既に米にかわる作物を生産している方も何人かおりますが、多くの農家の方が米のかわりに何をつくっていいのかわからないと困っております。年制的にも、また労働力の確保を考えても、新たな作物の生産に挑戦するのは難しいとおっしゃっています。このまま何の対策もしなければ、この地域は遊休農地や耕作放棄地がふえることが危惧されます。

この地域の農地維持に向けて、またスムーズな転作に取り組めるように、町としてどのようにかかわっていく考えなのか伺います。

次に、羽鳥用水の水不足対策について伺います。

羽鳥用水を利用している矢吹原土地改良区第3水系は、近年、慢性的な水不足になっております。特に、上宮崎、寺の前、沢尻、白山、神田地区は、必要とするときに水が不足することが多く、除草剤が効かない、分けつができないなど、さまざまな障害が生じており、結果的に減収を余儀なくされております。

この慢性的水不足の原因はいろいろ考えられると思います。1つは、長年にわたる羽鳥湖への土砂流入による貯水量の減少、冬場の雪不足による貯水量の減少、春から夏にかけての雨不足など、自然現象も大きな要因の一つです。しかし、今後も用水不足が続くような状況だと、先ほどの白山地区や神田西地区と同様に、水田耕作を断念せざるを得ない農家が出てくることも大いに想定されます。

これらの水不足解消を図る対策は、基本的には矢吹原土地改良区が問題解決を図っていくことが求められていくとの認識は持っておりますが、町も積極的にかかわって、問題を解消していくべきだと私は考えます。このまま問題を先送りしたままだと、やがて三神地区で遊休農地や耕作放棄地がふえて、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現は遠のいてしまうことでしょう。

町として、水不足を解決するための方策を、矢吹原土地改良区や農水省などと協議を重ね、最善の方法を考えてほしいと思うが、町の考えを伺います。

次に、学校給食施設の整備方針について伺います。

町内4小学校の給食施設は、稼働後、長い年月が経過しており、老朽化が進んでいると伺っております。

学校給食については、現在の自校方式からセンター方式による給食を検討していくと伺っております。教育振興課の平成29年度まちづくり総合計画に基づく実施計画書によりますと、今年度の目標として、給食センター建設に向け、事業スケジュール及び近隣自治体との共同建設について検討及び協議を進めますとありますが、

現在、どの程度まで検討及び協議が進んでいるのか伺います。

また、センター方式とした場合、町内には4小学校と1中学校、4つの町立幼稚園のほかにも幾つかの保育園もありますが、どの範囲までを対象として計画を進めていくのか伺います。さらに、事業目標に盛り込まれている近隣自治体との共同建設についても検討していく考えなのか、あわせて伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、農地維持に向けた転作への取り組みについてのおたただしですが、議員おただしのとおり、白山及び神田西地区の一部地域、約18.8ヘクタールの受益地について、矢吹原土地改良区からの地区除外申請を進めております。

地区除外申請を進めることとなった経過ではありますが、矢吹原土地改良区からは1月に、この地域を含む羽鳥用水不足の地域に該当する受益者134名へアンケート調査及び座談会による意見聴取を行った結果、当該地域に水田を有する62名の受益者が地区除外を要望し、意見が一致したためであると伺っております。

当該地域においては、矢吹原土地改良区第3水系に属しており、近年の降雨不足及び天候の変化等により、羽鳥ダムに十分な貯水量が確保できず、水稻の生育不良や分けつ不足による米の収穫量の減収や品質の低下、それに伴う農業所得の減少など、農家が非常に苦しんでいる地域であると認識しており、町では6月15日に県及び町内両JA、矢吹原土地改良区第3水系関係役員とともに水不足に係る対応協議を行い、7月25日には地区除外地区の役員及び受益者に対し、今後の営農活動についての説明会を開催しております。

説明会では、水稻以外の農作物の作付として、一定の要件はありますが、国の支援策でもある経営所得安定対策に加入し、交付金を受けることができる大豆及びソバの作付の推進や、収益向上が見込めるブロッコリーやタマネギの作付を推奨したところであります。また、高齢により営農が難しくなると思われる受益者に対しては、農地中間管理機構を活用した農地の貸し借りの説明を行ったところであります。

さらに、地区除外予定地域の62名の受益者に対し、今後の営農活動に係るアンケート調査を実施したところであります。アンケートの回収率でございますが、62名中38名、約61.3%の受益者から回答をいただき、特に今後の地区除外地区の農地の活用方法の質問については、新たな作物の作付等の回答もありましたが、担い手等への貸し出しが約55.8%となり、受益者の半数近くが担い手等への貸し出しを望んでいることを確認したところであります。また、そのアンケート結果の報告及び説明会を11月28日に開催し、現状と今後の営農活動について意見交換を行いました。

町としましては、今回のアンケート結果と農家の意向を確認しながら、地区除外予定地が遊休農地や耕作放棄地とならないよう、今後も県や町内両JA及び関係機関と連携し、水稻にかわる大豆やソバ、野菜等の農作物の作付の推進や、農地中間管理機構を活用した担い手等への農地の貸し借りの推進を図ってまいります。

いずれにしましても、当該地域の活性化と、将来にわたり意欲のある農業者が希望を持ち、安定した農業経営に取り組めるよう、農業の振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、羽鳥用水の水不足の解消方策についてのおたただしですが、矢吹原土地改良区によりますと、

降水不足による貯水量の低下が原因で、平成25年度に初めて取水停止となって以降、平成27年度及び平成28年度、さらには平成29年度と、断続的に取水停止や取水制限されている状況にあります。その主な原因としては、地球温暖化による冬期間の積雪不足や梅雨時期の降雨量不足にあると考えており、今年度の積雪や梅雨時期の降雨次第では、来年度においても水不足が懸念される場所と見られます。

さきの答弁でも説明しましたが、本町は6月15日に県及び町内両J A、矢吹原土地改良区第3水系関係役員とともに水不足に係る対応協議を行い、矢吹原土地改良区から通水計画の状況報告等の説明を受け、今後の対応や現在の状況の共有化を図ってまいりました。

また、矢吹原土地改良区では、受益者全員に対し通水計画及び羽鳥用水の適正管理の徹底について通知し、さらには各水系役員に対して、羽鳥用水の状況や現状等を把握していただく役員会を数度にわたり開催し、受益地末端まで用水が届くことを目的として、十分に用水が届いている地域で、かけ流し等、用水の無駄遣いが確認された場合、矢吹原土地改良区へ通報していただく等の対策を行ったところと見られます。

町でも、平成28年度に矢吹原土地改良区第3水系の受益地内にある三神揚水機場のポンプ改修時において、改修費用の一部を負担し、設備的な面において安定的な用水の供給を図ったところと見られます。

しかしながら、天候次第では来年度以降の水不足も懸念されるため、町としましては、関係機関とともに来年度以降の利水計画のさらなる検討を行い、効率的、計画的な用水の利活用を推進することや、国及び県へ水不足の実情を細かく報告し、基盤整備事業やパイプライン化等についての可能性を検討し、農家の皆様が安心して農業経営を行えるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食施設におけるセンター方式の検討及び協議の進捗状況についてのおただしではありますが、議員ご承知のとおり、現在、本町の小中学校については、それぞれに給食調理室を備え、各校で調理する自校方式により学校給食を提供しております。

このうち中学校を除く4小学校の給食施設につきましては、給食開始いたしました昭和40年代後半から稼働後30年から40年が経過しており、施設の老朽化や現行の学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理等の課題を抱えております。

これらを踏まえ、教育委員会では、施設の老朽化や学校給食衛生管理基準対策等の検討を重ね、総合的に検討し、現施設を自校方式として改修、改築するよりも、主に施設整備や調理に係る経費削減、衛生管理上の向上、矢吹産品を使った地産地消の一層の推進、食育の共有化等の取り組みを目指し、新たにセンター方式を採用することが望ましいと考えております。

議員おただしの学校給食センター方式に向けた協議、検討の内容につきましては、矢吹町単独による整備の検討とともに、既にセンター方式により学校給食を運営しているものの、本町と同じく施設全体の老朽化等の課題を抱えている近隣自治体との広域整備の可能性について、平成28年度から事務レベルで会議を開催し、検

討しております。近隣自治体との協議においては、互いに資料等を作成し、情報共有を図りながら、整備基準、運営方式、食育推進など、学校給食事業の抱えるさまざまな課題解決に向けた検討を進めてきたところであり
ます。

学校給食センター化に向け、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま提供できる自校方式のメリット
を損なわず、また地元産食材が多く使われ、栄養バランスも考えられた安全・安心でおいしい給食を提供して
まいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、センター方式とした場合、対象となる教育施設についてのおただしではありますが、センター方式の
採用により、衛生管理上の向上及び地産地消の一括的推進、新たな子育て支援策として幼稚園の給食導入が可
能となり、給食センターの規模については、幼稚園から小中学校の園児児童生徒と教職員の合計数、約1,800
食で検討しているところであります。

なお、保育園につきましては、設置基準として、調理室は保育園に備えつけなければならないことになって
おります。

そこで、現在の小中学校に加え、幼稚園にも給食提供を実施して、みんなで同じものを食べる経験を通して、
仲間とともに楽しく食べる習慣や、栄養のバランス、さらに食事マナーなどが身につき、食への感謝の心の醸
成、地元産の新鮮な野菜のおいしさ、食料生産や流通など産業への理解が一層深まるものと考えております。

次に、近隣自治体との共同建設についてのおただしではありますが、センター方式の場合、矢吹町単独で整備
することのほかに、近隣の自治体と共同で給食施設を広域的整備することも視野に入れ、さきに答弁したとお
り、平成28年度から事務レベルで給食施設の広域整備の可能性について協議を行っております。平成29年度も
継続して協議を行っており、学校行事等への対応、食材の地産地消、各自治体給食施設の老朽化の状況などの
課題について協議してございまして、今年度中には広域的整備の可能性の有無を判断したいと考えております。

今後の給食施設の整備方針については、方向性が固まり次第、議員の皆様にお知らせしてまいります。

給食施設のセンター方式による整備については、バランスのとれた食事を提供し、子供たちに望ましい食習
慣を形成するなど、町内小中学校の一貫した食育に大きく寄与できるものであります。これらを踏まえ、近隣
自治体との共同施設として建設できるか、それが難しければ町単独のセンター方式とするか、総合的かつ慎重
に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 大木議員、再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは、質問させていただきます。

まず初めに、以前遊休農地であった、県内でも有数の遊休農地としてなっていました三城目の中沖地区、あ
そこは現在、国の交付金を活用して耕作されていると思うんですけども、どのような現在の耕作状況なのか
お伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、大木議員の再質問にお答えいたします。

今回の質問通告にありました矢吹原の水不足の問題の地区とはまた別な地区、別な問題でありますので、ちょっと準備しておりませんでしたので、後ほど資料を提出したいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 通告に載っていなかったもので、私もちょっと失礼しましたけれども、実は次の質問に関連するということで、今、お伺いしたんですけれども、私が今、把握している内容では、国の交付金を活用して何人かのグループで大豆とかを栽培していると。そして、あとそのほかに個人で家畜の飼料作物、牧草とか、そういうのもやっているというふうな形で、今、あそこは遊休農地がほとんどなくなっているというふうに私は認識しているんですけれども、そういうことで、ある程度まとまった面積があれば、そういうグループとか、あとは意欲のある生産者が借りる条件がある程度整うのかなと思っているんですけれども、先ほど質問した白山地区、そして神田西地区、今回約19ヘクタールの農地で、既にもう別な作物を、もう水がなかなか不足して困るので、別な野菜とか、あとはシバとか、いろいろやっている方もいらっしゃいますけれども、やはり町とか農業委員会がある程度、自分では田んぼ以外はちょっと耕作しづらいという方、先ほど話し合いとかやっってもらっているみたいですが、そういうのを取りまとめて、そして貸し手と借り手のマッチングを町が指導していけば、何とか遊休農地にならなくて済むのかなと思っているんですけれども、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、大木議員のご質問にお答えいたします。

説明会、地域の農家の皆さんと、その中で福島県並びに両JAさんのほうからも説明をしていただきましたが、まず県のほうからは米以外の、先ほどお話にも出ました、国のほうの補助制度の活用できる大豆、ソバ、あとは収益の面から見ますとタマネギとかブロッコリーとか、具体的な品目の説明もいただいておりますが、問題のご質問にも出ておりますとおり、非常にその時間、手間、労働時間が長いというふうなことで、なかなか高齢の方が多いというふうな状況ですので、そういった自分で耕作できない、そういう方に対しては、農地の貸し借りのマッチングというふうなお話でしたが、そういうふうな制度が、農地中間管理機構を通しました貸し借りの制度もできております。

そのマッチングにつきましては、町、それにあとは農業委員会のほうがそういった仕事を担当しておりますので、マッチングの話も説明をいたしました。その中で、当日もそういった、なかなか自分で大変なので、貸し借りの貸し手ですね、貸し手の希望をされる方というふうなことで、当日帰りに申し出てくださいというふうな話をしましたところ、2名の方がもう既に届け出をされておりますので、今後さらにそういったところも含めまして、耕作放棄地にならないように、町としても積極的にかかわっていきたくて思っております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 今、答弁いただきましたように、稲にかわる作物、大豆、ソバ、ブロッコリー、タマネギなどと上げていただきましたけれども、例えば大豆は国からの補助金もあるので、現在もかなり三神地区でも大豆つくって、ただ、2年つくるとまた1回水田に戻さないと、次つけれないという条件がありますので、この場合だと、今度、例えば地区除外が認められて、来年から水が来ないとなれば、2年つくればあとは水田に戻せないで、結局続けて大豆、国の制度のほうの活用した大豆づくりはちょっと難しいのかなと。

ただ、ブロッコリーなんかは、やはり春ブロッコリー、秋ブロッコリーというのかな、かなり朝早くから人手が大変なんですよね、当日とったやつじゃないとJAに持ち込めないというのがあります、するとやはり個人で、1人とか2人でやっている農家さんはなかなか大変なので、なかなか自分で、じゃそういうのを、蔬菜やったらどうですかといっても、なかなか人手の関係で難しい。

だからそうすると、やはり田んぼ以外だと、じゃ誰かに貸すしかないかというようなことになると思うので、その辺、やはり積極的に農業委員会なり町なりが間に入って、貸し借りがうまくスムーズにいくようにできたらいいなと思うんですけども、もし農地として活用が難しいのであれば、そのまま例えば荒らして、最終的に耕作放棄地にしておくのだったら、多分この地域は農業振興地域に入っていると思うんですけども、思い切って土地活用を考えた場合に、この農業振興地域の指定を外して、宅地転用とか企業誘致とかが容易にできるような、そういうふうに展開するという考えはないでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 大木議員のご質問にお答えいたします。

当該地区におきます農振地域の除外、見直しの問題でございますが、あの地域につきましては、特に農振地区の中でも農業を守っていく重要な第1種農地と指定されているところでございます、これまでも多くの国からの国営事業やら、農政関係の補助事業が投入されている重要な地域と認識、町もそうですし、国・県のほうでもそのような形でこれまで行ってきておりますので、耕作放棄地になるんだったら有効活用というのはわかりますが、なかなか農地を簡単に非農地にするというのは難しい問題でありますので、やはり現在のところは耕作放棄地にならないように努めてまいり、農業用地として今後も活用される地域として守っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） ぜひ、耕作放棄地にならないように努力していただきたいと思います。

次に、水不足のほうについて質問しますが、私も今、農業共済の評価委員をしておりますが、今年度の水稲被害調査、9月18日に実施しました。被害調査の申請が出ていた田んぼの数ですけども、矢吹地区と中畑地区は合わせて20カ所あるんですね。それに対して三神地区は、当日の急な追加分も含めると、100カ所

を超えているんです。そのほとんどが羽鳥用水の水不足による収量減の被害で、通常の収穫に比べたら、多少の共済金をいただいても、なかなかやっぱり割に合わないということで、このままではやっぱり、これ何年も続くと生産意欲がなくなってしまうのかなど、私自身も思っているんですけれども、耕作者の方からは、この慢性的な水不足、何とか対策講じてもらえないかという声が届いております。

この上宮崎から寺の前からの地区は開拓したときに、開拓したときか、その後の構造改善か、ちょっと私ものはっきりしていませんけれども、結構なだらかにつくってあるんですよ。だから、例えば100メートルで何センチくらいの勾配なので、羽鳥用水の水路が満杯にならないと、奥まで圧力で押ししているような感じなので、奥まで行かないというのが正直現状なんです。特に寺の前地区は、そういう意味で、今まで土側溝だったんですけれども、国の多面的機能支払交付金事業の長寿化補助金を活用して、自分たちで水田の土側溝をU字溝の側溝に整備する事業を行っています。そして、ことしで3年目となりますが、3年間で1,200メートル以上整備してきました。こうした努力、自分たちで少しでも無駄な水が出ないように、自分たちでU字溝入れて努力しているんですけれども、肝心のその水路に必要なときに水が来ない。せつかくの努力しているのが、なかなか報われないのが現状です。

どうすれば、この慢性的水不足、必要なときに水路に水を送ってもらえるかというのを、もっと町が真剣に努力してほしいと思うんですけれども、その辺の考えを伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

非常に水不足で努力をされている、そういう話を今、聞かせていただきました。私も、9月18日に実施されました水稻被害調査、三神地区が非常に多いというようなことは知っていましたが、具体的な数字を聞いて、改めて被害の深刻さを実感したわけでございます。

慢性的な水不足の解消ということで、抜本的にこれだというものなかなか見えてこない、それが非常に問題だというふうに思っております。先ほども大木議員のほうから、羽鳥ダムのもそのもの貯水量を問題視する、これは共通認識として、町も矢吹原土地改良区も同様な考え方を持っておりますし、また今、対策としてとれることにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、受益者全員にこの慢性的な水不足というものをいかに認識していただくかというところだというふうに思っております。

水は、最終的に平成29年度、予定どおり通水できましたけれども、ところが最も水が必要とされるときに水が来ないということで、そういう大きな被害が出たと。そういうところで、どういう状況にあったのかというところを詳しく、町も、そして土地改良区も分析をして、そうした原因、課題等についても把握をさせていただいております。

それが先ほどの答弁であつたとおり、水を流して上流部で十分に水が間に合っているのに、かけ流し状態であつて、末端が水不足だということを上流部の方が認識していないために、無駄な水が多くなってしまっている、そういう状況もありますし、また本来行くべきところに行かずに、さまざまな古田部とのかかわりがあつて、本来ならば古田部に入れなくてもいい水が古田部に入ってしまった、受益者である水田に水が回らない。

また、特に三神地区については、揚水ポンプのところに一旦水を落とし込んで、そのポンプでもって水を揚げて、そして間接的にまたポンプを経由してというようなことで、そうしたポンプの性能が落ちている等々、非常に複雑、そして多様な課題を抱えております。

したがって、何度も何度も先ほどから話をさせていただいているように、土地改良区でも、さらには町、土地改良区、県、JAと話し合いを持っておりますし、農家の方にも直接、そういった啓発というものもさせていただいておりますが、結論的には冒頭でお話ししましたように、抜本的な解決には至っていない。

今後、どんなことが考えられるのかということでございますが、これについては今、1つには基盤整備事業、さらにはパイプライン化、そうしたことも視野に入れて検討を進めていかなければならないというふうを考えておりますので、これについては多くの費用と多くの期間、そういったものがかかりますので、なかなか難しい問題ではあるなど。でも、基本的に抜本的な解決を図っていかない限りは、この問題は解決しないだろうという、そんな思いで、最重要課題というような受けとめ方も、町としましても強く持って対応してまいりたいというふう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件については、私も機会あるごとに県とか国に働きかけを行っております。毎年のように東北農政局との管内市町村長との協議会、さらには土地改良区の理事長を含めた東北農政局との協議会、そういう中で、矢吹原土地改良区、そして矢吹町が抱えているこの水不足の問題についても要望しておりますし、また、羽鳥ダムそのものの水利権というものもなかなか難しい問題で、片や矢吹町が水不足で悩んでいるにもかかわらず、一方で鶴沼川には一定の水量を、権利だということで、水がないにもかかわらず一定量を流し込んでいるとかとさまざまな問題があつて、これは難しい問題だなということで、なかなか農家の方に具体的な解決方法を明示できないのは歯がゆさを感じております。

繰り返しになりますけれども、これを最重要課題として町も土地改良区も認識しながら、解決に向けて努力をさらに傾注してまいることをお約束しながら、8番、大木議員の再質問に対する答弁とさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 今、さまざまな可能性について検討しているということで、私も安心しておりますが、例えば羽鳥ダム、完成してから多分60年ぐらいになるのかなと思うんですけども、その長い年月で土砂がかなり流入して堆積していると思うんですね。私も、去年、おとしの一番水が少ない渇水の時ですか、実際に見てきましたけれども、本当に底の深い部分だけに水があつて、あとは泥というかあれだったので、先ほどの答弁では、パイプライン化とかいろいろ、もう検討しているということですから、それにあわせて土砂の撤去ですか、そういうのは国のほうの働きかけで何とか土砂の撤去をして、貯水量を確保、春の農作業の始まる前、田んぼの始まる前までにある程度の貯水量が確保できるような、そういうことというのは考えられないのかどうかを伺ひます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 大木議員の質問にお答えさせていただきます。

問題は貯水量という観点から、羽鳥ダムについても水が減ったときにかなりの土砂が流入している、そんな状況が見られたということでございます。その点については、どの程度まで土砂が入って、要するに貯水量に問題があるのかどうかということについても、具体的なそういった調査はしておりません。私たちも、そういうことが問題だろうということもございますが、あそこを揚水管理している管理事務所の方と、専門的な話を矢吹原土地改良区でもしているんですが、そういう問題が問題視されたというような話し合いの経過もございません。

ただ、そういうことも多分にあるだろうということもございますので、今後、土砂の流入によって貯水量にどのような影響を受けているのかどうか等を含めて、もしそういったことに問題があるとすれば、そういったことについての要望も管理事務所、または国、さらには福島県選出の国会議員等に要望活動していくというような考え方はございます。

なお、先ほど話をさせていただきましたように、あのダムは約2,700万トンの水がたまるんですね。ただ、これが下流域、要するに6年8カ月前の東日本大震災によって、羽鳥ダムそのものの堤体に亀裂が入ったと、それは早急に復旧工事ということで手当をしてもらいましたので、今すぐどうのこうのという影響はございませんが、ただ、須賀川のダムの決壊に基づいて、下流域の人が水を満杯にしてくれるなどというような、そういう心配も国のほうに対してしているわけですね。ですから、ぎりぎり貯水吐、洪水吐、ぎりぎりまで水をためずに、2,700万トンの水をためることができるんですが、それをちょっと下回るようなことで、今は貯水量を制限しているということについても、大木議員にご理解をいただければというふうに思っております。

しかし、ご指摘の点については、繰り返しになりますが、管理している事務所との相談の上で、そうしたことについての検討の余地があるかどうか、あった場合についての対応についても早急に、しかも万全を期していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） いずれにしても、さわやかな田園のまちを守るために、これからも努力していただきたいと思います。

次に、給食施設についてお伺いしますが、今、センター方式を考えていて、いろいろ検討しているということですが、以前、矢吹小の大規模改修の際も給食室の改修という話がありましたけれども、国の補助金がなかなか思ったような補助金がないと、少ない補助金しかつかないということで断念した経過がありますけれども、このセンター方式にすると、そういう国の補助金というのは、普通の給食室改修する補助金よりも有利な補助金というのが見つかるのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 大木議員のご質問にお答えいたします。

センター方式にするということと、あと自校を改修する、同じ補助金でございまして、特に有利な点というところはございません。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 先ほど教育長の答弁で、給食センターができれば町内の幼稚園にも給食が支給できるということを伺ったんですけれども、今まで、私もちょっと認識不足だったんですけれども、幼稚園というのは給食がないのが当たり前なのかなと思ったら、よその市町村から矢吹に来た人が、何で矢吹は幼稚園には給食ないんですかという方が何人かいらっしやって、あとそんな話も聞いたことあるので、幼稚園の給食というのは、やっぱりそれだけ保護者の方が要望しているのかなと思うんですけれども、現在は、例えば幼稚園で矢吹の場合は給食出していないんですけれども、保護者の方々からの声というのはどういう声が多いんでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の再質問にお答えいたします。

幼稚園の給食提供についてでございますが、保護者の要望については、全体の調査を行っているわけではないんですが、この前、各幼稚園のPTA会長の町並びに教育委員会への陳情がありまして、その折に出た、陳情内容ではなかったんですけれども、会長さん方のお話ですと、かなり要望があると。中には、ある会長さんは、弁当を毎日つくることがいかに大変か、あなたわかりますかというようなことまで言われたというような方もおりました。そういうことからすると、相当要望は大きいものというふうに認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） センター方式にした場合の課題として、私が考えるには、まずはいかにおいしいものをつくるかということと、あとは各地域によっていろいろ特色ある献立が今まであったのが統一にするのかという課題と、あとはやっぱりあったかい給食が提供できるかということだと思っておりますけれども、その辺はどういうふうに解決しようとしているかをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 大木議員、どういう課題があって、どう解決するかということでもいいですか。そうですね。

答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の質問にお答えいたします。

センター方式にした場合の課題ということでございますが、今、お話しいただきました各地域による特色あ

る給食ということにつきましては、例えば共同方式にした場合でも、それは可能であるというふうに思います。

矢吹町内においても、例えば三神小学校の子供たちがこういう献立を希望していると、ではきょうは三神小学校の希望献立でつくりましたということであれば、それは小学生へも中学生へも提供することはできます。ですから、共同方式にした場合、その村とか町とかの特色ある献立は取り入れることが可能だろうというふうに思います。

それから、さらに課題としてご指摘いただきました温かいものを温かいうちに、そういう給食提供で問題はないのかということかと思いますが、それにつきましては、もちろんいわゆる給食を入れる、運ぶ、何といいますか、バケツのようなという形で、それは保温性のものにいたします。ですから、相当保温はききますし、入れ物としても、それから運ぶとなると専用の保温のきいた車で運ぶということにもなりますので、温かいものはできるだけ温かいうちに、それから冷たいものは冷たいうちにとすることは、自校方式よりは多少はあるかもしれませんが、それはそういう形で提供できるというふうに考えております。

そういうことで、今までと違って、保冷库といいますか、保冷自動車というか、要するに運ぶ車を準備しなければならないとか、あるいは各学校にそれを一時保管する入れ物といいますか、そういうものを準備しなければならないというような、細々とした課題はいろいろとあろうかというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございますか。

○8番（大木義正君） ありますか、時間は。

○議長（熊田 宏君） 3分あります。

○8番（大木義正君） じゃ最後に、この間テレビで、学校給食が非常にまずくて残すという学校の話をしていたんですけども、例えばセンター方式で給食を提供するようになった場合でも、常に子供たちの声を聞いて、やはり学校給食が楽しみに学校に行けるような、そういうふうな声を大事にしてやっていってほしいと思うんですけども、その辺を最後にお伺いして、質問を終わります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） センター給食にした場合、その給食がまずいというようなことがあってはいけないわけですが、その報道については私も存じておりまして、ちょっと考えられないことであるというふうに思います。それは、まずければ子供たちは食べると言っても食べられないものも出てきますので、給食残量がどのくらいあるかで、当然、各学校でも、センターであれば各学校でも把握していますし、センターでも把握できます。

そして、給食提供の前には、約30分から1時間前に各学校で試食を行います。通常は校長が学校では試食をしますので、そういう、まあ、たまにまずいというのはあるのはやむを得ないかもしれませんが、それがいつも残るような、子供たちから不平が出るような、そういうことがあってはいけませんので、試食のときに十分注意をします。

もちろん、子供たちの声を聞くために、年に何回かはアンケートをとったり、それから保護者の希望者には

試食をお願いしたりして、各学校で残量が多いというようなことがないように注意しておりますので、センター方式になってもそのようなことは続けてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。

午後1時10分より再開いたしますので、よろしく申し上げます。

（午後 零時06分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 1時10分）

◇ 鈴木隆司君

○議長（熊田 宏君） 通告3番、13番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

13番、鈴木隆司君。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴に来ていただいた方、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして、2点ほど質問をさせていただきます。

町は、これまで、旧奥州街道を中心とした町なかのにぎわい創出について力を注いでまいりました。当該政策は町の未来にかかわる重要な案件であり、今後も予定されているポケットパーク、そして複合施設等を含め継続策も注目をされているものであります。

よって、以下の点についてお伺いをいたします。

1、これまで実施した災害復興公営住宅、中町第1、中町第2、中町第3、大正ロマンの館、屋内外運動場について、それぞれの完成までの総費用額を改めて伺うとともに、その効果、相乗効果について、にぎわい創出の観点からお伺いをいたします。

なお、総費用額につきましては、時間の関係上、金額のみで結構ですのでよろしくお願いをいたします。

2番、間もなく完成するポケットパークと今後予定されている複合施設について、同じく改めてそれぞれの予算総額を伺うとともに、その効果についてどうお考えかをお伺いをいたします。

3番、町内の人々を対象とした内的なにぎわい、また、町外の人々、交流人口を対象とした外的なにぎわいを並行して、どのようににぎわいを創出していくのか、町長のお考えと構想をお伺いをいたします。

2番であります。

町独自の基金の創設、将来返済のない奨学金制度の確立の観点から伺いますが、子供たちの青少年育成の一環であるスポーツ少年団等課外活動や、若者の大学、専門学校等への進学については、金銭面での負担が極めて大きいことは明白であります。その認識と、また、そうした若者の支援策について、以下の点についてお伺いをいたします。

1番、スポーツ少年団等の団員の減少の原因として、少子化とともに金銭面の負担や保護者の支援負担の大きいことが問題となっておりますが、町としてはどう認識し、どう対処を考えているかをお伺いをいたします。

2番、若者の進学等については、各種奨学金制度がたくさんございますが、町独自の返済のない奨学金制度を設立する考えはないのかについてお伺いをいたします。この件に関しましては、現在、国も達成に向け、かなり今、研究と調査をしているところでございますが、国がやる前に町独自のこうした基金を設立できないのかという観点からお伺いするものであります。

3番、今述べました1番、2番の解決法として、町に直接入る間接税を利用した基金の設立はできないのかについて、ぜひやっていただきたいという観点からお伺いします。

例えば、特にたばこ税に関してですが、数字を申し上げます。当町のたばこ税に関しましては、平成26年度1億9,700万円、平成27年度1億9,000万円、平成28年度が1億8,300万円ほどあり、貴重な財源となっております。現在、町はこの貴重な財源を町民の方々のため、町発展のために貴重な財源として大切にお使いをいただいております。この中から3%ほどを、現在、今、私が述べました若者の支援あるいは返済のない奨学金制度の設立のために使えないかというような質問でございます。

まず最初の質問でございます。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆様、ご苦勞さまでございます。

それでは、13番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害公営住宅、大正ロマンの館、屋内外運動場の完成までの総費用額及び整備後の効果についてのおただしであります。災害公営住宅の総事業費につきましては、中町第1災害公営住宅が約4億円、中町第2災害公営住宅は約7億4,000万円、中町第3災害公営住宅は約3億7,000万円、合計で約15億1,000万円となっております。

財源内訳としましては、東日本大震災復興交付金が約13億1,000万円、福島県市町村振興基金が約600万円、一般財源は約1億9,000万円となっております。

災害公営住宅の入居率につきましては、中町第1災害公営住宅は入居可能戸数14戸に対し12戸の入居で85.7%、中町第2災害公営住宅は入居可能戸数23戸に対し19戸の入居で82.6%、中町第3災害公営住宅は入居可能戸数11戸に対し6戸の入居で54.5%、中町地内における災害公営住宅全戸数では48戸に対し37戸の入居で77.1%の入居率となっております。

次に、大正ロマンの館の総事業費につきましては、用地取得費が約400万円、改修工事費が約5,100万円、合計で約5,500万円となっております。

財源内訳としましては、国・県等補助金が約1,300万円、震災復興基金が約2,000万円、一般財源は2,200万円となっております。

大正ロマンの館は、矢吹町中心市街地活性化推進施設として平成28年11月にオープンし、カフェレストラン、中高生等による学習室の利用や、県の観光イベント、リアル宝探しイベントインふくしまや、商工会によるや

ぶきクイズラリーでの活用、平成29年3月に連携協定を締結した光南高校生によるレシピコンテスト等が開催されるなど、多くのイベント、中心市街地のにぎわいづくりの拠点として活用されております。

なお、大正ロマンの館の利用者につきましては、町内の方々はもとより、町外からも駅観光案内所の利用者やイベント参加者、屋内外運動場からの利用者も見受けられ、10月末現在で約7,000人の方に訪れていただいております。

次に、屋内外運動場の総事業費につきましては、約6億8,500万円となっております。

財源内訳としましては、国庫補助金が約3億1,300万円、震災復興特別交付税が約2億8,200万円、震災復興基金が約6,800万円、一般財源は約2,200万円となっております。

本施設は、平成27年3月のオープン以来、本年10月末には来館者が13万人を突破し、町内、町外の多くの方々から好評を得ております。特に、町外からは6万人を超える方々に来館いただいております。また、マスコミ等に取り上げられたことから、県内外からも多くの方が視察に訪れるなど、魅力ある施設として注目を浴びております。

これらの施設につきましては、先ほども説明申し上げたとおり、いずれも町の財政負担が非常に少ない有利な事業として整備することができ、それぞれの施設の設置目的の達成はもとより、中心市街地のにぎわい創出の拠点としても非常に効果の高い事業であると認識しております。

議員おただしの相乗効果につきましては、中心市街地の各施設において数字としてあらわれており、駅観光案内所については、今年度は10月末現在で9,800人、また屋内外運動場では、今年度10月末現在で3万1,000人、大正ロマンの館の利用者を合わせると4万7,000人を超える町内外の方々が訪れており、各施設の相乗効果によるものであると確信しております。

また、今後は、現在整備を進めている中町ポケットパークや（仮称）矢吹町複合施設による相乗効果も期待され、中心市街地、特に奥州街道沿道のにぎわいが震災以前以上になることはもちろんのこと、震災からの真の復興、ひいては矢吹町のさらなる発展につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、間もなく完成する中町ポケットパーク（以降、ポケットパーク）と、今後予定される（仮称）矢吹町複合施設（以降、複合施設）について、それぞれの予算総額とその効果についてのおただしであります。初めに、予算総額についてであります。これらの事業は、国の社会資本整備総合交付金事業の一つである矢吹駅周辺地区都市再生整備計画に基づき整備を進めるものであり、ポケットパークにつきましては約1億5,000万円、複合施設につきましては約16億円の事業費を見込んでおります。

歳入の内訳は、国からの交付金が約40%で約7億円、残額の90%の約9億4,500万円を起債、その残りの約1億500万円は町の一般財源となっております。なお、起債額の約22%の約2億800万円が、翌年度以降、国からの交付税措置がなされることとなっております。

これら事業の完成時期につきましては、ポケットパークが来年の2月末、複合施設は平成32年3月末を予定しております。

次に、これら施設の完成により期待される効果につきましては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画を国に申請するに当たり、幾つかの目標値を設定しております。その目標値では、市街地における平日歩行者通行量の

増加や空き店舗数の減少、また町なかにおけるイベント数の増加を掲げております。これらの目標を達成するため、ポケットパークや複合施設は町なかのにぎわいを復活させるための拠点施設の一つであり、既存のJR矢吹駅や大正ロマンの館等との結びつきを強化し、これら施設の回遊性を増すことで町なかのさらなるにぎわい創出が期待できます。

また、これら施設の魅力を引き出すためには、ソフト事業の充実も大変重要であると考えており、商工会や地元商店会、地元行政区及びサークル団体等さまざまな団体の利活用により、住民一人一人が主役となり、町と一緒に考えて、行動していただくことを期待しているところであります。

今後も、こうしたハード、ソフト両面から町なかのにぎわい創出を考え、子や孫、町民の皆様が将来にわたって愛着を持っていただけるような施設、そして町にしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民及び町外の交流人口を対象としたにぎわいの創出についてのおたただしですが、まず、大正ロマンの館の交流人口、にぎわいづくりにつきましては、先ほどの答弁と重複しますが、カフェレストラン、中高生等による学習室の利用、各種イベント等により、昨年11月のオープン以降、町内外から10月末までに約7,000人もの方々に訪れていただいております。中にはカフェレストランの料理を目的に他県から来たという方も多くいると伺っております。

屋内外運動場未来くるやぶきにつきましては、平成27年3月27日のオープン以来、平成27年度末までに4万7,922人、平成28年度は5万1,534人、平成29年度は10月末現在で3万1,230人と、合わせて13万人以上もの方々に訪れていただいております。町内外の親子連れや各種事業・イベント参加者の方々に非常に好評を得ております。

平成30年2月に完成予定のポケットパークについてであります。軽トラ市の開催や、商工会主催の各種イベント、矢吹バンド連合会でのイベント等の開催が検討され、今後、にぎわいづくりの場として活用される予定であります。

さらには、図書館機能、中央公民館機能、子育て世代活動支援機能、観光交流機能の4機能を核とし、平成32年の完成を目指して整備が検討されている複合施設においても、さきの答弁のとおり、機能の集約により既存の図書館及び公民館の利用者数以上に多くの方々の利用が見込まれ、今後、さまざまな事業の実施に向けて検討を行ってまいります。

旧国道4号沿線の中心市街地は、古くは宿場町の時代から現在に至るまで、矢吹町の顔として繁栄を続けてきた歴史ある場所であり、先人たちの努力、栄誉を次代に引き継いでいくためにも、商工会を初め関係機関、団体の皆様と連携を図りながら、個々の施設の単独事業だけでなく、それぞれの施設を結びつけ、町外からの交流人口をふやし、中心市街地活性化に向け、にぎわい創出に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、若者支援の基金についてのおたただしですが、子供、若者は、家族にとっても限りない可能性を秘めたかけがえのない存在であります。しかしながら、子供たちを取り巻く環境は、価値観の多様化、情報化の進展、保護者等の雇用状況など、急激に変化してきております。少子化が進む中、保護者を支援しつつも将来を担う子供たちを守り育てていくことの大切さは、何よりも重要であると認識しております。

その支援策の一つとして、基金を新たに設置し、スポーツ少年団への金銭的支援や給付型奨学資金制度設立についての提案であります。その財源となる町税につきましては、用途による区分において普通税と目的税に分けられ、普通税は収入された税が用途を制限されることなく自由に使用できる税であります。一方、目的税は特定の目的のために使用しなければならない税として目的財源となるものであります。

歳入において最も収入金額が多い町税は、これまで全額一般財源に充当しており、各種事業を執行する上で大切な財源となっております。その財源の活用方法については十分な議論が必要であります。これまで、若者支援策の一つとして、その役割を矢吹町文化・スポーツ振興基金が果たしてきたと認識しておりますが、基金の設置については、目的や適用方法などを明確に定めた上、条例制定する必要があることから、重要かつ目的に沿ったものでなければならぬと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、スポーツ少年団、奨学金制度の現状や対応については教育長に答弁させますので、ご理解願います。

以上で、13番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

13番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ少年団の団員減少の理由についてのおただしであります。現在、矢吹町スポーツ少年団は、ソフトボール4団体、サッカー1団体、空手1団体、ミニバスケットボール男女各1チームの2団体、計4種目8団体が登録しており、登録団員数は合計152名であり、昨年度より22名少ない状況であります。

団員数減少の原因にはさまざまな要因があると考えております。子供たちに関しては、少子化の影響により子供たちの数が減少したこと、余暇の過ごし方が屋外から屋内に移り、ゲームなどの時間がふえてきていること、週5日制の定着により各家庭の週末の過ごし方が多様化していることなどがあります。また、保護者に関しては、共働き家庭がふえ、仕事が忙しく練習や試合等の送迎が難しいことや、子供たちがけがをすることなく安全な生活を望み、休日を子供と一緒に過ごす家庭もあります。以上のことから、団員数の減少理由について一様に整理することは容易ではないものと考えております。

また、スポーツ少年団活動の意義やよさが十分に理解されていない状況もあると考えております。小学生の子供たちにとって、スポーツを継続的に行うことは精神的にも身体的にも望ましい効果が期待できるものであり、また、地域を基盤とした集団活動を行うことは、将来に向けて仲間づくりや人と人のつき合い方など、みずからの生きる力を育てるためにも重要な体験ができるものであり、スポーツ少年団活動の意義の一つでもあります。

今後、スポーツ少年団理事会において金銭的負担や保護者負担について現状を把握し、増員を図るための取り組み、また、スポーツ少年団活動の目的であるスポーツを通じた子供たちの健全育成について、子供たち、保護者の皆さんに伝え、理解いただくために、具体的に協議してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町独自で返済のない奨学金制度を設立できないかのおただしであります。奨学金制度は、国、地

方公共団体、大学等のみならず、民間の法人などが、独自の採用基準を設けてそれぞれの団体が学生に対する経済的支援を実施しております。矢吹町でも、大学・高校等への進学に際し、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる者に対し、昭和52年4月から奨学資金制度を設け、大学については国公立と私立の区別、自宅通学与自宅外通学の区別により、無利子で月2万9,000円から5万3,000円の間で貸与しております。しかし、返済の必要のないいわゆる給付型奨学資金制度については、本町ではまだ設立しておりません。

今般、国は奨学資金事業において、大学進学者を対象とした給付型奨学金を今年度から先行実施し、来年度より本格実施することを決定しております。この制度では、平成30年度の大学等の進学予定者のうち住民税非課税世帯、生活保護受給世帯などに対し、国公立大学と私立大学の区別、自宅通学与自宅外通学の区別により、月2万円から4万円を給付する内容であります。

今回の国の給付型奨学金制度の導入により、各団体においても、これまで貸与型が中心であった制度の改善や見直しを検討することが予想されます。しかし、新聞の報道などでは、給付型奨学資金は月々の給付額が少なく、その額では到底賄い切れないことや、採用される基準が厳しく対象人数も少ないことなどの課題が取り上げられております。このような給付型奨学金制度につきましては、長期にわたって給付するための財源をどのように確保するか、十分に検討する必要があります。

教育委員会としては、今後も国や近隣市町村など各団体の動向や町の財政状況などを考慮しながら、町の将来を担う若い人たちの学ぶ意欲を支援するため、よりよい奨学金制度となるよう検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町に直接入る間接税を活用した基金の設立についてのおただしであります。教育委員会で所管している基金は、矢吹町文化・スポーツ振興基金及び矢吹町奨学資金貸与基金であり、これら基金を活用し、文化、スポーツの振興や就学支援を図っているところであります。

基金の活用状況につきましては、矢吹町文化・スポーツ振興基金は、今年度は文化事業に3件31万円、スポーツ事業に29件39万円の助成を行っております。特に、スポーツ事業では小学生から高齢の方まで多くのご活躍があり、全国大会出場者15名に定額2万円を、東北大会出場者13名に定額1万円の助成を行っております。また、基金助成事業の対象とならない部活動などで活躍されている皆さんには、激励金支給事業により、今年度36名2団体に42万円を支給し、その都度激励会等を開催し、町三役出席のもと各大会への出場をたたえております。その様子については、新聞や町広報誌に掲載され、町民の皆さんにも活躍されている方々の情報をお知らせしており、町民の方々からも、町の支援並びに活躍している子供たちの広報は町の誇りとしてうれしいお知らせであると好評をいただいております。

また、矢吹町奨学資金貸与基金は、昭和52年の制度開始からこれまでに95名に利用されております。奨学資金につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、国や各団体の今後の奨学金制度の状況を確認しながら、町の財政状況などを考慮した制度改正が必要なのか検討を深めてまいります。

基金設立には課題もあることから、その目的や運用についてメリット、デメリットを十分に精査した上で慎重に検討したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） まず最初に、町なかのにぎわい創出の点について質問をいたします。

町なかの各施設に関しましては費用総額のみと、時間がないので費用総額のみでお願いしますと言ったところ、ご丁寧に財源の明細まで言っていただきましてありがとうございます。

先ほど来、今まで町なか、駅中心に取り組んだ各施設の費用総額を述べていただきました。災害復興公営住宅で約15億、それから大正ロマンの館で6,200万、それから、今後予定されているポケットパーク1億5,000万、そして複合施設に約16億等々述べていただきましたが、ここに現在完成しております一区自治会館約2億3,400万、それから矢吹の駅舎、矢吹駅には約17億、こういったもの等々を合計しますと、約50億近くのハード的な施設がつくられております。

これに関しましては、町の中心地のにぎわいをつくらうということで、その選択と集中という事業方針からこういったものができたということで、これは大変喜ばしく、こういった選択と集中の中にこういった施設が次々とできて、町なかのにぎわいを取り戻すんだというような政策の意図ははっきりと見えている政策であり、これは評価できるものであると思います。

ただ、質問に移りますが、ちょっと町長と、町と私たちの中の、ちょっと印象、考えの差異として、町なかのにぎわいということで、昼間、町の商店街を通ってみても、夜、町の中を歩いてみても、そうそうにぎわいは感じられないんですね。かなり効果があるというような答弁でございましたが、私もいろんな立场上会合が多く、タクシーに乗ったり代行で帰ってくることもありまして、そういった運転手さんが口をそろえて、何とかこの町の中のにぎわいを取り戻してほしいんだと、全然人が歩いていないんじゃないかというような声なんです。

それで、これだけの施設、選択と集中でこれだけのハード的な施設ができたわけですから、今後、この施設のにぎわいを取り戻すための方策として、特に、内的じゃなくて、私、交流人口対象とした外的という言葉を使いましたが、この外的な人々をこの駅中心に引き込むということで、町長のお考えはいかがなものかをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

町なかのにぎわいの創出をということで、町もさまざまなハード、ソフト両面にわたって事業を展開してまいりました。そうした中であって、先ほどの答弁の中で、さまざまなイベント等を含めて、またこれからさまざまな団体、商工会や行政区や、さらにはサークル団体の皆様のほうからもいろんな事業をやっただけ、そうしたことでさらににぎわいも生まれるだろうというような答弁をさせていただきましたが、そうはいつでも町なかのにぎわいが感じられない、昼、夜、全然人が歩いていないのではないかというようなおたがいでございますが、先ほども、実際の数字で数は述べさせていただきました。これだけの人が町内、さらには町外から各施設を利用しているという実態については、そういう、実際に人が見受けられないといっても、これだけ

の人が入り込んでいるということであれば、当然、それだけの人が動いているということでございますので、そうしたことでご理解をいただければというふうに思っております。

ただ、もう一方で、なぜ人の動きが見えないかということにつきましては、人は最近歩かないんですね。車での移動を含めると、昔ほど自転車や歩行で町なかを歩くということについては、移動手段として選ばれていない。そうしたことも含めて、町なかのコンパクト化を図って、町なかを歩いていただける、そんな魅力ある市街地の中心市街地づくりを進めております。

そういった意味では、これからどんな仕掛けができるかというようなことも、実際に歩いていただいて、この通りのよさ、通りのすばらしさというのを認識していただけるような、そんな工夫なんかも必要だろうというふうに思っておりますので、そうしたことについては、これから町自体も、さらには商工会、そして商店会の皆さん、地域に住む人たちにそうしたことで一緒になって考え、一緒になって行動していただくということも必要かなというふうに考えておりますので、そんな取り組みを、この後はソフト事業で進めてまいりたい。

町にできることについては限界がございます。入れ物はつくりました。ハードはつくりました。人が集まる、そうした下地はできました。この後、この町なかの施設を含めて、どのように利用してどのようににぎわいをもたらすかということについては、人に係ってくるんだらうというふうに思っております。その点について、さらに注意を深め、注意をしながら、深めながら、そんな仕掛けづくりをしていきたいというふうに考えておりますので、そうしたことにおいては、引き続き隆司議員のほうにおきましても、さまざまなご意見等々いただければと思っておりますので、よろしくご意見申し上げます、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて質問はございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 関連ですが、私も商店街で生まれ育った人間で、毎日のように商店街を見ておる人間ですが、今の、車自体も、もうまるっきり通らないような状態であります。私の感想です。

そこで、この要因として、先ほど来町長がおっしゃった、もうハードができているのであとはみんなで考えていこうという、私もその意見に賛成です。この要因の一つとして、以前は私よく言うように、水戸から棚倉通って、棚倉・矢吹線がこの旧奥州街道につながっていたんですね。それから、いわき、古殿、石川、玉川なんかを通って矢吹に入るいわゆる石川・矢吹線もこの旧奥州街道につながっていて、その当時のにぎわいを私は知っておりますから、こういった流れが矢吹大橋によって、当時は当時のそういった車の混雑とか交通事故の危険ということで、そういった構想があったんですが、今、メガステージのヨークベニマルの付近で、この棚倉街道と石川街道が合流して矢吹大橋を飛び越えて4号線に出ると。いわゆる町の中に一切こういう流れが入っていないんです。これが私は一つの大きな要因だと思いますが、ちょっとこの辺の対処法に関しまして後で言いますが、この流れに関しては、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

県道棚倉・矢吹線、県道石川、町道石川、こちらについての人の流れが、例えば棚倉・矢吹線については矢

吹大橋ができてしまったためというように、そういう条件的なことをお話しされていますが、人が流れてこないという理由等についても含めて、鈴木隆司議員と同感でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 全く町長も認識されておりまして、私のそういった考えと同じでございます、この流れがもったいないんですね。

じゃ、この流れをどうしたらいいかということでございますが、今、矢吹の町の中にも、先ほど来申し上げた約50億円もかけてきちんとしたハード面の施設ができていますし、町の中にはさまざまないろいろなものがたくさんあるんです。そういったものを利用して、特に棚倉街道、石川街道の流れを町の中に呼び込むために、その誘導的な、目につくような誘導看板の設置。それは当然、町だけじゃなく商工会、あるいは商店の人々もみんなで努力しなければなりません、この本当に棚倉街道、通称石川街道、この流れが町を飛び越えて行ってしまうというのは本当に惜しいんです。この人たちを何とか、この人たちの何分の1でもいいから町の中に誘導できないかというような、誘導看板の設置なんかはいかがが考え、こういうアイデアはいかがでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

流れを町なかに誘導するについて、看板を設置してはどうかというご提案、このご提案につきましては、この後検討させていただきたいと思っております。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 同じく関連ですが、今は矢吹町の持つ道路交通網の優位性を利用した町の中のにぎわい創出についてお尋ねしましたが、現在、町の中にはすばらしく人が集まるところがたくさんあるんです。例えばあゆり温泉、これ年間10万人ほど来ておるんです。それから、矢吹町には、私、以前、一般質問でもやりましたが、何でもかんでもナンバーワンということでやった記憶が町長にはおありだと思いますけれども、たくさん、例えばゴルフ場2つがあって、ここにもたくさんの方が来ておりまして、それから、人口1万7,000人台の町にしては、今、建設中のパチンコ屋さんなんかを含めると5つになるんですよ。こんな町ないんですね。それから、ショッピングセンターであったり、ホームセンターだったり、さまざまな周辺から来るこの周辺人口というのは、かなり、極めて大きな町なんですけれども、この流れが全く町の中に入ってきていない。この辺の感想、いかがでしょうか。所感を伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

周辺に足を運ぶ人たちの数は非常に多い。私も同感でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 町長と同じような認識を共感できることになりまして、やっぱりこれは、これから本当に、商店街の人、まして、あるいは商工会それから町と、これ三者一体となって、これだけの優位な地域にあるわけですから、何とか町の商店街のにぎわい創出につなげていきたいなと、また、いただきたいなというような気持です。

そして質問ですが、それからF I T、いわゆる県のF I T構想、ご存じだと思います。福島、茨城、栃木、人と文化そして観光経済の交流を図ろうというような目的の構想であります。まさしく、例えば観光の中心地が、この福島県でいいですと甲子高原だったり、羽鳥湖高原であったり、そのまさしく交通の、このF I T構想の交通の中心地が私は矢吹じゃないかと思えますよ。この阿武隈高原道路、あるいはそれを利用して栃木、茨城の人が福島空港に行く。こういった人たちを何とか町のにぎわいにつなげていけないかというようなことを私は考えるわけですが、町長の所感をお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

非常に町の持っているポテンシャルは高いという。そして、さまざまな取り組みということで、中心市街地を含めたかつてのにぎわいを取り戻していきたい。周辺に人はたくさん来ている、すばらしい施設がある、あゆり温泉、三十三観音、ゴルフ場、パチンコ屋さん、ショッピングセンター。しかし、この人たちがさまざまな外的環境の変化でもって、町の中心部に足を運ばなくなってしまったと。そういう中であって、しかしながら、この人たちをいかに町なかに呼び込むかということが大きなテーマになって、今、まちづくりを進めているわけでございます。

三者一体となってということで、先ほどから答弁させていただいております。町も、商工会も、さらに、そこに住む人々も一緒になって、中心市街地のにぎわいをつくるために知恵を出して汗をかかなければいけない。多くの皆さんが活動していただいておりますし、また、こうしたハード面の整備が整うに当たっては、この後もぜひ協力したいということで、商工会の皆さんや商工会青年部、女性部、さらには各商店会、さらには行政区、住民の皆さん、知恵を出していただいております。それを、すぐに効果を発揮しようということについては、すぐに効果が発揮できるような具体的な解決策というのはなかなか見つからないのが、非常に厄介なところでございます。

これについては、劇的にぎわいというものについては期待できないという部分もありますので、徐々にではございますが、先ほども答弁させていただいたように、ハードが整ったことで人々が、人が集まってくれる

ようにも、中心市街地にも人が集まってくれるようになったということでございます。

もちろん、矢吹のポテンシャルの高さというのはF I T構想の話にまで及ばないまでも、福島県地図を広げれば矢吹町のアクセスのよさ、高速交通網、さらには縦横無尽に走る国道、県道、町道、これ一つとっても矢吹町のすぐれている部分については私も百も承知でございます。そうした環境、そうした矢吹町を持っているポテンシャルの高さ、そうしたものを十分に生かしながら、今後も鈴木隆司議員が望まれるような、そんな町の姿にしていきたいと思ひますし、町民の皆様、そして中心市街地にお住まいになっている皆様にも十分に期待に応えられるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう意味では、鈴木隆司議員と思ひは一緒だなということ、今までの質問の中で私も認識させていただいたところでございます。答弁になっているかどうかわかりませんが、質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

通告に沿って質問をお願いいたします。それつつあるように思われますのでお願ひします。

13番。

○13番（鈴木隆司君） このにぎわいに関しまして、先ほど来イベントという言葉が出ていまして、矢吹町のイベント、私は本当にすばらしいと思ひます。子ども議会でも、矢吹町のさまざまなイベントに対して、子供たちも大変褒めていたというか、感動していたというような言葉もございまして、これに関しましては、本当にすばらしいイベントの取り組みであって、本当に、町、町民一体となって頑張っておるところでございますが、あくまでもイベントはその場限りなんですね。持続継続的ににぎわいをつくらうというところで、私は、最近の久々の本当に大ヒット作だと思ふところに、今週開かれる新酒発表会があります。本当に、（議長が取消を命じた発言） 矢吹独自のお酒をつくって、これを町内外に広めようと。こういった政策が、私、大事だと思ふんです。こういった、お酒を求めて矢吹に行けばこういうものがあるんだというような、こういうソフト面のこういった開発が、私は今後大事だと思ひますが、来年度、こういったところに予算を分配するお考えはないですか。ぜひお願ひしたいんですが。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

新酒発表会の話の中で、まだ発表になっていないお酒の名前についてでございますが、それについては、後ほど議長さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしたことで、持続的な継続的な町の発展につながる、PRにつながる、そうした事業に予算を配分する考えがないかということでございますが、それらについては、十分に検討を加えまして、どんなものに優先的に、どんなものに集中的にお金を使うかということについては、この後、平成30年度の予算編成に向けて、また、議会からもさまざまなご意見等も頂戴しながら決定してまいりたいと考えておりますので、そんなことで、そんな考え方のもとで予算編成をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げて、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ただいまの質問におかれまして、新酒の名前が決まったかのような発言がありました。議事録から削除します。なお、副議長の予想が当たることを期待しています。

続いて質問はございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） この1番の質問の最後でございますが、ちょっとハード面に戻りたいと思います。

今般、約1億5,000万をかけてポケットパークが、2月にいよいよオープンというようにお話がございました。例えば、駅東口にもイベント広場ということで、かなりイベントをやるために整備されている場所があります。この東口のイベント広場とこのポケットパークの使い分け、使い勝手について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） ポケットパークとイベント広場の使い分けについてどう考えるのかということでございますが、私のほうで今、使い分けるというような考えは持っておりません。

以上で、13番、鈴木隆司議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 続きまして、2番の質問に移らせていただきます。

スポーツ少年団とか特設クラブの生徒の減少ということで申し上げました。確かに教育長ご答弁のとおり、少子化というのが大きな原因があると思います。ただ、この質問にあるように、金銭的な負担も大きいんですね。それで、いろいろ要望を今までも幾つかしたことがあります。いわゆる予算がないということでございますので、今回、このようなたばこ税、間接税を利用した基金をつくらどうかというようなことを申し上げました。

町独自の基金としてもさまざまなことをやっているんだということでございますが、例えば、東北大会、全国大会に行って激励金が、もらえないよりはあれですけども、1万円ということで、例えば各チームで東北大会行って1万円を町にもらって、それはありがたいですよ。でも、足りないんですね。こういった認識は、こういったご認識を持っておられますか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

スポーツ少年団活動あるいはスポーツ・文化活動への奨励金という意味で、東北大会等の場合は1万円、全国の場合には2万円というふうに差し上げているわけですが、それは、子供たち、あるいは中学生や高校生、あるいは一般の方であっても、大会がどこであるかによって、もちろん1万円では足りない、あるいは2万円では足りない、そのとおりかというふうに私たちも考えております。奨励という意味で、全ての金額には満た

ないわけですが、差し上げているというところでございます。

なぜそういう額なのかということについては、いろいろと検討させていただいて、このように決めさせていただいているわけですが、他市町村の例を見ると、ほとんどないというところもありますし、矢吹町は恵まれていますねという話も聞いているところでございます。この後も、できれば本当にその一部ではございますが、この額で続けていってもいいのかなというふうに考えているところでもあります。

なお、高校生とか一般の方でいろんな協会に入っていたりする場合には、そこから実は全額旅費が出るという方もいるわけですが、しかし、そうかといって、そういう額が出ているから奨励金は差し上げませんということにはもちろんしていないわけでございます。そういう点から、できましたらこの額で今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 課外特設クラブとかスポーツ少年団の団員の減少が、仮にこの金銭的な問題だとしたら、私は本当にかわいそうな問題だと思って、今回取り上げております。

例えば、スポーツ少年団とか特設クラブとかに入って、目的を持って頑張っている人の中には、例えば不登校の人、あるいはいじめを受けている人というのは私は恐らくいないんじゃないかと思っております。それは、そういう団体の中で仲間ができて目的を持って頑張っているという意識もありますし、なかなかこのいじめとか不登校の問題というのは根が深いものがあると思いますが、そういったことで、この金銭面とかそういったことでこういうところに入れないで、そういう目に遭うということが、私は本当にかわいそうな気がするんですが、教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 鈴木議員、今、推測の上に推測が重なっているという質問でありますので、余り質問としてはふさわしくないんですが、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

スポーツ少年団や特設クラブで活動している子供たちには、不登校あるいはいじめを受けながらという子はいないのではないかとございまして、確かにそういうことがあるというふうに思います。しかし、いじめや不登校がある数は、私どもは調査によって、特に不登校の場合にははっきり数を押さえておりますが、小学校でそういう児童が、不登校の場合にはごく現実のところは一部でございまして、現在のところは2名だったかというふうに思いますが、複雑な事情があつて不登校になっているという例があるわけでございます。

なお、いじめは全くないというわけではありませんが、いじめについてはできるだけ把握をしまして、大きな事故にならないように十分に今後も指導してまいりたいというふうに考えております。

失礼いたしました。それで、このスポーツ少年団の……まず特設クラブにつきましては、小学校ですと矢吹小と善郷小ですが、活動に、大会等に出る場合は多くは助成をしております。それから、スポ少については十分でないところがあるというふうには認識しております。

では、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 時間が満了となりましたので、以上で、13番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で午後2時20分をお願いします。

(午後 2時10分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします

(午後 2時20分)

◇ 富永創造君

○議長（熊田 宏君） 通告4番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴していただきありがとうございます。

通告どおり質問をさせていただきます。

まず、まちづくり総合計画の重点プロジェクトについてであります。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、町内全域に大きな被害をもたらしました。また、東北沿岸では、津波でかけがえのない人たちの命が失われております。同じ東北人として、テレビニュースにくぎづけになり、強い衝動を受け、深い悲しみをともに経験したことをきのうのように思い出します。

そして、私たちは誓いました、東北は負けない、福島は負けない、この町、矢吹は負けないと。人の命や財産を失った悲しみや心の傷を乗り越え、甚大なる被害を受けながらもこの町の復旧・復興を私たちはあのときから誓ったと思います。

そうして本町は、平成28年度から第6次まちづくり総合計画に基づいて、震災前より活力のあるまちづくりを進めております。その取り組みの一つとして最重点プロジェクト、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、その中の複合施設建設、それと道の駅推進事業があります。近々、検討委員会や町民の意見をまとめた複合施設の基本計画素案ができると思いますが、このまとめに当たっては献身的かつ熱心に議論を重ねてきた検討委員や関係者に敬意を示すとともに、この震災の教訓、復旧・復興を目指し、この町の人たちが立ち直ろうとする意志や希望を後世の人たちに伝えることは、意義深いものがあり、大切なことだと思います。

そこで、公益性の高い複合施設内に復旧・復興のシンボルともいえるものが必要であると私は考えております。

その一方、平成28年3月には、矢吹町公共施設等管理計画が策定されており、そこには、少子高齢化、社会保障の増加、税収の減収と、将来の財政状況は厳しくなることが予想されていると書かれております。そこで、まちづくり総合計画にもその公共施設等管理計画の方針が取り入れられていると考えられます。

そこで、町長に質問いたします。

1、今、計画されている道の駅が本町にとって最も必要とされる理由は何であるのか。

2、計画中の道の駅の実現は、新たな公共施設の増設になるが、本町の財政運営の視点から問題はないのか。
3、東日本を襲った大震災からの復興のシンボルとして、オブジェかモニュメントの設置が複合施設にはふさわしいと思うが、町のお考えをお伺いいたします。

次に、2番として、農業振興対策についてであります。

このたびの町政報告にありましたが、タレントの大桃美代子さんには平成25年度から町主催の田んぼの学校の校長先生も務めていただいて、去る10月16日に矢吹町お米PR大使に就任されております。本町のお米の魅力を県内外に広く発信していただけるとのことで、未来を開く日本三大開拓地、さわやかな田園のまちで農業を営む者にとっては心強い助っ人になってくださるものと確信しております。また、大使就任式で児童生徒の皆さんを前に農業や食の大切さを語っていただいたことは、食育教育や食の教育の観点から非常に意義があると思っております。

田んぼの学校は、東京農業大学農学部教授、長島孝行氏の指導のもと、カブトエビを活用した有機農法によってコシヒカリの栽培を行い、今年度で5年目になります。

そこで、3点ほど質問させていただきます。

- 1つ、有機・特別栽培農業の規模拡大を今以上に推進する考えはないか。
 - 2、学校の給食を全て地元の有機米で賄うという考えはないか。
 - 3、カブトエビ農法による有機米づくりをどのように普及されようとしているのか。
- 3番目として、安全で快適なまちづくりについてお尋ねいたします。

去る10月29日、5区の集会所で、地域防災・減災を考える井戸端会議が開かれました。主催は矢吹町震災時ボランティアネットワークセンターで、民間の主催で住民を対象にしたワークショップの開催は、福島県内でも初めてのケースのことでありました。5区の皆様や興味のある方が参加対象でしたので、私もそこに参加させていただきました。会場には多くの方が参加していきまして、恐らく70名ほどが参加されていたと思います。

会議の様子を多少説明させていただきますと、まず、その地域の特徴、震災時の自宅や住んでいる地域で、あの震災のときどのようなことが起きたのかを各グループの参加者たちが思い出し、それらを書きとめ、その書きとめた附箋を地図に張り、そして記録し、発表されておりました。

あの震災から6年が過ぎているにもかかわらず、防災への強い関心があることに気づかされました。また、参加者の災害に対する防災意識が、そのワークショップを通してさらに高まったと私は評価しております。

こうしたボランティアによる井戸端会議のような活動が地域で開催されることで、自助の意識がさらに深まり、この町の共助の輪が醸成、持続されることで、まさかの災害が起きたときの備えになり、そして防災につながると期待できると思います。

質問は、町民の防災意識の啓発と共助の輪がより広がるには、行政としてどう取り組まれるのかをお聞かせください。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅の必要性についてのおただしであります。道の駅推進事業の経過につきましては、平成27年度に（仮称）道の駅やぶき整備検討委員会において基本構想を策定し、平成28年度には道の駅やぶき地域協議会において実施計画等を策定し、現在、現地測量やソフト事業として商品開発、ブランド認証制度等の検討を行っているところであります。

議員おただしの道の駅の必要性についてであります。大きく次の3つに集約できると考えております。

1つ目は、矢吹総動員で取り組んでいる事業であるということです。

道の駅は、私が平成16年に就任した当初からの公約であり、本町の地の利や地場産業の活性化、まちづくりの観点から、重要かつ不可欠な事業であるとの認識をしておりましたが、平成18年の町の財政再建や未曾有の被害を受けた平成23年の東日本大震災からの復旧を最優先させたことなどから、事業化へ向けた準備はしつつも、具体的な計画への位置づけを見送ってまいりました。しかし、財政再建及び震災復旧等、これらのめどが立ち、震災からの復興、地方創生の実現を目指すため、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトに位置づけ、地域活性化の起爆剤として取り組むことにいたしました。

現在、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関の委員の皆様を検討委員会及び地域協議会に参加いただき、また、町民の皆様にも平成28年度以降、アンケート調査やシンポジウム等に参加いただくなど、矢吹総動員でスクラムを組んで事業を進めているところであります。

2つ目は、交通の要衝として休憩施設を提供し、矢吹町の情報を全国へ発信することの重要性であります。

国道4号は自動車の交通量が1日当たり約2万台ありますが、栃木県下野市の道の駅しもつけから福島県二本松市の道の駅安達までの170キロメートルの間、重立った休憩施設がなく、ドライバーが安全・安心に休憩できる施設の整備が求められています。また、国道4号が将来4車線になると、ドライバーが今までより短い時間で本町を通り過ぎることになるため、矢吹町の存在感をこれまで以上に高め、町の情報を積極的かつ効果的に全国へ発信するためには、道の駅の果たす役割が非常に重要になります。

3つ目は、道の駅は地域の雇用や活性化に大きく寄与することです。

他の道の駅の事例を見ると、道の駅は多くの雇用を生み、Uターン・Iターン者の就労の場にもなっており、地域雇用者数が100名を超える道の駅もあります。また、農家にとっては身近な販路ができることで所得の向上につながり、高齢者や小規模農家を含めた農家の生産意欲が高まり、農業振興に寄与することが期待されます。さらに、オリジナル製品の直売や農商工連携による商品開発、あゆり温泉を初め地域を回遊させる仕組みづくりなど、観光交流人口の拡大により地域の知名度向上が期待されます。

このように道の駅は、まちづくりの裾野が広く、地域活性化の波及効果、相乗効果が大変大きいため、本町にとっては必要不可欠と考えており、より多くの方に参加いただきながら、基本構想で示したコンセプト「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」の実現に向けて、矢吹総動員で事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅の財政計画についてのおただしであります。財政計画については、平成28年度に策定しました（仮称）道の駅やぶき実施計画の中において、施設整備計画、事業費、管理運営、収支計画、事業スケジュール等を定めたところであります。

事業費については、今後、測量や地盤調査、詳細設計等により増減が予想されますが、概算の総事業費を16億1,600万円としております。また、道の駅の整備方式は国との一体型整備であり、休憩・情報発信施設やこれらに係る駐車場は国側で負担することになるため、全て単独で整備する単独型整備と比べて町の財政負担を抑えて整備することが可能となるものであります。

また、町では、道の駅を含めた重点プロジェクトの実現に向けて財政シミュレーションを作成しておりますので、財政指標の目標を掲げることにより政策実現と健全な財政運営を同時に進めているところであります。

さらに、新たな公共施設の増設になるとのご指摘については、矢吹町公共施設等総合管理計画の中において施設の長寿命化、施設の複合化と機能集約、効率的な運営手法、新たな事業手法の活用、取り組み体制の構築の方針が示されておりますので、民間のノウハウを含めた地域商社等を設立するなど、効率的な運営を図りながら、経営の安定化、財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、財源の確保については、民間資金の活用や国の補助事業として農山漁村振興交付金、社会資本整備総合交付金等を予定しておりますが、今後、詳細について所管する省庁と協議を行い、財政負担を可能な限り抑制した中で事業推進を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、国との一体型整備を計画しておりますので、国との協議を行い、連携を密にしながら経費を抑制し、計画的に事業を推進し、魅力あふれる道の駅にしていまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、（仮称）矢吹町複合施設整備において、東日本大震災からの復興のシンボルとしてオブジェかモニュメントの設置がふさわしいのではないかとのおただしであります。また、（仮称）矢吹町複合施設整備につきましては、震災以降、中心市街地復興に関するさまざまな提言が各種団体からなされ、それらをもとに平成27年1月に矢吹駅周辺地区都市再生整備計画が策定されました。これを受け、平成28年10月には（仮称）矢吹町複合施設基本構想が策定され、基幹事業として公民館機能や図書館機能、子育て世代活動支援機能、観光交流機能の4つの機能を核とした複合施設の建設が位置づけられたところであります。また、平成29年1月には（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会が発足し、基本計画策定に向けた調査・検討や先進地視察及び意見の取りまとめ等、これまで11回の検討委員会が開催され、先月には（仮称）矢吹町複合施設基本計画素案がまとまったところであります。

基本計画の策定に当たっては、これまで中央公民館利用団体向けの説明会を初め、重点プロジェクト説明会など、幾度と住民の皆様へ説明を行ってまいりました。直近では去る11月22日、文化センター小ホールにおいて、住民の皆様を対象に（仮称）矢吹町複合施設基本計画説明会を開催したところ、24名が参加され、参加者からは内容に関する提案・要望が出されたところであります。現在、それらをもとに基本計画素案の修正作業を行っているところであり、12月8日に開催予定の第12回（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において基本計画（案）の最終承認をいただく予定であり、12月中には議員の皆様を初め町民の皆様にご公表してまいりたいと考えております。

さて、議員おただしの復旧・復興のシンボルにつきましては、震災直後からさまざまな機会において検討がなされてきたところであり、昨年策定された（仮称）矢吹町複合施設基本構想においては、多くの人々が交流する町のシンボル施設という基本理念を掲げ、複合施設そのものが町の復旧・復興のシンボルであると考えて

おります。しかし、議員ご提案のとおりオブジェやモニュメント等の設置については、私自身も復興事業の一区切りとしてぜひ設置してまいりたいと考えていたところであります。

この複合施設が震災からの復興を忘れず、50年後、100年後も子供からお年寄りまで住民の皆様に愛され親しまれるよう、今後進められる基本設計、実施設計において建物の構造や意匠などについて検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、有機・特別栽培農業の規模拡大の推進についてのおたただしであります。現在、町内で有機・特別栽培を行っている事例は、JA夢みなみ三神支店において、平成4年ごろからアイガモを活用した有機農法を実施しており、現在は3人の受益者で約1.7ヘクタールを作付し、環境に配慮した農業と付加価値をつけた米の全国販売により農業所得向上を目指しております。

有機・特別栽培とは、無農薬栽培はもとより、農林水産省が定めた有機JAS法に基づいて生産された農業であります。この有機・特別栽培を実践し生産、販売するためには、農林水産省が定めた福島県及び民間の認定機関に届け出を行い、有機農産物の生産工程管理者の認定を受けた農業者が生産した農産物、例えば一定の農場で3年以上の間化学合成された農薬、肥料、土壌改良資材を使わないで栽培した農産物を有機栽培農産物といいます。

議員おただしの有機・特別栽培農業の規模拡大については、大変ハードルが高く、例えば認定を取得するための書類作成や提出業務に係る労力、一般農産物を作付している隣接圃場から化学合成農薬の飛散や流入を防止する措置等、農作物生産においてもこれまで以上に手間がかかり、大量生産は困難であります。地域の特色を生かし、付加価値をつけた農産物の生産、販売を行うことにより、農家の皆様の所得向上につながると考えております。また、有機・特別栽培農業を実践している町としてPRできれば、消費者の関心も高まり、県内外から注目され規模拡大が図れると考えております。

いずれにしても、農業が元気なまちを実践するため、県及び町内両JA等と連携し、さまざまな研究、実証実験を行い、さわやかな田園のまち・やぶきの魅力である自然環境に配慮し、自然と共生した安全・安心で魅力ある農業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校の給食を全て地元の有機米で賄うことについてのおたただしであります。学校給食は学校給食法に基づき、学校教育の一環として児童生徒の健全な心身の育成や食習慣の形成、食文化への理解促進などを目的に実施されており、現在、町内の小中学校の給食では、週に3回米飯給食が提供されております。このご飯は全て矢吹町でつくられたコシヒカリであり、大変おいしいと児童生徒、先生方から好評を得ていると伺っております。矢吹の子供たちに矢吹のお米を食べてもらい、おいしいと言ってもらえることを大変うれしく思っております。

食は生きるための基本であり、健康で豊かな毎日を送るために欠かせないものであると同時に、食べることは私たちの喜びの一つであり、健康維持はもとより豊かな心の形成にも大きな役割を果たしております。そのため、小中学校では家庭科や社会科、理科などさまざまな場面で食育に関する学習が行われております。日常の学校生活の中でも、毎日の給食の時間を通して、教科等で取り上げられた食品や学習したことを確認したり、献立を通して食品の産地や栄養的な特徴を学習したり、児童生徒の食に対する理解を深めることに大きく貢献しているところであります。

議員ご承知のとおり、学校給食を全て農薬や化学肥料を使わず地元の有機米で提供している自治体もありますが、本町における課題といたしましては、まず量の確保が大きな課題であります。平成28年度の学校給食におけるお米の年間使用量は、4小学校の教職員を含め約1,000名分で1万2,948キログラム、俵数にして約216俵、矢吹中学校では教職員を含め約550名分で5,900キログラム、俵数にして約98俵を使用し、合わせて1万8,848キログラム、俵数にして約314俵であります。対して、平成28年度有機農業でつくられた町内の有機米の量は8,208キログラム、俵数にして約137俵であり、給食の全てを賄うには現在のところ難しい状況であります。

しかしながら、未来を担う子供たちにより安心・安全な地元の食材を食べてもらいたいという思いは同じであります。今後、食の安全・安心を学ぶ食育の観点から、季節に合わせ提供している行事食や希望献立として定期的に有機米の米飯給食を提供することについて、その可能性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、カブトエビ農法の普及についてのおたただしであります。さきの第405回議会定例会において富永議員へ答弁させていただきましたが、町では有機農法の実践として、東京農業大学の協力を得てカブトエビを活用した有機農法による田んぼの学校を実施しております。平成25年度より善郷小学校と中畑小学校の5年生とともに、春には田植え、秋には稲刈りを大池地区の圃場で農業体験活動として行っております。

昔は、全国各地の水田にカブトエビが当たり前のように生息しておりましたが、農薬等に非常に弱いため、現在ではその確認が少なくなっているところでもあります。

カブトエビ農法の事例であります。埼玉県秩父市布里田中地区では、平成21年度に農林水産業の振興、自然環境の改善等、豊かな地域づくりを実践した団体を表彰する豊かなむらづくり全国表彰事業農林水産大臣賞を受賞し、環境に優しい農業の実践が認められているところでもあります。また、福島県内においては、伊達市梁川地区でカブトエビの大量発生がテレビ放映されるなど、各地域で事例が報告されているところでもあります。

本町においては、平成22年度から三神地区の圃場でカブトエビ農法の実証実験に取り組んでおりますが、取り組み当初は卵のふ化を成功させることが困難でしたが、圃場を大池地区へ変更したところ、目視によりカブトエビを数匹確認することができました。また、圃場以外での実験として、カブトエビのふ化の条件である水温25度以上に設定した水槽で大量のカブトエビがふ化することを確認できました。このことから、圃場においても水温等の条件を整えばカブトエビの大量ふ化が可能であると確認されているところでもあります。

今後の取り組みといたしましては、現在の圃場内にあるふ化専用のプールにビニールのマルチを設置し、ふ化の条件である水温25度以上を保つ対策を行い、カブトエビの大量発生を目指すことや、引き続き東京農業大学と圃場内の卵の残存確認や土壌分析を行い、カブトエビの大量発生による有機農法の実用化を目指してまいります。

今後は、自然環境に優しい農業を目指しながら、農業が元気なまちを实践するため、東京農業大学と連携し、さまざまな研究、実証実験を行い、農業のさらなる普及を目指すとともに、自然と共生した安全・安心で魅力ある農業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町民の防災意識の啓発と共助活動に関する行政の取り組み方についてのおたただしであります。近年、全国各地で予測できない短時間の豪雨が頻発し、河川の急激な水位上昇や洪水氾濫、低地浸水、土砂災害等の水災害や昨年の熊本地震など、甚大な被害が発生し、多くの人命、財産が失われております。

国では、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模かつ広域な災害に対する即応力の強化や住民等の円滑かつ安全な避難の確保等を行うため、災害対策基本法等を改正し、防災対策を講じているところであります。これを受け、本町では昨年度地域防災計画の見直しを行ったところであります。

この見直しでは、一般災害対策編、震災対策編をそれぞれ災害予防計画、災害応急対策計画に分けて、各防災機関の責務や町としての対策等を盛り込んでおります。また、災害発生時における被害の軽減を図るため、町や防災機関での防災対策を定めたほか、地域に密着した迅速かつ的確な災害応急活動が重要であるため、地域における住民相互の密接な連携を確保する自主防災組織の整備についても定めたところであります。

自主防災組織とは、みずからの命と地域は自分たちで守るという意識のもと、行政区単位の規模で組織し、地域における相互扶助による防災活動を行う組織であります。

これまでの自主的な防災活動といたしましては、平成26年3月に設立されました矢吹町災害時ボランティアネットワークセンターによる地域防災ワークショップの開催や、熊本地震災害義援金の街頭募金活動など、相互扶助の実現に向け、積極的に防災・減災活動や被災者支援活動等に取り組んでおります。

このような中、各行政区長で組織している矢吹町区長会においても、昨年度から区長会事業として自主防災推進活動を掲げ、行政区長意見交換会において災害発生時の地域活動等について話し合っておりました。今年度におきましても、9月に開催された行政区長意見交換会で自主防災をテーマとして、実際に他県で活動している自主防災組織の事例をビデオで紹介し、活動内容を確認していただき、また、さきの東日本大震災における発災直後の個人での行動、地域での活動、活動する際に何が足りなかったか、何が必要だったか等の意見を出し合ったところであります。意見の中には、地震直後、地域住民が行政区内の子供と高齢者を集会所へ避難誘導した事例の発表があり、相互扶助による自主防災活動が行われていたことに感銘を受け、今後の活動に大いに参考となったという意見交換がなされたところであります。

また、10月29日には富永議員を初め多くの議員の方にもご参加いただき、5区行政区において、5区の住民、民生児童委員、消防団員、町防災担当職員等約70名の方が参加し、災害時ボランティアネットワークセンターの主催による地域防災・減災を考える井戸端会議が開催されました。この会議は、参加者を8つの班に分け、5区という地域の特徴、災害が発生したときの地域における被害や家庭における被害等の意見を出し合い、その被害を防ぐまたは減らすための平常時における家庭での取り組みや地域での取り組みなど、活発な意見交換がなされ、常日ごろからの防災活動の重要性を再認識したところであります。

このほかにも、11月29日に福島県災害対策課防災専門監を招き、区長会主催による、地域を守るための防災講演会「東日本大震災の教訓から『私たちができること』」も開催され、今後の防災・減災活動で自分たちができる自助、地域でできる共助を確認したところであります。

町といたしましては、まちづくりの理念である自助・共助・公助の考えのもと、地域から湧き上がる自主活動、今回の5区で行われた地域活動などが町内全域に広まるよう、また、5区での防災・減災活動がより具体化し、町のモデルになるようさまざまな支援を行いながら、住民の防災意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。特に、町民と町とが一体となって協働のまちづくり、地域づくりを推進するため、地域における自主的な活動を支援している行政区活動支援事業において、地域における自主防災活動に対する新たな補助メニューを検討し、自主防災意識の啓発と共助の輪が広がるよう力強い支援を行ってまいりたいと考えておりま

すので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 富永議員、質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） まず、まちづくり総合計画重点プロジェクト、道の駅に関してであります。町長のその道の駅に対する必要性というのを3点聞くことができました。平成16年、選挙に立ったそのときに公約として道の駅を上げていたということでもあります。それから大分、途中、地震等もありまして、道の駅というこの種子が芽となりつつあるのはこの平成28年からだということでありました。

そこで、大分、公約掲げられてから時間がたっております。確かにいろんな大きな問題、災難、そういうのもありました。しかし道の駅で、今、実施計画の中を見てみますと、いろんな農業関係、農産品、そういったものを目玉にして売り上げを伸ばそうという、そういう考えがあるわけですが、この農業に関しては、きょう、あしたで、そこで商品としてまたブランドとしてでき上がるものではないと、町長もご存じだと思いますが、そういった長い目で見なければならぬものに対して、町長、当初からの公約を上げたときとの考え、そして今の考えがどうなのかお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

道の駅の考え方、3点に基づいております。さらには、道の駅に対する思い入れというのは非常に私自身も強いものがある。平成16年の初当選の選挙公約、いわゆるマニフェストが、一つが道の駅でございました。この道の駅が、時間が経過したことについては、先ほどの答弁でも説明したとおりでございます。大分時間がたってまいりました。しかしながら、震災からの復旧、そして今、復興に取り組んでいる、さらには財政再建についても一定のめどがついたということで、今だろうと、今しかないだろうというふうに考えて、昨年、平成28年度のまちづくり総合計画、さらには政策大綱の中でも重点プロジェクトということを掲げさせていただいて、道の駅の事業に取り組んでいることについてはご案内のとおりでございます。

なぜ道の駅かということになりますと、矢吹町のすぐれた自然、そしてすぐれた地の利、そしてすぐれた農産品、特産品、そうしたものについては非常に他の市町村と比べても優位、そしてまたすぐれたものだというふうな意識を持っております。この思いは以前からの思いと全く変わっておりません。特に農産品、特産品等については、非常に今、新たな若い新規就農者も含めて、意欲ある農業者の出現によってさらに磨きがかかったのではないかなというふうに思っております。当時、矢吹町のお米、そして野菜等の生産、出荷額というのは、福島県内においても群を抜いておりました。今も変わりはありません。そうしたすぐれた農産物、特産品を持っている矢吹町の魅力、これを生かさぬ手はない。町にはすぐれた歴史ある観光ができるような場所が多くあるわけではない。あることはある。大池公園、三十三観音、あゆり温泉等々、すばらしい施設等々ございますし、恵まれた自然もありますし、農産物等のすぐれた品質のものもございますが、やはりそうしたものを生かすためには、それを売り込むための拠点が必要だろうと。情報を発信し、人を呼び込むためのそうい

う拠点が必要だろうという考えは持っております。

先ほどから答弁させていただいているように、そういったさまざまな町の持つ資源を有効的にそして有機的に使った上で、矢吹町をさらに発展させていきたいし、矢吹町の次の世代を担う、未来を担う子供たちにも誇りの持てるような、そういうまちづくりをするのが私たちの役割でもないかということを考えて、道の駅を3つの重点プロジェクトの中で取り上げてまちづくりを進めておりますので、そうしたことで、富永議員におきましてもご理解を賜ればと思っておりますので、よろしく願い申し上げます、答弁とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） まず、何分ほどありますか。

○議長（熊田 宏君） 19分です。

○1 番（富永創造君） ありがとうございます。

2 番目で、道の駅をつくるに当たって、まだ実施計画というのはいただいて見ているんですけども、国からの補助金、これに関しての国からの補助金のめどは立っているのでしょうか。お伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、富永議員の質問にお答えいたします。

国のほうの交付金関係でございますが、こちらは、今現在でそういった交付金の申請等をしている段階には至っておりませんが、同じ、先ほどの答弁にもありましたとおり、国と一体型の整備で進めておりますので、十分、郡山にあります国道管理事務所さんを通じまして国とは協議なりを進めているところでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 我々は、道の駅に関してはあくまで計画の時点での質問等になってしまうわけなんですけれども、今、この計画を進めるに当たって、仮設実験店舗、これを軽トラ市等で開いていると思えますけれども、その成果なりはどうなっているのかお示し願いたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、富永議員のご質問にお答えいたします。

軽トラ市で今現在、実証店舗、今年度行っておりますが、さらに来年は発展しまして、定期的な、ある一定期間ではございますが、毎日定期的な店舗で実験の予定もございます。

なお、今年度の実績等につきましてはいずれ、まだ時期はつきりしておりませんが、できれば昨年度行いましたようなシンポジウムのな、そういった発表、皆さんにお示しできるような機会を設けておきたいと思いま

す。

あと、先ほどの件でちょっと予算の進みぐあいの関係なんです、国と一体型で実施というふうなことでありまして、国のほうでは調査費を今年度予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 私自身は道の駅、さっきの必要性の答弁いただきましたけれども、やっぱり道の駅といえども公益性ばかりではなくて利益を追求する企業、いわゆる商社、第三セクターによる地域商社を考えているということなんですけれども、これに関して、例えばほかの地域、つくば駅では今度は西友が閉鎖します。そして、さらに平成29年2月には西武が閉鎖しております。そういったものを聞いて、また、幸楽苑ですか、ラーメンショップ、これも全国展開しておりましたが、50店舗ほど閉じると、そういうふうなニュースを聞かされております。そうしますと、道の駅を考えますと、そういった点で不安もあります。

そういった不安、例えば、実施計画では売り上げを5億5,000万円、そういう数字を上げておまして、本当にこのような売り上げが出るのであろうか。なぜならば、前回で質問しましたこの売り上げ等また運営に関しては、駅長、この存在が大切だと。しかし、その駅長をどういう方を選ぶかという計画の段階であると、そう聞いておりますが、現在、その駅長に関してどうなっているのか、まずお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 富永議員のご質問にお答えいたします。

駅長の前に売り上げの件でございますが、売り上げにつきましては、これまで先進、4号線沿線の既にオープンしている道の駅の何十カ所を、大体その道の駅前の道路の車の通行量ですか、それをもとにかなり低目に算出してあるという数字ですので、やはり道の駅というふうな看板の大きさというんですか、そういったことから売り上げ的には十分高い金額ではないというふうに判断しておりますが、なお、駅長さんにつきましては、今、具体的にこの方というふうなことは決まっておきませんが、今後、必要な時期には当然決めていただいて、オープン何年か前にはその方を中心に準備をしていくことになると思います。

なお、決まり次第、議員の皆様にもお知らせなり報告はしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今の答弁に関連して、実施計画の中では平成30年、来年に当たるんですけども、地域商社を設立するという予定になっていると思うんですけども、この時点、今、29年も終わろうとしております、まだ駅長がはっきり決まっていないと。先ほども何度も答弁していますが、駅長の手腕次第ではこの道の駅がうまくいく、それともその反対になってしまうかという大きな影響力を持っていると思うんです。その点で、今の時点でまだはっきりしていないというのは、この点、私は不安を感じるんですけども、これを含め

てお考えお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

富永議員のおっしゃるとおりで、非常に、道の駅をつかって運営して魅力あるものにするためには、駅長の存在は非常に大事な視点だというふうに思っております。したがって、今後スケジュールにのっとりさまざまな計画をしていくわけでごさいます、つくって行って運営していく上においては、駅長の存在というものを非常に町のほうでも重要視しております。さまざまな視点、さまざまな立場の人を、最もふさわしいであろうという、特に経営的な感覚にすぐれた人選について万全を期していきたいと考えております。もちろんその人選に当たっては、皆様のほうからも、こういう人がいればというようなことで、ご推薦も含めてお示しいただければ非常に参考になりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

計画に沿った形で、早目ということでごさいます、計画に沿った形で人選を進めてまいりたいと考えておりますので、よもやおくれることのないようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げて、1番、富永議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 公共施設の増設に関して、私は先ほど、公共施設に関しては、平成28年3月に策定されています矢吹町公共施設等管理計画ということで、答弁の中でも触れておりましたが、その管理計画の中で、今後40年間、既存する260ほどの公共施設の更新費用が年約24億円、これから約13億円縮減するための方針がそこには述べられておまして、方針として、施設機能の複合化、これは複合施設で一つの例として計画されているわけですが、ほかに長寿命化、そして、新規施設は原則としてつくりたくないそこには記されております。こういうふうに計画の中でしっかりと盛られているものに対して、新たな公共施設をつくるというふうな計画をまちづくり総合計画の中で入れている、これに対して私は矛盾があるのではないかと、また、管理計画に対して重みがないのではないかと、そう思いますけれども、町長、どうお考えでしょうか。お答え願ひます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 公共施設はつくりたくない、総合管理計画の中で長寿命化、複合化とあわせて新規施設はつくりたくないというようなことで、町が言っていることとやっていることが矛盾しているのではないかとということでごさいます、これについては、先ほどから答弁させていただいておりますように、道の駅については、平成16年から営々とつくっていきこうと、ただ、その間にさまざまな障害あつてつくりたくない、それで、まちづくりの最上位計画であるまちづくり総合計画の中にきちんと位置づけをして、議会にお諮りをしながら計画をさせていただいた事業だということ、決して矛盾しているとは思いません。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 3つ目の質問ということで、オブジェとかモニュメントを考えておられるということで、私もそういう同じ考えを持っているということで、その方向でぜひ進んでもらえればなと思っております。

続きまして、2番の農業振興対策についてであります。先ほど、なかなか、有機米、これを拡大するのは非常に難しいと、また、それに伴って、学校の給食を全て有機米で賄うというのも難しいということですが、でも、カブトエビ農法による有機米づくりは5年にわたって、その農法を進め、普及させようとしている、そういう姿勢があるわけですから、ぜひ、この有機米の普及、拡大、そして人材育成、技術普及、こういったものをしっかり早目に進めてもらえればなとは思っているんですけども、この点、どうお考えでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 答弁させていただきます。

有機米、面積の拡大が非常に厳しい、有機米の学校給食については量的な問題で全面的に取り組んでいくのは難しい、先ほどそういう答弁をさせていただきました。

有機米については、農家の人がなかなか取り組めない。それほどやはりこの有機米の基準というか、JAS法に基づく基準等を含めて難しいことなんだろうというふうに私自身も考えております。こうしたものがすぐに取り組めるということであれば、農家の方もきっと取り組む、したがって面的な拡大も図られるだろうというふうに思っております。面的な拡大が進めば、当然量的な問題も解決しますので、学校給食に有機米を取り入れていくということについても、可能性は開けるんだろうというふうに思っております。ただ、そうしたネガティブな問題だけではなくて、ポジティブに、富永議員がおっしゃるように積極的に町としても取り組んで、農家の方にも働きかけてほしいというようなことをございますので、そうした取り組みについて、町としても積極的な働きかけをしてまいりたいと思います。

カブトエビ農法については、埼玉県秩父で農林水産大臣賞をいただいたということで、有機米としてのきちんとした農法の一つではあるという位置づけと、もう一つは、子供たちに、そうした農法があるというような農業学習的な面もあるという一面性もご理解いただければというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り1分半です。質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） ほかの自治体の事例ということで言わせていただければ、矢吹は今、答弁の中で有機米、いわゆる3軒の農家で、三神地区で、中畑地区ですか、でつくられていると思うんですけども、それがたしか4トンくらいになるのかな。町のほうのその3軒の農家でつくっている有機米、それは恐らく3トンか4トンくらいの量になるかなと思うんですけども、答弁の中であると思うんですけども、ちょっと今、見つけれないでいまして。そのある自治体は2015年、このとき4トンなんです、有機米。そして2017年には28トン、

そして目標として2018年には40トンなんです。つまり、先ほど町がしようとするのは32トン、合わせて、小学校、中学校。つまり、事例としてやっている自治体があるということをここで述べさせていただきます。それによって、いわゆる最初の、これは最初は3軒の農家でした。ところが、今では20軒。最初は22アールでしたが、今は1,400アールの耕地面積を広げているという、こういう事実があるということで、難しい難しいではなくて、やれる可能性があるんだということで、参考にしてもらえればなと思っております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 恐縮ですが、時間ですので、富永議員の思いは執行部は感じられたと思いますので、残念ながら答弁はありません。申しわけありません。

以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で3時30分をお願いします。

(午後 3時19分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします

(午後 3時29分)

◇ 薄葉好弘君

○議長（熊田 宏君） 通告5番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番、薄葉好弘君。

[5番 薄葉好弘君登壇]

○5番（薄葉好弘君） ……（録音漏れ）……お尋ねいたします。

また、台風21号による農道や水田の用排水路等や農地への被害の状況はどうだったのかもお尋ねしたいと思えます。また、台風21号の影響により、阿武隈川が増水によりあゆり川の堤防等の一部が崩れたようですが、被害の状況と対応はどうしたのかをお尋ねいたします。

2つ目に、道路等側溝の維持管理についてですが、今年度から実施される側溝堆積物の撤去処理ですが、全員協議会の説明や町長の町政報告にもありましたが、町民の皆さんが大変関心を持っておる事業でございますのでお尋ねいたします。

まず、測定方法ですが、道路等の側溝堆積物による放射能濃度測定を矢吹第1、第2、中畑、三神の4地区として実施いたしました。1地区ごとに路線数と何カ所を対象としてサンプル調査を実施したのかお尋ねいたします。

次に、今回の側溝堆積物の撤去処理について、町内の放射線濃度が全体的には低いということですが、矢吹第1地区から実施する計画ではありますが、平成24年の町の除染実施計画の際には、優先対象として幼稚園、学校等に付随する道路等を最優先に実施した経過もありましたが、このように優先して対応する予定はないのかお尋ねいたします。

そして、先ほど言ったように、町民の皆様がこの事業の実施に対して大変関心を持っておりますので、道路

等の側溝堆積物の撤去処理は、国道、県道、町道、なおかつ私道も含めて町内全線の側溝堆積物を撤去処理していただけるのか、また、実施する際には実施路線等の行政区長へ連絡をしてから行うのかをお尋ねいたします。

最後に、学力向上対策について質問させていただきます。

町の教育大綱では、基本目標の項目で学校教育では子供たちの確かな学力と生きる力を養うため、よりよい学校教育の質の向上と環境の充実を進めるとなっておりますが、具体的にはどのような取り組みをしているのかをお尋ねいたします。

また、教育環境が整備された町で次の時代を担う人を育てる魅力ある教育の推進として、コミュニティ・スクール推進事業を提案し平成31年度の実施に向けているようですが、内容の検討を含めてどの程度進んでいるのかをお尋ねいたします。

最後に、私も行ってきましたが、10月に視察してまいりました宮城県の七ヶ浜町の教育政策で、七ヶ浜・グローバルプロジェクトとして独自の教育政策を打ち出し取り組んでおり、1に学力向上、2には不登校改善、3に英語を通したコミュニケーション力の育成、4に地域学習の充実、5に地域に開かれた学校を目的に、町、教育委員会、小中学校が連携して取り組んでいる内容でした。当町においても、少子高齢化が進む中、将来の矢吹町を担っていただく子供たちを、七ヶ浜町のように町独自の教育政策を提言するようなことは検討されているのかをお尋ねいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、台風21号の影響による町内の農産物への被害についてのおただしであります。議員ご指摘のように、10月23日の台風21号がもたらした影響により阿武隈川が増水したことで、谷中地区において一部の水田が冠水したところであります。幸いにも、水稻の登熟期も過ぎており、冠水時間も短かったことから被害はなく、その他の農作物についても、町内両JAへ確認したところ、被害はなかったとの報告を受けております。

また、台風のほか、刈り取り適期に長雨が続いたことで、町内各地の稲刈りがおくれ気味だったことやカメムシ被害による収量や品質の低下について非常に心配しておりましたが、町内両JAからの報告で、米の規格及び品質検査である等級検査において、9割を超える米が1等米となっており、例年並みであるとの報告を受け、胸をなでおろしたところであります。

町といたしましては、今回、台風や長雨などによる農作物被害は確認されませんでした。引き続き国及び県や町内両JAなどの関係機関と連携しながら、農産物全般における自然災害及び鳥獣被害の防止、軽減等の対策、対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、台風21号による農道や農地等への被害状況及びその対応についてのおただしであります。10月23日の台風21号がもたらした影響により、水田での農地災害が1件、用排水路の農業施設災害が2件、計3件の災害が発生したところであります。

災害の内容であります。農地災害は、一本木地区において水田のり面が15メートルにわたり崩落しております。農業施設災害は、東の内地区において大型の水路敷が22メートルにわたり崩落し、松倉地区においては用排水路が5メートルにわたり崩落しております。さらに、三城目地区では、あゆり川の増水により、稲刈り後の水田に水が流入し冠水したことで、稲わらが大量に水路へ流れ込み、一時排水路を塞いでしまったとの報告を受けております。

町の今後の対応についてであります。一本木地内の農地災害と東の内地区における農業施設災害においては、国の農地農業施設災害復旧事業を活用した復旧工事を予定しております。松倉地区における用排水路につきましては、災害の規模が軽度であるため、町単独での復旧工事を予定しております。また、三城目地区における排水路等への稲わらの堆積においては、冠水した水が引いた直後から、受益者の皆様が被害が拡大しないようにと稲わらを取り除いたことで、大事に至らなかったと伺っております。これは、受益者の皆様が、地域の農業施設の維持管理を日ごろから地域で行っていただいている結果のたまものと考えております。今後も、地域受益者の皆様で用排水路などの農業施設等の維持管理や点検を行っていただけるとありがたいと考えております。

なお、地域の皆様による共同での農業施設の維持管理などを行っていただく際には、多面的機能支払交付金を有効に活用していただくことで、継続した取り組みの支えになると考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

いずれにしましても、今回の台風21号で被災した農地及び農業施設の復旧については早急に対応してまいります。また、自然災害等への対応、対策につきましては、国や県等、関係機関と連携を密に行い、被災した場合は早急に復旧を図り、農業施設等の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、台風21号の影響によるあゆり川堤防の被害状況についてのおただしですが、議員おただしのあゆり川堤防につきましては、11月16日に現地確認を実施したところ、堤防に小規模な崩れ等の状況を確認いたしましたが、緊急に改修工事等が必要な状況ではないことから、今後は、定期的なパトロールを実施し、適宜、経過観察を行ってまいります。

さて、10月23日の台風21号がもたらした影響により阿武隈川の水位が上昇し、10月23日午前10時ごろ、氾濫危険水位の6.0メートルを越える6.04メートルに水位が上昇し、さらに、午前11時ごろには最高水位である6.08メートルまで上昇し、阿武隈川とあゆり川の合流部付近の阿武隈川堤防左岸より延長150メートルの範囲で漏水が発生いたしました。

当該漏水につきましては、10月23日午前9時ごろに発見され、速やかに地元水防団で月の輪工法による土のう積みを行い、漏水対策を実施したところであります。また、10月28日には、阿武隈川を所管する福島県石川土木事務所により大型土のうを設置し、応急対策を実施しております。

なお、11月10日には、福島県石川土木事務所より町に対し、被災の状況等の説明と今後のスケジュール等についての報告があり、12月に実施される阿武隈川の災害復旧工事に伴う国の災害査定に申請するため、11月中に測量作業を実施し、その後、現地調査、設計等を行うとのことであります。

町といたしましては、今後も阿武隈川の河川管理者である福島県と連携し、あゆり川および阿武隈川の定期的なパトロール等による状況把握に努めるとともに、情報の共有を図りながら、台風や大水への迅速な対応が

できる体制を確立してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路等側溝堆積物による放射能濃度測定のためのサンプル調査についてのおたただしですが、放射能濃度の事前調査の状況につきましては、本年度、矢吹町内を、JR東北本線から西側のエリアを矢吹第1地区、東側のエリアを矢吹第2地区、及び中畑地区、三神地区の4地区に分け、道路側溝に堆積している堆積土砂の放射能のサンプル調査を実施いたしました。

調査方法につきましては、環境省から示された放射能濃度測定方法マニュアルに基づき、4地区にエリア分けしたうち、1地区を1つの字または複数の字を単位とする10ブロックに細分化し、ブロック内に所在する道路1路線、1カ所から堆積土砂を100グラムずつ採取し、合計10カ所分を合わせて1キログラムのサンプルとしております。

本年8月から11月にかけて、町内4地区から、合計40路線、40カ所を選定し、そこから採取した堆積土砂を地区ごとに混合し、作成したサンプルを環境省から示された汚染状況調査方法ガイドラインに基づき、町の放射能測定センターにおいて放射能濃度を測定いたしました。

測定の結果、1キログラム当たりの放射能濃度は、矢吹第1地区で1,875.8ベクレル、矢吹第2地区で2,367.8ベクレル、中畑地区で1,145ベクレル、三神地区で951.4ベクレルでありました。

このように、矢吹町内の測定結果は環境省の指定する基準、1キログラム当たりの放射能濃度8,000ベクレルを大きく下回り、指定廃棄物ではなく、一般廃棄物または産業廃棄物として処分可能であることが確認できたため、処分方法について、復興庁及び福島県と具体的な協議を行っているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路等側溝堆積物撤去処理事業において、幼稚園、学校等に付随する道路等を優先した対応についてのおたただしですが、本町では、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、矢吹町除染実施計画に基づき、平成23年度から平成27年度にかけて、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について面的除染、部分除染、スポット除染を行い、道路除染につきましては、平成27年度末までに全て完了したところであります。

町内の除染を実施する順序につきましても、矢吹町除染実施計画に基づき、速やかにかつ効果的に放射線量を低減化するため、放射線量の値が高い西側地域より除染を行うとともに、放射線の影響を受けやすい子供の多い学校施設等の除染を優先的に行ってまいりました。

土砂撤去作業の今後の進め方につきましては、12月に発注を行い、来年3月までに矢吹第1地区内の一部の土砂撤去を完了させる予定であります。平成30年度以降は、矢吹第1地区の残りの地域の土砂撤去を進め、事業進捗を見ながら、矢吹第2地区、中畑地区、三神地区の順に作業を進めてまいります。

議員おただしの幼稚園、学校等に付随する道路等を優先した対応の予定につきましては、実施する区域内に幼稚園、学校等が存在する場合は、堆積土砂の撤去処理を優先的に実施できるよう調整し、子供の健康を守るとともに、ひいては町民の皆様の安全・安心のため、快適な生活空間の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、道路等側溝堆積物撤去処理事業の対象路線及び行政区への連絡についてのおたただしですが、道路等側溝堆積物撤去処理事業の国道、県道、町道の実施予定について申し上げます。

まず、国道につきましては、国道を管理している郡山国道事務所に確認いたしましたところ、側溝の堆積物については、道路除染により撤去処理が完了しているため、本事業で撤去処理を行う予定はないとの回答を得ております。

次に、県道につきましては、当該事業について、県道の管理をしている福島県県南建設事務所では、既に一部の県道において実施済みであり、今後矢吹町の計画に合わせて事業を実施するという意向を確認しており、現在、具体的な時期や場所について、協議を進めている状況であります。

また、国道、県道以外の町内の道路につきましては、現在、矢吹第1地区内の一部地域において、より詳細な土砂堆積量や土砂堆積分布等を事前に現地調査をするため、町でコンサルティング会社に道路等土砂堆積物撤去事業に係る基礎資料作成業務委託及び道路等側溝堆積物撤去事業現地調査を発注しており、12月には結果が出る予定となっており、その結果を踏まえ、町道や私道など実施可能な路線は全て実施する予定であります。

なお、土砂撤去作業に着手する前に、該当地区の行政区長へ実施箇所を説明した上で、行政区より町が実施する路線以外の要望があった場合は、現地等を確認しながら、国の要件を満たす道路等側溝の土砂撤去作業を可能な限り対応してまいりたいと考えております。

今後も、国や県などの関係機関等と連携を図るとともに、近隣市町村との情報共有を行いながら効果的に事業を進め、議員の皆様及び町民の皆様に対しましては、適宜、事業の実施状況等をお知らせしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校教育の質の向上と環境の充実を図るための具体的な取り組みについてのおただしであります。多くの学校では、児童生徒が確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てることを教育目標として掲げております。

確かな学力については、新学習指導要領では、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養の3つを子供たちが身につける資質・能力として示しております。

確かな学力を身につけるために、学校では児童生徒が何を学ぶか、どのように学ぶか、何ができるようになるかを明らかにした授業実践が求められており、町内小中学校でも、児童生徒が主体的・対話的で深い学びとなるアクティブラーニングの視点から学習過程を改善した授業実践に努めております。そして、特に今年度は小学6年生と中学1、2、3年生の全ての学級で、学級の満足度や生活意欲などを捉えるアンケート調査でありますハイパーQ-Uテストを年2回行い、学級内の人間関係を把握した上で授業の基盤となる学級集団づくりに取り組んでおります。また、平成26年度からは矢吹の教育を考える会を中心に、学びの習慣化のための4つの提言を示し、確かな学力を身につけるための学習習慣づくり、生活習慣づくりに継続して取り組んでおります。

例えば、提言1の家庭学習の習慣化では、小学6年生は毎日60分の家庭学習に努めることになっておりますが、今年度の全国学力・学習状況調査では、平日の家庭学習時間が1時間以上3時間までの児童の割合が最も多く、全国平均を上回る結果であり、中学3年生では120分の家庭学習に努めることになっておりますが、30分以上2時間までの生徒の割合が最も多く、全国平均を上回るという結果となっております。

さらに、小学6年生を対象とした英語への関心を高めコミュニケーション能力と表現力を養うブリティッシュヒルズ1日研修、中学2年生対象のオーストラリアへの海外派遣研修、小学生夏期講習会、中学生対象の英語・漢字・数学検定試験受検料補助、小学生による地域の企業や商店訪問、中学生による地域ボランティア活動などの地域交流事業や、特色ある子ども教育推進事業、議会制民主主義の基礎を学ぶ子ども議会開催事業などを通して、教育大綱を核とする事業を展開することにより、教育の質の向上に努めております。

学校の環境については、児童生徒、保護者が安心できる教育環境づくりのために、小中学校、年3回ずつの教育長訪問を行い、安全な学習環境について点検指導を実施しており、障害を持っている児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒について把握し、個々に必要な人的、物的支援を迅速、適切に行い、全ての児童生徒にとって公平な学びができる環境づくりに努めております。さらに、年1回、矢吹町PTA連絡協議会からの要望活動を受け、通学路の安全確保、学校施設設備の改善にも努めているところであります。

このように今後も矢吹町教育大綱にある施策の実行を通し、教育の質と環境の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コミュニティ・スクール推進事業についてのおたただしであります。コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた制度であります。

コミュニティ・スクールでは、教育委員会から任命された保護者や地域の皆様からなる学校運営協議会を組織する必要があり、この協議会は、学校運営の基本方針について意見を述べ、承認をすることが主な役割であります。

これからの学校は、教職員や行政だけでなく、学校・家庭・地域の協働の場として保護者や地域の皆様が自分たちの学校という当事者意識を持ち、積極的に地域と学校が同じ目標に向かう取り組みを目指して、子供たちを育てていくことが重要であるということでもあります。

薄葉議員がお住まいの三神地区を初め矢吹町の小中学校では、各地区において、それぞれ保護者と地域の皆様のご協力をいただき、地域の特性を生かした学校運営がなされております。例えば、安全面では子ども見守り隊、子ども110番の家、学習面では、地元農家の方にご指導いただきながら田んぼの学校体験活動や読書ボランティア活動、生徒の職場体験活動に惜しみないご支援をいただいているところであります。

現在は、先進地区の調査研究を進めながら、視察を実施し、矢吹町の地域性に合わせた実現可能なコミュニティ・スクールについて検討を深めているところであります。

地域に応援される学校、地域を元気にする学校であるために、地域と学校で目指す子供像を同じく捉え、地域と学校が協力し合う関係のもと、矢吹町教育振興計画に基づき、コミュニティ・スクール推進事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町独自の教育政策についてのおただしであります。教育大綱では、基本理念を「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」と位置づけし、矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野の中で特に教育に係る4つの分野、人、支えあい、子ども、計画実現のための実現を目指し、人づくりの基本である家庭教育、幼児教育、学校教育、生涯学習について、連携した事業に取り組んでいるところであります。

独自性のある主な施策につきましては、矢吹町の子供たちがふるさとへの誇りと愛着心が育つ日本三大開拓地子ども交流事業及び三鷹子ども交流会事業や、青少年健全育成を目的に開催しております少年の主張大会、子ども議会、中畑清旗争奪ソフトボール大会及びスポーツ少年団育成事業、町内の保育園、幼稚園、小中学校の幼児、児童生徒の作品を展示するあゆり祭事業、町の将来を担う中学2年生を対象とした中学生海外派遣事業、各小中学校から提案を受け、地域交流、体力向上、読書推進等を行っている特色ある子ども教育推進事業、小学1年生から中学3年生まで、9年間継続して詩を募集している大滝清雄顕彰さわやか詩集表彰事業などがあります。

今後、おただしの矢吹町に住みたくなる教育政策、全国に発信できる独自の事業について検討を深め、学校・家庭・地域が三位一体となり、矢吹町の将来像「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を担う人材育成を進めるとともに、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの基本方針にあります、次世代を担う子供たちに特色ある教育を推進しながら地域とともに子供たちを見守り育ててまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 薄葉議員、質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 答弁ありがとうございました。

まず初めに、台風による農業の被害について答弁いただきましたが、答弁の中で、特に三城目地区で排水路等に稲わらが堆積してしまったということがございます。ある程度は取ったというふうなことでございますが、まだ残っているということで、この地区の方が町に相談しに行ったところ、多面的機能支払交付金を有効活用してほしいと、先ほど町長が答弁したような内容でございましたが、多面的機能の農地維持活動なり年間予定をしておりまして、ある程度支出とか計画は決まっております、その中で個々の台風の急なこの被害のやつを一緒にあわせてやるというのはちょっと厳しいというふうなことを言われておりまして、こういうふうな、まして自然災害のこういうような状態のときに、ある程度こういう稲わらを撤去できるような対策とかを講じていただけないのかご質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

三城目の稲わらが田んぼから水路に流出したというふうな問題でございますが、台風の被害ですと農地そのもの、例えば田んぼが崩れたとか用排水路が崩れる、農道が壊れたというふうな農業に支障があるというふうな場合ですと、国の制度等がございまして災害復旧対応できますが、今回の稲わらの問題につきましては、や

はり水路ですと、水路管理者の皆様の通常の維持管理の範疇でやっていただきたいというふうに考えてございます。

多面的をお勧め、こういったこともできますよというふうな話は、最初から多面的でやれというふうなことではなくて、多面的機能のそういった取り組みをしている団体におかれましては、共同で作業をした場合には、多面的機能支払交付金のほうの助成を使っても可能ですよというふうなことでありますので、なかなか、年度当初であれば予算もあるかと思いますが、もう年度末、今ごろの時期ですとお金がないというふうなことでありますと、今後の、多面的ですと何年間も継続して事業も取り組んでおりますから、そういった中で、やりくり等も含めましてちょっと検討して、各地区の皆さんには再度連絡なり、相談等を受け付けて説明したいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今答弁いただきましたが、実質稲刈りも終わった地区で、片づけようかなとおもったらそういう状態になって、かなり秋の収穫も終わってやっとな農作業も終わるのかなというところにこういう状態が来たということで、かなり農家の人はがっかりしているんですね。そういうときに、もうちょっと町で現地を見て、何かちょっと手厚いような対策を講じられないのかなという、国はちょっと無理でも、町で少しでも何か対策を講じられないのかなというのが農家町民の声なので、そこら辺どうなのだからを再度ご答弁をお願いしたい。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の質問にお答えさせていただきます。

台風の被害、農地・農業用施設については、一定の規模であれば国の支援を受けられる。ただ、稲わら等については水路の管理者ということで国の支援が受けられない。こうした町民の農家の要望というのは、以前から数多くありました。

この地区については、たびたび大雨等によって川の水が増水して、越水して、大なり小なり被害を与えている川でございますが、以前にも、私の記憶しているところでは、6年8カ月前の大震災のあった年、あのときの9月にも多くの水が越水しまして大きな被害、そのときにもそのようなことで、稲わら等含めて浮遊物が堆積しまして、それらについて町のほうで対応していただけないかというようなこともございましたし、それ以前にも、収穫して一部はげがけをしている稲束、これが増水によりまして田んぼに浮遊して、1カ所に堆積してしまったというような事例もございました。そのときにもやはり農家の方から、多くの手間暇がかかる、大変だということで、町の支援がないかというようなことがありましたが、町の対応は、それ以来ずっと農家の方にご理解をいただきながら田んぼの管理者、水路の管理者、そうしたことで共同の作業によって解決を図ってほしいというような、そんなお願いをしながら解決を図ってきたということでございます。

したがいまして、今回の対応についても、薄葉議員のほうから、こういう困っている農家に対して町民の多

くの町に対しての要望があるということですが、以前から、そしてこの後も、そうしたことで農家みずからが、または共同の作業によってその地域で解決を図っていただくようお願いしたいというふうを考えております。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今ほども答弁いただきました。

若干、三大開拓地のさわやかな田園のまちと言っている割には、対応をしていただけないのが私はちょっと残念だなというふうな。こういうふうな今回三大開拓地もつけてさわやかな田園のまちと言っているのに、何ら対策も講じていただけないという回答は、ちょっと残念でございます。再回答をしていただければ、していただけなくても結構ですが、ちょっとこの話を聞くと、町民の農家の方はがっかりするのかなというふうに思います。

では次に、阿武隈川のこの台風の影響で、特に三神地区は河川がすぐあって被害があるわけですが、先月福島県で、100年に一度の水害等の対策も含めて浸水想定区域を見直すというふうなことで、避難判断水位を改定をして対策を強化するというふうに発表しております。県内の29河川を先行して洪水対策を始めるというふうなことで、この中には当然阿武隈川も入っておりまして、阿武隈川の流域の矢吹町も入っております。

そういうような状況で、具体的に、町はこの情報を聞いてどのような対策を県で講じる予定をある程度聞いているのか、あと、どんなような対策を講じられるのか、あと、そういうようなことであれば町で何か要望するのかを含めてお尋ねいたします。新聞はこれに出しております、こういうふうに。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） それでは、5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

今のご質問の内容につきましては、県南方部で水対策協議会が開催されました。先日もそのような対策の協議会が開催されまして、報道されている内容と同じでございます。

国では、今般発生しております水災害に対して強力に対応していくというような話でございました。当然ハード面もあるんですが、我々市町村はどちらかというとソフト面の対応が求められるということでございまして、昨年度秋の秋季検閲のときに、三城目地区を対象に水防訓練をさせていただきました。

ことしからホットラインサービスというのがありまして、町長に直接県南建設事務所長からお電話があり、私、担当課長にも電話があり、玉城橋の水位について、準備水位になりましたよ、あるいは気をつけてくださいというようなホットラインが入ることになりました。

我々防災担当課としましても、水防隊と協力をしながら、早目の対応を今回もさせていただきました。水防隊におかれましては、東川原地区を中心に、水が上がってきているので注意をしてくださいと、この水位になりましたら避難勧告の準備情報を出しますというような啓発もさせていただきました。

町といたしましては、県あるいは国の動きを見据えながら早目の対応を今後ともしていきたいというふうに

思います。なお、詳細な対応が決まり次第、議会の皆様にはご報告したいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今ほど答弁いただきましたが、現実的にソフト面でハザードマップの改訂等もするようなことではございますが、具体的にはこれは県とか国レベルか、あと市町村はどこら辺まで改訂していくのかを、ちょっとわかればお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えをいたします。

ハザードマップ推進想定区域の見直しですが、現在、県中の流域関係と県南流域のほうから情報をいただきまして、防災マップという表現にはなりますが、現在見直し作業を町ではしております、早ければ3月、遅くとも来年4月には、そのマップのほうを全戸に配布できるように現在進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） では、次に、道路と側溝の維持管理費についてでございます。

答弁いただきまして、当時の除染の計画の話で、町内の各小学校、幼稚園・保育園なり、地区の側溝の除染を前のときはやった経過がありますけれども、私が平成24年9月の定例会で質問したときこういう質問をしたんですが、そのときの回答が、除染であわせてやるというふうなことだったんですが、現実的にできなかったと。あと9月に行政区単位の放射線の低減クリーンアップ作戦というふうなことでしたが、三神小学校なんかは3行政区があつて、その地区内の側溝の除染軽減、こういう作業はしなかったと。そのときの答弁の中で、そういうような部分については町が責任を持ってやりますというふうな答弁が出ているんですけども、現実的にはいまだにやっております。

それで、一番は、先ほどの説明でも矢吹第1、第2、それから中畑、三神というふうなことなんですけれども、除染のときも当然線量が高かったのでそういうふうな手順でやったと思いますが、今回はそんなに線量が高くないとすれば、もう少し優先順位を考慮していただいて、ある程度やったら三神地区とか中畑地区も入ってやれるようなことができないのか、そこら辺、やはり町民の方が一番関心持っているんですね、いつやってもらえるんだと。今で言うと、早いところはことしやると、遅いところはあと3年後になってしまうというふうなことです。

それで、除染のときはいいです、ある程度高い低いがありましたから。だけど、今回そんなに高いことではないとすれば、やはり矢吹の第1が終わったら2区も三神も中畑もある程度やるような方向をちょっと検討していただきたいと思うんですが、こういうような考えはないかどうかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

今回の道路側溝の土砂撤去事業につきましては、放射能からの安全・安心を目的とした除染事業ではございません。これまでに堆積した土砂、排水不良箇所の断面の確保が目的でございます。

そういう中で、今回地区割りをさせていただきました。こちらは、やはり除染に準じた形での西側を先行するというような考え方で今回進めております。放射能はゼロではない、安全ではあるがゼロではないという部分でのエリアを優先した経過がございますが、今後、まず今回の事業については初めての事業であるということもあります。ですので、西側、矢吹第1地区から先行して進めてまいりたいというふうに考えておりますが、最終年度32年度ということではございますが、できるだけ前倒しをできるような形で、今後ノウハウをため込んで、しっかりと早期に道路側溝の土砂撤去が完了できるような体制を組んでいければというふうに思っております。

また、あわせて、やはり先ほども申し上げましたが放射能がゼロではないということがございますので、今回の土砂撤去事業につきましては、基本的には上流からが基本となりますが、それにしてもやはり優先すべき部分、特に通学路については優先すべき部分であるというふうな認識でありますので、全体として、やはり早期に完了できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今の答弁ですと、予定どおりだというふうなことかなというふうに思いますけれども、23年に震災があって、こういうふうな原発事故があって、最後は今の話だと32年だと、10年かかるというふうなことですね。もうちょっと行政サービスで、みんな町民平等なんですから、ある程度の部分はやっていただけないのかなというふうに思うんですけれども、片方はもう早く終わって、片方は10年かかって32年に終わるというふうなことで、そこら辺がちよっと。町民の方も、高いならしょうがないなど、だけど低いならということでは、やはり先ほど私が冒頭に申したように、この事業に大変興味関心を持っているというのは、そういうような部分で町民の方が思われるので、そこら辺もう一度お考えを、計画どおりなのか、ある程度そういうふうな融通性も聞いた中で中畑、三神地区もある程度やるというふうな考えがないかどうか、再度質問したいと思います。

○議長（熊田 宏君） では、リクエストにお答えして、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の質問にお答えさせていただきます。

薄葉議員の思いも理解させていただきました。確かにいつも線量、さらには今回の放射線濃度のベクレルが低いということも含めて、三神地区が4地区の中でいつも最後になってしまうと。そういうことで平成23年度からの除染事業から今回の土砂堆積物の撤去事業まで、毎回いつも最後じゃないかと。線量が低いというふう

なことであれば、優先順序についても見直していただけないかという、そういう強い思い、その思いも受けて、国の基準がどうなっているのか、また、国のほうで示しているよりやはり低いとはいへども、高い順番なのか、ある程度相談することによってやりくりが可能なかというようなことであれば、例えば住宅が密集している地域、例えば子供を含めた、学校教育施設が密集している地域、そうしたことについては検討の余地があるのかどうかにつきましても、今後国の環境省のほうと相談していきたいなど、そういう考えもございますので、そうしたことで今後国との協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上で、5番、薄葉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り9分です。質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 先ほどは答弁ありがとうございました。

この土砂撤去で、コンサルタント会社に道路等土砂堆積物撤去事業に係る基礎資料作成業務を委託して、その後現地調査をして発注するというふうなことですけれども、これは堆積物幾らの単価で入札をして発注していくのだからどうかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁にありました委託につきましては、2業務委託を行う予定でございます。

1つの業務が基礎資料の作成業務ということで、こちらにつきましては、町の今所有しています地図情報システム、GISシステムを活用しての道路、または法定外道路、私道等のデータがございますので、そちらでまず対象路線の机上での確認をする作業でございます。こちらにつきましては、町のGISを管理しております業者との随意契約でございます。

もう1つの調査が、撤去事業の現地調査でございます。こちらにつきましては、そのGISのデータをもとに、実際に現場調査を行います。U字溝のふたを一部開けて堆積量を確認したり、あるなしも含めて。あとは側溝のふたがあるかどうか、あとはそもそも側溝があるのかどうかも含めた調査を踏まえて、そのGISのデータと合わせた形で数量を出しまして、そちらを今後施工業者のほうに発注する予定でございます。なお、現地調査につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 学力向上対策について質問いたしたいと思っております。

先ほど答弁で、矢吹型の学習方法を取り入れて家庭学習の手引きというふうなことで先ほど答弁にもありましたが、家庭学習の習慣性を行ったところ、全国平均を上回ったというふうなことですが、具体的に学力は上がったのかと。時間的にはアンケートで上がったと言っていますけれども、学力が向上されたのかはちょっと

答弁がなかったので、実質、通常のテストでも学力が上がったとか、その部分がちょっと抜けているので、そこをちょっとお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

子供たちは真剣に学習に取り組んでいるということもございますし、そして教員も授業研究などを行いながら、その結果の学力はどうかということでございますが、矢吹町の4つの小学校では、その学力を何で示すかという、いろんな示し方はあってあれですが、1つは全国学力テスト、これは6年生と中学3年生が実施しております。それから、小学5年生と中学2年生は県の学力テスト、そのほか標準化された学力テストというのは、小学1年生から中学3年生まで受けております。

まず、全国学力テストは、新聞等でも県とかでは、あるいは全国的なものは公表されておりますが、矢吹町の場合は、中学3年生の場合は全国並びに県と比べて、正直言いましてなかなか伸びない状況であります。それから、小学6年生の場合は全国と比べまして上回っております。

そういうことでありますので、さらにまた小中学校に力を入れてもらって、少なくとも全国以上になるようにということで努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 学力向上対策で、私が宮城県の七ヶ浜町に行って、ローカルプロジェクトというのを聞いてきたんですけども、近隣の市町村でも独自のいろいろやっておるというふうなことで、泉崎あたりでは小中学校のレシテーションコンテストなどを開催をしているということで、泉崎は21回も開催しているというふうなことでですけども、このレシテーションコンテストというのを、先ほど答弁にもありましたけれども、中学校の海外派遣ですね、この事業の成果発表の機会として、こういうようなレシテーションコンテストを開催するとか、こういうようなことをやってみて、行った成果と学力向上につながるのではないのかなというふうに思われるのですが、このようなことはどうかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員への質問にお答えいたします。

海外派遣事業の発表ということについては、議員の皆さんにもご招待申し上げて例年1月ごろ行っているわけでございますが、各中学校で、じゃ、どういうふうに行っているかという、正直言って具体的な形では行っておりません。それは、全員が対象ではないということもありまして、ちょっと難しい傾向があります。

泉崎で行っているコンテストということについては、私どもももう一度勉強して、それに倣って、いいことであれば、実践を中学校と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 10秒です。

○5番（薄葉好弘君） ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

議場の時計で午後4時40分再開です。

（午後 4時29分）

○議長（熊田 宏君） 定刻前ですが、再開します。

（午後 4時39分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（熊田 宏君） 通告6番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

きょうは通告いたしました質問をさせていただきます。

まず最初に、西側地域は矢吹町の主要道路の国道4号と県道棚倉・矢吹線に接する新町がありますが、以前よりホームセンターなどの出店計画がある地域であり、早期の開発が望まれているところであります。この地域に新町西道路の整備が進められておりますが、整備が図られなければならない緊急性と、大型店の出店の予定があるのかをお伺いいたします。

2点目として、東日本大震災後、平成24年に地権者からの陳情により道路整備に着手したわけですが、陳情には、西側地域の開発がメインであり、そのための新町西道路の整備であるとするれば、道路整備と並行して区画整理事業等の取り組みが必要と考えます。そこで、町が計画した新町西側地域の面的な開発について、準備が整っているのかをお伺いいたします。

3点目でございますが、一般町道の舗装についてでございます。新町西道路の整備や一本木地区の道路の改良等、新設道路の整備改良は行われておりますが、既設の町道の舗装が非常におくれております。住民の利用度の高い町道の舗装こそ優先度が高いと思いますが、これについてのお考えを伺います。

2点目でございますが、あゆり温泉施設改修工事の内容についてお伺いいたします。

あゆり温泉プールについては、町民の健康増進と住民交流の場として活性化に大きく寄与していることは強く認識しております。6月の議会で、新規事業としてあゆり温泉の施設改修工事費が補正予算計上され、決定されましたが、9月の議会にさらに追加補正予算が計上され、可決されましたが、その後の工事費の精算について、どのようになっているかをお伺いいたします。

2点目では、改修工事はサウナ施設の設置とお試し宿泊施設の改修でございますが、矢吹町に移住・定住者をふやすために無料で利用できると前回答弁をいただきました。お試し宿泊の運営、利用方法についてと、民

泊やホームステイ等を政策的に誘導する考えはないかをお尋ねいたします。

3点目でございますが、サウナ風呂の設備の充実で利用者の増加が見込まれ、利用料金も増額になると思うが、指定管理料の考え方についてお尋ねをいたします。

大きな項目の3番目で、子ども・子育ての支援関係についてお尋ねをいたします。

待機児童の解消対策については、国は最重要課題と捉えて進めており、また、11月に行われました福島市長選挙でも、早期に解決すべき問題として取り組む姿勢が問われており、候補者がそれぞれの政策を訴えています。

当町でも多くの待機児童がありますが、1点目として、現在の待機児童数と平成30年度の保育園の入園希望者と、保育園の定員と実保育児童数、定員があるわけですが、それに対して実際保育しているのは何名なのかということでございますが、これについてと今後の待機児童の解消策、どのようになっているのかをお伺いいたします。

2点目でございますが、幼稚園の入園者が定員の50%弱になっておりますが、増加対策について何か考えているのか、あればお伺いをいたしたいと思っております。

3番目ですが、幼稚園、保育園の公立、私立の保育料について、差があるのかを尋ねます。と申し上げますのも、幼稚園については無料化がなされましたので、その点について、公立、私立で保育料について差があるのかをお尋ねいたします。

以上の点について、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町西線整備に伴う出店の予定と当該町道整備の緊急性についてのおただしであります。現在、九州・中国地区を中心にホームセンター事業を展開している企業の進出計画が協議されているところであります。

こちらの企業につきましては、現在正式な進出計画書が提出されていないため、名称の公表は控えさせていただきますが、ジャスダック証券取引所に上場しており、西日本地区ではトップクラスの売上実績を誇るとともに、全国に371店舗を展開している企業であります。

計画の内容については、国道4号と県道棚倉・矢吹線の交差点南側の国道4号と新町西線間の場所に、敷地面積約1万5,000平方メートル、売場面積4,600平方メートルのホームセンターを主とした商業施設であり、平成31年度中のオープンを目指し、地権者及び町や県等の関係機関と協議が行われている段階であります。

当該地区におきましては、国道4号、県道棚倉・矢吹線の沿線であり、さらには東北自動車道矢吹インターチェンジ、あぶくま高原道路矢吹中央インターチェンジへのアクセスも容易な交通の要衝であることから、企業からも非常に立地条件がよいと判断されており、また、今回の企業のほかにも同様の商業施設進出計画がある地域であります。

なお、開発に際しては、乱開発とならないよう一体的な開発を促す上でも、町は計画段階から協議を重ね、

将来の地域開発も見据えた計画を進めており、このような経過を踏まえて町道整備を決断したものであります。

このように、当該商業施設が進出することにより、町民の利便性の向上、雇用機会の拡大、さらには人口増加等、町の発展に大きく寄与すると期待しており、商業施設のオープンに支障がないよう、町道整備についても早期に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町で計画した面的な開発の準備についてのおたただしであります。新町地区は、矢吹町の用途地域の南端に位置しており、国道4号や主要地方道棚倉・矢吹線に隣接する交通環境に恵まれた立地条件にあり、道路整備を含むインフラ整備による投資効果は、さらなる大型店舗の進出や宅地開発が見込めることだけにとどまらず、矢吹町西側地域の活性化に資する重要なエリアであります。

新町地区の開発は、平成7年度に新町地区土地区画整理事業が計画され、将来の人口増加や産業立地需要に対応した、安全で快適な都市環境を有した市街地の形成を期待して調査に着手いたしました。町の財政状況、地区の事情などにより、平成11年度に事業を断念した経過があります。

現在の新町地区の開発計画につきましては、さきの答弁のとおり、町は新町地区への店舗進出計画の進捗により、今議会において、新町西線の道路整備を含むインフラ整備に要する費用について補正予算を計上し、早期の整備について計画しております。

インフラ整備のスケジュールにつきましては、平成29年度は道路改良工事延長292メートル、上水道の新設設計業務、公共下水道の実施設計業務を予定しております。

平成30年度につきましては、上水道の新設工事及び公共下水道枝管理設工事完了後、道路舗装工事延長360メートルを施工し、平成30年12月の供用開始を目指してまいります。

今後につきましては、議員おただしの西側地域の開発がさらに促進されますよう、町でも整備手法を検討し、これまで以上に当該地域の魅力をアピールしながら、早期に道路整備を含めたインフラ整備の促進を図るよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町道の舗装についてのおたただしであります。現在、実施しております事業を事業種別ごとにご説明いたします。

町は、大きく2つの目的により道路整備を進めております。

1つ目は町の発展のため将来を見据えた幹線道路の整備であります。これらの事業は、主に幹線道路の改築、バイパス化、歩道の整備、町道の改良拡幅を目的とした事業であります。

初めに、幹線道路の整備を目的とした国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業の主な路線は、昨年度より事業に着手いたしました一本木29号線、羽鳥幹線水路上部を利用し、現在継続して整備を進めております八幡町・善郷内線、三神小学校の通学路である神田西線歩道整備、白河信用金庫矢吹東支店前の一本木32号線、さらに、平成28年度より改良工事を実施しております新町西線を含む7路線を実施しております。

次に、未改良の砂利道の改良舗装を主とする臨時地方道路整備事業であります。昨年度から工事に着手した役場北側の一本木8号線、リオンモール南側の八幡町11号線及び長峰地区の曙町・長峰線の3路線について継続して事業を進めております。

2つ目の目的は、生活道路整備事業の中で砂利道の解消を図るためであり、道路拡幅を行わない現道舗装工事が具体的な事業であります。

現道舗装工事は、平成27年度の事業開始によって砂利道の舗装が進み、平成28年度末現在で162路線の要望に対し98路線が完了し、確実にその成果があらわれている事業であります。

今年度は、平成28年度の繰越明許事業である農業基盤整備促進事業、いわゆる農道の現道舗装工事につきましては、整備を予定している全6路線のうち5路線の工事が完了し、残る1路線につきましても工事の発注を行い、年度内の完了を目指しております。また、生活道路整備事業の現道舗装工事につきましては、2路線のうち1路線の工事が完了し、もう1路線につきましても工事に着手しております。

これら道路拡幅を行わない現道舗装工事につきましては、砂利道の解消はもとより、児童生徒を含めた道路利用者の安全・安心な歩行環境を容易に提供できるため、非常に住民の皆様の満足度が高く、大変重要な事業であると私自身も十分に認識しております。しかしながら、国や県の補助による財政的支援が限られていることから、各路線の困窮度や危険度、利用者の数などをもとに、優先順位の高い路線より事業を実施しております。

今後につきましても、幹線道路の整備とともに生活道路の舗装を含めて、現在継続して事業を行っている路線を重点的に整備し、また、未整備の路線につきましては緊急性を重視し、限られた財源ではありますが、用途に応じた事業予算の中でバランスを取り、少しでも住民の皆様に満足していただけるよう道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉施設改修工事の積算についてのおたただしであります。本工事は6月の第403回議会定例会、9月の第405回議会定例会にて補正予算の可決を受け、事業実施に向け実施設計を進めております。

現在は実施設計に向けて現地等を精査し、県南保健所や消防署といった関係各署と協議を重ね、関係法令を確認しながら慎重に設計を行っているところであります。

工事費の積算につきましては、実施設計中のため概算額ではありますが、サウナ新築工事が3,000万円、宿泊施設改修工事2,600万円、高圧受電化工事が1,100万円となっております。

内訳の主な内容としましては、サウナ新築工事では、ミストサウナユニットが1,400万円、木造建屋新設が750万円、給排水設備が200万円となっております。宿泊施設改修工事では、解体撤去工事が250万円、床、壁等の内部仕上げが600万円、空調換気設備が350万円、給排水設備が600万円となっております。

今後は来年1月中に本工事を発注し、年度内の完成を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉のお試し宿泊の運営及び政策誘導等についてのおたただしであります。さきの第405回議会定例会において三村議員へ答弁いたしましたが、お試し宿泊の運営方法については、矢吹町健康センターの指定管理業務に含めることで運営していく考えであります。

利用方法について、宿泊としての利用はお試し移住体験の方のみを対象とする考えであります。お試し移住体験としての利用がない日は、1時間単位での貸し出しとはなりますが、町民の方も利用できる日帰りでの個室として貸し出しする運用も考えております。

また、民泊、ホームステイ等の政策誘導の考えについてであります。移住定住政策については、平成28年度に移住者向け情報誌「矢吹暮らし」を作成し、若者定住支援事業や空き家改修補助、職業紹介や子育て支援策など、移住・定住へ向けた支援制度を講じているところであります。

移住希望者は実際に現地へ訪れ、そこでの経験や実感を重視しており、暮らしやすさ、買い物、病院、仕事など、矢吹町をもっと知りたいと考えておりますので、現地案内や相談体制についても充実を図り、移住をサポートするNPO法人ふれっしゅ・すてーじとの連携を図りながら、宿泊支援を含めたきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

今後については、お試し移住・宿泊としての利用や町内のイベント等での学生の利用など、一人でも多くの方にご利用いただき、移住・定住支援策の充実を図り、移住・定住先として本町を選択していただけるよう事業を展開、実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指定管理料の増額の考え方についてのおたかしであります。指定管理料は、施設運営に係る人件費や光熱水費、委託料等の支出見込額から、施設使用料や物品の売上げ代等の収入見込額を差し引き、不足する分を指定管理料として算出しております。

現在の指定管理料は年額3,773万2,000円であり、次期指定管理期間である平成30年度から平成32年度までの指定管理料は年額で3,890万1,000円と試算しており、年額116万9,000円増額となる見込みであります。

増額の主な要因としましては、現在実施設計中のサウナの設置によって利用者の増加による増収が見込まれる一方、サウナの清掃や管理のほか、お試し宿泊者への対応に関する人件費を新たな必要経費として試算していることからであります。お試し宿泊者からは宿泊料金を徴収しないことから、人件費は指定管理料の中で見込む必要がありますが、運用後、利用実績から指定管理料の変更を行うことも見込まれます。

次期指定管理者については、本定例会に上程しておりますが、健康センターの設置目的をより確実に達成するため、今後も指定管理者制度を活用した効果的、効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、現在の待機児童数と平成30年度の入園希望者等と待機児童解消対策についてのおたかしであります。本町の待機児童につきましては、本年4月1日現在の待機児童数が15人、10月1日時点では22人となっております。

平成30年度の入園希望者の状況については、集計途中のため流動的ではありますが、あさひ保育園については定員100人に対して77人、ひかり保育園、定員120人に対して126人、認定こども園ポプラの木、定員125人に対して116人、その他、他市町村希望が8人、小規模保育施設イマジジン・レインボー、定員12人に対して12人という申し込み状況になっております。

本町保育園の定員357人に対して入園希望予定者は339人となっており、入園希望者が定員を下回っている状況ですが、待機児童は特に0歳から2歳児に見られることから、今後待機児童の発生も予想されますので、保育士確保と待機児童解消に努めてまいります。

今後の保育園入園事務の流れとしましては、各保育園に入園申込名簿を配布し、各園では、年齢ごとクラス

編成し、保育士の配置を行い、受け入れ園児の調整を行うことや保護者の保育園希望の調整を行う作業があり、現時点において、平成30年4月の実保育園児数や待機児童については把握できない状況であります。

議員ご案内のとおり、待機児童解消対策については、公立、私立保育園ともに、本町だけでなく、保育士確保が全国的に大きな問題となっております。

そうした中、本町で待機児童解消のため独自に取り組んでいる事業としては、平成29年度より新たに保育士確保に向けて、町内の認可民間保育園等へ就職をする、新卒の保育士へ30万円以内、保育園等に勤務することが決定した潜在保育士へ10万円以内を保育士就職準備貸付金の助成を実施しております。また、県内の保育士養成を行う郡山女子大短期大学部等へ出向いて、本町の保育士確保策と民間保育園等の情報提供を行っております。さらに、民間保育園等でも保育士確保に向けた取り組みとして、県が主催する保育士就職フェアへのブース出展などに参加し呼びかけを行っております。

今後は、安心して産み育てられる環境、保育の受け皿を確保するため、保育施設事業者と一体となり、保育士確保の協議を深めながら、最大限の努力を続け、町内の待機児童解消に向けた支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、幼稚園の入園者増加対策についてのおたただしですが、本町における幼稚園園児数の推移については、平成22年度の町立と私立幼稚園の園児数合計が341名、平成25年度330名、平成28年度249名となっております。なお、平成22年度と平成28年度の園児数を比較しますと、92名の園児が減少している状況にあります。

定員に対しての入園率を見てみると、幼稚園の認可定員490名に対して入園者数が249名、50.8%の入園率となっております、認可定員と実園児数に差が生じている状況にあります。

入園児減少の原因といたしましては、少子化の影響や保護者の就労環境の変化から、保育園等の利用ニーズが高まっていることや、保育園と幼稚園を比較した場合、幼稚園には給食サービスがないことが利用者の減少につながっているものと認識しております。

町としましては、減少の歯どめとして、町立の各幼稚園において今年度より年3回程度、体験配食を実施し、さらに、現在行っている配食サービスの回数をふやせないか、業者等による弁当給食にできないか等について調査検討を深めてまいりたいと考えております。

また、幼稚園は、小学校学区に設置されている利点を生かし、入学前に音楽祭見学や給食体験等の行事に参加できること、ほぼ全員が同じ顔ぶれで小学校に入学できることから、子供たちや保護者の安心感につながっていると聞いております。こうした幼稚園と小学校の連携をもとに幼稚園教育のよさについて一層ご理解をいただくとともに、今年度から幼稚園保育料を無料化したことなどについての広報活動をさらに行い、幼稚園就園の増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、幼稚園、保育園の公立と私立の保育料についてのおたただしですが、平成27年度4月から施行された子ども・子育て支援新制度により、公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園、認定こども園（幼保連携型）の保育料については、国が定める利用者負担基準を上限として、本町が定めることになっております。

町立幼稚園の保育料につきましては、公立幼稚園の場合、これまでの利用者負担を踏まえ、近隣町村の保育料の状況を見ながら、保育料を世帯の町民税課税状況により、第1階層0円から第3階層5,000円に設定して

おります。

また、私立幼稚園の場合、該当する認定こども園ポプラの木、1号認定3歳から5歳児の保育料については、町独自に国が定める利用者負担基準から、軽減した保育料を世帯の町民税課税状況により、第1階層0円から第5階層1万6,000円に設定しております。

また、平成29年度より町立幼稚園、認定こども園の1号認定3歳から5歳児の幼稚園部分の保育料については、町独自に保育料の軽減措置を行い、町立、私立とも無償化としております。

保育園保育料につきましては、公立保育園、私立保育園、認定こども園ともに、公立と私立で保育料の違いはありません。世帯の町民税課税状況とお子さんの年齢により、保育料を第1階層から第11階層に設定しておりますが、保育料については、国が定める利用者負担の上限額の基準に対して、町独自で約54%を軽減した保育園保育料を設定しております。

今後、保育料につきましては、国の幼児無償化に向けた取り組みの動向に注視しながら、保護者負担の軽減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 三村議員、質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ご答弁ありがとうございます。

新町の開発については、31年度中にホームセンターがオープンを目指していることを説明いただきました。ダイエーパチンコがあった場所がメインになるのかなと思いますけれども、そういったことで、あの場所に企業に来ていただくことは、非常に喜ばしく思っておりますし、町担当者のご努力に感謝をいたす次第でございます。

質問をさせていただきますが、このエリア全体の面積、大体私は6町歩ぐらいだと思うんですが、この面積についてはどのぐらいかと、今回1万5,000平米の開発の協議が進んでいるということでございますが、残されたエリア、どのように開発するかのお考えがあるのかをお尋ねいたします。

西道路を整備する際に陳情された要望書、この中には、商業ゾーンとか住宅ゾーンとかそういった陳情もなされておったとも思われますので、それについてのお考えはどの辺までなされているのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

新町の西側道路の改良工事については、ご理解をいただきましてまことにありがとうございます。

近々進出計画書が出るということで、それに近いものはあるんですが、まだ、きちんとした進出計画書に基づいたことで正式な進出企業名については、後ほど皆さんにお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

残されたそれ以外の土地の面的な開発について、今現在、町の具体的な計画があるのかということでございますが、これについてはございません。ですから、先ほども答弁させていただきましたように、この4地域に

については、非常にポテンシャルの高い地域、道路を入れたり、乱開発にならないように、きちっとした計画を今後できるだけ早い時期に計画もしていきたいと、そんな思いであります。

いずれにしても、西側の残された土地の有効活用については、議員の皆様と密接な連絡調整を図りながら計画していくことに変わりはありませんので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ただいまの答弁で、まだ面的なエリアの開発計画はないということですが、やはりあの一帯の土地の利用を考えますと、きちっとした計画がないと、先ほど町長が申されましたように乱開発とか、道路に面したところだけが開発されて残されたところは開発にならないというようなことにならないように、早急な地権者との、地権者会が設置されているのかどうかもあると思いますが、設置されているのかどうかと、それから地権者の合意が必要なのかなと思いますので、そういった面で、地権者の説明会等が開催されているのかをお伺い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

残された土地の面的な開発計画、乱開発等々を含めてそうしたことを防ぐためにも、きちっとした計画を早急に立てていかなければならないだろうという、そうしたご指摘はもつともでございます。

以前は新町地区の西側開発の地権者会というものがございました。代表者が亡くなってしまいました。したがって、今のご指摘も含めて、この後のこの土地の有効活用をどう図っていくかということについては、できるだけ早急に地権者会というものを含めて立ち上げることについての是非も含めて、検討を加えていくというふうに思っておりますので、ご指摘ありがとうございます。

以上で、私からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 西道路の件でよろしくお願ひしたいと思うんですが、今回の西道路について、当初の計画では1億2,600万で55%の補助というようなことでの資料だったのかなというふうに、こう思っておりますが、現在はその金額は、今回の補正を入れても動いていないのかどうか、その枠内なのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

全体計画の事業費が変わっていないのかというご質問でございますが、現時点での全体計画事業費について

は、以前に全員協議会で説明した金額とは変わっておりませんが、直近ですとかなり物価上昇による人件費の高騰によりまして、各種資材等の単価が上昇している傾向でございます。単価の上昇という部分での事業費の増加については、今後ある可能性もあるということでございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 補助率は変更あったのかなのか、ちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

補助率でございますが、以前、全員協議会においては55%ということで説明をいたしました。国との協議によりまして、現時点では50%に変更になっております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） せっかくの新しい土地ですので、ぜひいいまちづくりをお願いしたいと思います。

この西道路に関して、一般道路に関してでもなんですが、最後に1点だけ、町有地の維持管理についてお尋ねをいたします。

新町の西道路の用地買収が平成27年度に実施されて町有地になりましたが、その後、維持管理がなされていなくて、買いっ放しになっていて、草がぼうぼうな状態になっております。これは新町ばかりではなくて、ほかの町有地にも見られる現象なのかなと思いますが、そういった面で、町有地の管理方法に何か問題があるのではないかと思います。その辺についてのお考えをいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

道路等で用地買収をした土地については、原則町管理となります。そういう中で、管理について、特に除草等について十分でない部分があることは確認しておりますので、今後、十分留意して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 一番目立つところなので、ぜひ目立つところから先によりしくお願いしたいと思います。

あゆり温泉の改修工事についてお尋ねをいたします。

1つは、工事がまだ完了しないで、これから発注をするというような状況下で指定管理者が選定されるよう

になるわけですが、管理料関係に変更があっても、指定管理者が承認をいただくような契約になっているのかどうかをお尋ねいたします。と申し上げますのも、1つは工事期間の延長ということも考えられますし、あと議会の承認が得られなかった場合ということもありますので、そういった面でお尋ねを申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 2番、三村議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理料に変更すべき内容が出てきた場合につきましては、協定書の中で、指定管理料に特別な事情が生じた場合については、その都度、甲乙協議をして定めるものとするという条項がございますので、変更要件が出た場合につきましては、そちらのほうで対応が可能かと思われま

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 先ほどご答弁いただきました工事費の積算の内容なんですが、概算額で、サウナが3,000万、宿泊施設が2,600万、高圧受電化工事が1,100万で、合計で6,700万となっております。

内訳説明を聞きますと、サウナで2,350万、宿泊施設で1,100万、そのほかの高圧受電化工事で1,100万で、合計しますと5,250万にしかないわけなんですが、何か差額が気になるものですから、差額についてのご説明をお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 2番、三村議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁にありました工事費につきましては、現在設計中ということで、あくまでも概算の数字で申し上げます。例えばサウナにつきましても、サウナユニットが1,400万というふうな答弁だと思いますが、そういったところにもこれから、ミストサウナ以外のサウナ等についても計上されていない状況でございます。したがって、設計書がまだ概算の段階でございますので、このような答弁になってございます。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 合わない理由はなかなか理解できないところがあるんですが、一応6月と9月に補正予算で議決しましたが、その金額の範囲内では工事は終わるのかということの確認をしておきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 現段階では、9月の補正予算の時点の金額を上回ることはないようなことで進

めております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 次に、お試し宿泊の運営と利用方法についてのご答弁がございましたが、この件で、町の税金を使って整備しているわけですが、町民に利用できない施設は町民の理解を得られないと考えますが、この点についてのお考えはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 2番、三村議員の質問にお答えをいたします。

宿泊の関係につきましては、町長の答弁のとおりで今進めておるところであります。日中の利用につきましてはもちろんであります。町民の方が一定の時間を区切ってご利用いただけるというようなことでございます。したがって、町民の方が全くその部屋を使えないとか、そういったことはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 私は、一応昼間使えることは承知しておって、町民が泊まれないのはどうなのかということをお尋ねしたわけなんです。それについては泊まれないという回答なのか、それとも管理運営規定というのを、前にはできていないから説明できないというような話だったんですけども、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 町民が泊まれるかどうかということですね。

答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 今回の宿泊につきましては、あくまでもお試し移住ということで、町外の方々が町のほうに移住、それから定住等を考える方の利用というふうなものを考えております。

それから、利用規定につきましては、現在検討している段階で、今のところ確定したものはございません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） これから管理運営規定、そういったのが明細がつくられるということなので、ぜひ今の質問に対してもそういった点、これから私が行う点についても、町民に理解されるような利用方法をお願いしたいと思います。

1つは利用の範囲ですね。これは、お試しは町外からであればお試しができるのか、県外でないとだめなのかというようなことと、それから問題が、4月から実施するわけですが、健康センターでの受け付けで、健康センターの管理者がそのお試しであるなしの確認を行っていくのかということと、もう1点は。

○議長（熊田 宏君） 一問一答なので、1つずつお願いします。

まず、町外、県外じゃないとだめなのかという点でお願いします。

答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 2番、三村議員の質問にお答えをいたします。

あくまでも移住・定住というふうなことでございますので、町外であればいいというふうに思っております。以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 町外から来ていただく方に泊まっていたということであれば、町内からの接待者というのもやっぱり考えなければなりません。これをどのような感じでののかということで、やはり同じ釜の飯というか、一緒に風呂入った仲というか、そういった面で、やはり有効に使っていくならば、その辺は弾力化する必要があるのではないのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） ご質問にお答えをいたします。

あくまでも今の段階で細かい規定等は決まっておりません。現段階で、いいとか、できるとかできないとか、そういったことはちょっと言えない状況でございます。以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） そんなことで、要領をつくるときには意見等を参考にさせていただければと思います。

指定管理料の増額の計算が出ました。この中で、一応お試し宿泊の分の人件費ということで出ておりますが、お試し宿泊を年間何日予定したのか、それらはある程度の、どういう根拠に基づいてその何日になったのかをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 宿泊施設の利用回数等でございますけれども、月に2回の利用ということで積算しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

次に、子ども・子育て関係での質問でございますが、時間も余りないので、ご答弁の中に配食サービス、保育園の関係で、幼稚園のサービスが保育園に劣っているのは配食サービスだというふうなことがございましたが、これについては配食サービスの回数を今後ふやすとかありますけれども、一応民間の事業者の利用で、ある程度テストケースでやるようなことは考えていないのかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 三村議員の質問にお答えいたします。

町内の業者による配食サービスを今年度は3回実施をすることにいたしました。この後、保護者の意向なども聞きながら、来年度もう少しふやすことがよいのか、あるいは業者自体がそういうことをふやしても大丈夫なのかというようなことも検討しながら、保護者の希望に合うように、ふやす必要があればふやしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 教育長にお尋ねしたいんですが、幼稚園、配食ばかりじゃなくて、幼稚園の優位性というところで、保育園よりも幼稚園に、（議長が取消を命じた発言）

○議長（熊田 宏君） 三村議員、そういう偏った意見は。今の発言は議事録から削除します。申しわけありません。

はい、どうぞ。

○2番（三村正一君） 幼稚園児についての教育を充実して、保育園と幼稚園は目的が違いますから、入学前の学習に力を入れて、ある程度幼稚園の有利性というのを地域の人々や保護者のほうにお知らせしていけばよくなるのかなど、利用もふえるのかなというふうに思いますので、そういった面でのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 三村議員の質問にお答えいたします。

幼稚園教育は、特に小学校が近くにあるということから、幼小連携がしやすいという特典もございます。しかし、現実的には、ゼロ・3歳児まで保育園で保育を受けますと、継続してという方が多い傾向にございます。でも、三村議員からもありましたように、私どもも、もう少しこの幼稚園の人数をふやしたいという

思いがございますので、努力してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 以上で質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時38分）

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 (火曜日)

(第 3 号)

平成29年第406回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年12月5日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

佐久間 一 幸 君

都市整備課長 福 田 和 也 君

教育次長兼
教育振興課長

佐 藤 豊 君

子育て支援
課 長 山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めておはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（熊田 宏君） 通告7番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

傍聴にお越しの方には感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

3点の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、公共施設等のバリアフリー化等についてであります。

平成18年施行、そして平成23年に改正されておりますバリアフリー法によりますと、高齢者や障害者の移動に関して、公園や建物、公共施設等、それから民間の建物も含まれておりますけれども、こういったものをバリアフリー化を進める、そういったことが規定されております。また、こういった方々が都市公園内等での移動が支障がないように、ガイドライン等も国において策定されております。

矢吹町の都市公園、代表的なものといいますと、大池公園があります。町内外から多くの方が訪れている、町民の方も休日等にはお子さん連れて遊ぶ姿や、マラソンなどもされているという、ジョギングなどもされているような姿もあります。

こういった大池公園に関しては、つい先ごろワークショップも2回ほど開かれております。町内の公園を利用する団体等の方々を町のほうで集めて、いろんなこれからの大池公園のあり方について意見を交換した、そういったこともされておりますが、そういった中で、質問のことに関連して申しますと、町内誰もが、町内の方とかお年寄りの方が、大池公園内での移動等に際しても支障ないようにしてほしい、そういった意見も出されたと聞いております。こういった議論もされているわけですが、大池公園など当町の公園、いろんな公園ありますけれども、こういったところでこのバリアフリー化の対策が十分であるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、役場庁舎などの公共施設等で、視覚障害者などへ配慮した点字の案内、見やすく判別しやすいサイン

表示、サイン表示といいますか、正式にはピクトグラムと言いますが、トイレ等にトイレのマーク、人の形のマークがありますけれども、ああいったもの、ピクトグラムがJ I Sの規格でもかなり多く定められていて、公共交通機関等ではそういったものを使うと定められておりますけれども、こういったもの、それから点字ブロックの配置等も公共施設等において必要ではないかと思いますが、どう考えるかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、役場庁舎等へのスロープや手すりの設置などが進められております。庁舎正面玄関の手すりも設置がされ、また、上下水道課のある別の庁舎のほう、こちらのほうにもスロープが設置されるなどで、町民の方からも大変喜ばれております。しかしまだまだ、町内の公共施設等において、こういったスロープや手すり等の設置がされていない施設もあります。

道路等にも段差、これはどこが具体的にというわけではありませんけれども、本当に旧奥州街道ともまだまだ歩道等の段差が解消されていない、また、場所によっては道路の亀裂等も残っているような場所もあるということで、こういったことの改善も、バリアフリーという観点からいったら必要ではないかと思われませんが、現状での対策が必要な施設、こういったものがあるか、また、改修等の見込みはどうなっているのかをご答弁をいただきたいと思います。

続きまして、まちづくりへの参画についてであります。

都市計画や生涯学習、公共施設の計画に当たっては、それぞれ町において審議会等が設置されております。ここには有識者やまた地域の代表者、そういった方が参画をしておりますが、こういった基準で選考されているのかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、同じく、まちづくりへの参画についてでありますけれども、誰でもが住みやすい町をつくるためには、障害を持った方やお年寄りや子供など、常に弱い立場、弱者と言われている立場の人々が円滑に移動や用を足せる、また余暇なども楽しむといった、こういったことを中心に計画するべきであると思うんですけれども、そのためにも、こういった方々の目線や経験を盛り込んでまちづくりの段階で計画をしていく、こういったことが必要であると思います。

ワークショップ等も開かれて、いろんな方の意見取り入れて、まちづくりを行っておりますけれども、ワークショップこれ自体が悪いものであるとは言いません。ワークショップというのも重要な公聴の機会でもありますから、これも必要だと思います。審議会ということですが、その場でも専門家の方の意見というものも必要ですから、そういった方も必要であると思いますけれども、やはり先日の子ども議会でも質問がありましたように、子供目線、例えば子供でしたら毎日通学をしている、今の時期でしたら暗くなっている、そういったことで、ここに街路灯があったらいい。そういったこともあって、子供目線だからこそ気づくこともありました。同じように障害を持った方やお年寄りの方、こういった方がこういったワークショップ、それから審議会等にも参画する必要があると考えますが、そのことをどうお考えになるかお聞かせいただきたいと思います。

最後、3番目の質問でありますけれども、待機児童の解消についての質問であります。昨日、同僚議員からも同じような質問がありましたけれども、私なりの質問もさせていただきますので、よろしくお願いたします。

当町の保育所などに入れない待機児童は、4月の速報値、これは新聞報道でも明らかになっておりますけれども、県発表の資料では15人となっていました。その後、きのうの同僚議員の質問、同様の質問でしたので、その中でもご回答はいただきましたけれども、10月の段階で22人、こういった方、22の方が待機児童として当町の保育園に入れないでいるということが明らかとなっております。

その要因につきましては、同僚議員の質問でも明らかになったように、当町の場合は保育士が不足しているということでありました。東京等の大都市等においては設備の不足等もあるようではございますけれども、矢吹町の場合には、施設的には満たされている。ただ、十分希望しているお子さんたちを面倒見るための保育士さんが不足しているということが、ご答弁の中でも明らかになっているわけではございますけれども。

その保育士の解消のためにどのような対策取っておられるかというようなことも、9月の議会では質問されておりまして、その中では、保育士を養成する大学や短大への働きかけを行うですとか、あとは就業準備金を貸し付けを行うということを言われておりました。その後、待機児童、9月の段階では23人とされていたのが、きのうのお答えでは22人となりましたが、1人しか減っていない状況。

こういった、せっかくな制度をやられていると思うんですけれども、これがどのような採用に対して影響を及ぼしているのかどうか。こういったこともお話をいただきたいなと思っておりますので、こういった質問をさせていただいているわけではございますけれども、制度の利用状況や保育士の採用計画の達成状況、待機児童数の状況はどうなっているのか、これは数字は聞いておりますけれども、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

待機児童の解消について関連いたしますと、長期的な保育士の確保、こういったものも必要ではないかと思っております。なかなかこういった貸付金制度などもやられておられて、努力はされていることはわかるんですけれども、この先保育士が不足するというのは当町だけに限ったことではないことです。東京などでも、やはり施設が足りないというのがありますけれども、保育士が足りないということが今やはり話題になっております。

インターネットのハッシュタグ等でも、保育士が足りないんだというようなこういったことで、話題が提供されております。その中でも、潜在的な、求人倍率で言いますと、6倍ほどになっているということです。それだけ保育士の方の求人があるにもかかわらず、就業される方が少ない。こういった状況があるわけですから、これは当町だけに限ったことではなくて、全国的に言えることであって、そういった観点からしますと、長期的にどう保育士を継続的に確保していくか、こういったことを考えていかなくてはいけないかと思うんです。

町内等の学生から、将来当町の保育士として勤務をする人材を育てていくことなども必要かなと思っております。県でも保育士就労資金貸付制度など設け、5年間の就労など一定の条件で返還を免除する制度がありますが、こういった制度の周知を、中学や高校生で将来保育士になりたいような方、そういった方に対して行っているのか、また、ほかにも町独自でこういった長期的保育士の確保をするために、対策何かありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

以上、3点に関しましてご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁に入る前に、安井議員に確認します。

通告の2枚目、質問事項の3、質問の要旨の（1）の4行目頭から、保育士を要請するの要請は、大リーグ養成ギブスの養成、栄養の養に成人式の成の養成で。

○3番（安井敬博君） 失礼しました。訂正をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 皆さん訂正をお願いいたします。

では、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町内の公園へのバリアフリー法に沿った対策についてのおただしであります。町ではバリアフリー法に基づき、平成25年4月の矢吹町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の施行後、これらの法律や条例に規定された施設において、新築や改修工事の際には、定められた基準に基づいて施工しているところであります。

近年ですと、昨年度更新いたしました新町公園のトイレ施設がバリアフリーに対応したものとなっております。また、現在工事を進めております中町ポケットパークにおいても、車椅子等でステージへ上る際に利用するスロープについて、基準に適合した幅や勾配で施工しております。

さて、大池公園等、町が管理する公園におけるバリアフリー対策についてであります。大池公園につきましては、将来に向けた大池公園のあり方について定める大池公園整備計画を策定中であり、周辺住民や公園利用者等からご意見をいただくために、9月と10月、2回にわたりワークショップを開催し、さらに利用者を対象とした現地でのアンケートを10月の休日、平日、それぞれ1日実施いたしました。

ワークショップやアンケートから、園路の段差等を解消するバリアフリー化を望む意見が多く出されたことから、ワークショップ内で園路の幅や勾配のほか、園路舗装の材質についても検討がなされ、歩行時に膝や腰への負担を軽減する効果が期待できるゴムチップを用いた舗装とすることが提案されました。これにつきましては、今年度、園路改修工事に向けて準備を進めていたところであり、ワークショップやアンケートの意見を工事設計に反映し、一部区間について今年度工事に着手する予定であります。

議員おただしのバリアフリー等の対策が十分であるかということにつきましては、都市公園のほとんどが昭和50年ごろに設置されたこともあり、敷地内にスロープがなかったり、トイレ施設に段差があったりと、対策が十分でない箇所があることを認識しております。

今後、来園する方にとって安全・安心にご利用いただくため、大池公園を含めた都市公園について、国からの交付金を最大限に活用し、基準に基づいたバリアフリー化を計画的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、役場庁舎等の公共施設等における視覚障害者の方などへ配慮した案内等の設置についてのおただしであります。町では、誰もが地域で自分らしく安心して生活できるまちを目指し、障害者の支援体制の充実を図るため、地域社会での自立及び社会参加の支援等の福祉施策を、総合的かつ計画的に実施しております。

その中において、公共施設等のバリアフリー化を促進し、障害者の方々への不利な条件を解消し、安全かつ住みよい社会をつくるよう環境整備を進めていくことは、大変重要な施策であると認識しております。

また、国では、バリアフリー化を総合的に展開するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合拡充

した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー新法を、平成18年12月に施行し、一層の促進を図っているところであります。

本町におきましても、法の趣旨を踏まえ、これまで新たに整備する施設につきましては、障害者の利用に配慮した設計により、必要に応じてサイン表示、視覚障害者誘導用ブロック、多目的トイレや車椅子対応のエレベーターなど、さまざまなサポート設備を取り入れ、バリアフリー化の推進を図っております。

また、既存施設につきましても、年次計画により階段の手すりやスロープの設置、専用駐車場などの整備を行っております。さらに、役場内部においては、町職員で構成する総合窓口会議内で、施設利用に関し、さらなる町民の利便性の確保と窓口対応の向上を目指し、その現状と課題について調査検討を行っているところであります。

公共施設は、不特定かつ多くの方が利用し、模範となるべき施設であります。今後も引き続き、福祉施策との連携のもと、各施設の状況把握を行い、視覚障害者誘導用ブロック、点字の案内やサイン表示等を含め、施設利用者の視点に立ち、必要に応じた改善を進めてまいります。

いずれにしましても、バリアフリーへの対応はもとより、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、健常者、障害者を問わず、誰もが気軽に安心して利用しやすい施設環境の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設や道路等におけるバリアフリー化対策についてのおたただしありますが、町で維持管理をしている集会施設につきましては、全34施設の内、集会施設入り口までのスロープを設置している施設は26施設あり、スロープを設置していない施設は現在8施設であります。

集会施設のスロープの設置につきましては、高齢者、身体が不自由な方に優しい集会施設を目指し、投票所となる集会施設や入り口の段差が大きい集会施設を優先し、スロープや手すりの位置などを行政区長と相談しながら整備してまいりました。

今後も、各種集会や選挙事務などの集会施設の利用状況を踏まえながら、集会施設の指定管理者である行政区長と連携を図りつつ、計画的にスロープや手すりを設置してまいります。

また、道路等のバリアフリー化対策について申し上げますと、道路等のバリアフリー化の基準につきましては、高齢者、障害者等が円滑に移動できるように、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を国土交通省が平成18年策定しております。

基準につきましては、段差のない歩道の設置、車椅子がすれ違える2メートル以上の歩道幅員確保、視覚障害者誘導用ブロックを有する歩道の設置等により、高齢者や障害者などの自立した日常生活、社会生活を確保するために、公共交通施設や道路、都市公園、建築物等に対して、新設には基準の適合を義務づけ、既存の施設等の改修時には基準へ適合するよう努力義務として求めるものであります。

道路整備事業の中で、社会資本整備総合交付金事業を活用し実施しております八幡町・善郷内線、神田西線等の歩道整備につきましては、利用者の安全対策として、段差のない歩道の設置、車椅子がすれ違える2メートル以上の歩道幅員を確保しながら、一部道路の供用を開始し整備を進めております。

議員おただしの、道路等の段差が解消されていない法整備前の道路等につきましては、対策が必要であることは認識しておりますが、そのような道路等につきましてはどのような施設整備が効果的であるか検証し、計

画的に改修等を行ってまいります。

以上のことから、今後、公共施設や道路等の新築や新設、改修等の工事において、高齢者や障害者の方などの移動が円滑にできるように、バリアフリー法に基づき、安全・安心かつ快適な道路施設の整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、審議会等の委員の選考基準についてのおただしであります。初めに、矢吹町都市計画審議会についてご説明いたします。

この審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき、矢吹町都市計画審議会条例において、都市計画行政の円滑な運営を図るために昭和45年7月から設置されており、委員は学識経験者4名以内、並びに町議会議員4名以内で構成することとされております。

学識経験者からの選考につきましては、附属機関等の意思決定過程において広く町民の意見を反映し、町民の町政参加を促進することを目的として、平成18年4月に施行されました附属機関等の委員公募要領に基づき、定員のうち若干名は公募による選考を行うこととしております。また、町議会議員からの選考につきましては、議会から推薦された方々に委員となっておられます。

現在の審議会は、平成28年10月から平成30年10月までの任期で委嘱されております。なお、公募による委員の選考については、公募を行いました。応募者がいなかったため、公募による委員は在籍していません。

さて、委員の選考につきましては、さきに述べさせていただきましたが、審議会とは、その審議内容が行政運営の方向性、将来性を示すこととなる大変重要な組織であり、その委員は審議する対象について広範かつ専門的な知識が必要であると考えております。このことから、都市計画審議会を初め、各種委員については、それぞれの分野において高度な識見を持ち合わせているのか、慎重かつ十分に検討を行い、選考しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、障害をお持ちの方や高齢者、子供などの目線や経験を盛り込んだまちづくりについてのおただしあります。先ほどの答弁と重複いたしますが、審議会については、それぞれにその目的、審議事項、組織等について条例を制定し、設置しております。委員につきましては、審議内容を熟知している団体から推薦を受けた方など、適任と思われる方を選任しているほか、町民の町政参加を促進することを目的に、附属機関等の委員公募要領により、公募による委員選考も実施しております。

議員ご指摘のとおり、計画の策定に際し、体に障害をお持ちの方や高齢者、子供など、さまざまな立場の方の目線や経験に基づいた対策や手法を取り入れることは、大変重要であると認識しております。

こうしたことから、公募による委員選考を実施しているところであり、さまざまな立場の方が委員に選考されることについて、特に制限はありません。しかしながら、さきに述べたとおり、行政運営の方向性、将来性を示すこととなる大変重要な役職であることから、応募をすれば誰でも委員に選ばれるということではありません。選考に際しては、その方の知識や考え方を知らすため、書類選考や面接を実施しているところであります。

町では、一般の方を含め、さまざまな立場の方々からの意見等をいただく場として、ワークショップや説明会をこれまで開催しており、そこで出された意見等を集約して、計画づくりに反映をさせていただいております。今後も、さまざまな立場の方々がさまざまな機会において、積極的に意見を出せるよう検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、保育士不足の解消等に向けた取り組み状況についてのおただしであります。待機児童とは、厚生労働省が定めた保育所等利用待機児童数調査要領に基づく定義によって、市区町村が把握することとされており、保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申し込みがされているが、入園していない子供とされています。

三村議員への答弁と一部重複いたしますが、本町の待機児童は、この定義に基づき調査した保育所等利用待機児童数調査では、本年4月1日時点の待機児童数は15人、10月1日は22人となっております。年度当初の待機児童発生は、前年と比較すると就労や求職活動中を事由とする申請の増加が主な要因と考えております。

このような状況の中、本町では待機児童の解消を目指し、保育施設の受け皿の確保はもとより、不足する保育士の確保を図るため、保育士の養成施設学校である福島学院大学短期大学部へ、郡山女子大学短期大学部へ訪問し、町内にある保育園等の求人情報と、保育士就職準備金の情報提供を行っております。

先日訪問した郡山女子大学短期大学部では、保育士採用に当たって、学生からも、矢吹町独自の支援策である保育士就職準備金について、充実しているとの声を伺ってまいりました。また、平成29年9月に、新たに会津大学短期大学部とも卒業予定者に対する情報交換を行っております。

そのような成果もあって、町内民間保育園等では、平成30年4月の採用試験に卒業予定者が応募している状況にあり、合格者に対して保育士就職準備金の貸し付けをスムーズに実施できるよう、民間保育園等と連携し、情報共有を図っているところであります。

次に、保育士の採用計画の達成状況については、先ほど答弁したとおり、10月1日現在の待機児童数は22名となっております。町内の各園でも保育士採用に向けて努力を重ねておりますが、残念ながら、現時点では施設の利用定員を満たすだけの保育士等の確保がされていない状況となっております。

本年6月に国が策定した、子育て安心プランに係る6つの支援パッケージの、保育の受け皿の拡充による多様な保育の推進と、保育の受け皿拡大を支える保育人材確保による保育士の業務負担の軽減を図る方策と支援について、国の動きを注視しながら検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、保育士確保のための取り組みについてのおただしであります。現在、職業や仕事、社会への理解と関心を高めるために、町内にある保育所、幼稚園などにおいて、町内の中高生による職場体験学習の受け入れを実施しております。今年度の実績は、矢吹中学生延べ66名、光南高校生延べ46名となっております。町内の保育園や幼稚園等で働きたいと興味を持ってもらえるように、保育士としてやりがいを伝えながら、そして将来に希望が持てるよう、受け入れを行っております。

次に、保育士修学資金貸付資金については、主に福島県が県内の保育士の確保を図るため、福島県内に住所登録している方や、福島県出身者で保育士養成大学や専門学校に在学し、卒業後、福島県内において保育士と

して働く方を対象に無利子で貸し付ける制度であります。

また、町で行っている貸付資金制度としましては、本町出身の生徒または学生にあつて、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与しております。

議員おただしの中学生への町の奨学資金制度の周知については、これまでも行っておりますが、さらに機会を捉え、町や県その他の機関で行っている奨学資金制度を周知する機会を検討してまいります。

次に、町独自の保育士確保に関する対策については、昨日の三村議員の答弁と一部重複いたしますが、現在取り組んでいる事業として、保育士就職準備金貸付事業のほか、大学や専門学校への訪問による要請を行っております。また、町内の認可保育園に勤務する保育士等の子供の保育園等の利用に際し、利用調整点数の加算を行い、職場復帰しやすい環境整備、民間保育園等を含めて毎月開催する園長会での保育士確保対策の検討、民間保育園等が就職相談会等への積極的な参加に対する支援としての情報提供などを行っておりますが、保育士確保はなかなか思うようにいかない状況にあります。

しかし、待機児童解消の実現には、保育士確保が喫緊の課題であり、自治体間による保育士の人材確保競争が進んでおりますので、来年度は、新卒者及び潜在保育士の獲得を一層目指し、町内の待機児童解消に向けた積極的な支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） これより一問一答方式による質問に入りますが、昨日、不適切な発言があったり、通告事項にないような質問がありましたので、質問者にはご注意いただくようお願い申し上げます。

では、安井議員、質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1番目の公共施設等のバリアフリー化等に関連して、再度質問をさせていただきます。

まず、この中で、公園に関して言いますと、古い施設であるということで、十分対策がされていないということは認識されているということ、これお答えいただきました。

それで、具体的に、例えば大池公園で言いますと、トイレに行くまでに点字ブロックが敷設されていないなどという状況があります。大池公園で言えば、町としてはどのようなところを改善点として考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

大池公園の具体的なバリアフリー化整備計画についてのご質問でございますが、現在、大池公園以外の都市公園も含めまして、補助事業に伴います長寿命化計画という長期的な更新改修計画を策定しております。その中で、当然ながら施設の老朽化とあわせて、バリアフリーに適合していない施設については計画的に改修、更新、バリアフリー化を進めていく予定でございます。

大池公園につきましては、現在、先ほど町長答弁にもありましたように、まずは園路。園路が、幅員が足り

ない、あとは池の近くに園路が回っているという部分で、非常に危険な部分もございますので、当面はこの園路の改修に事業費を充てていきたいというふうに考えております。その後、現在のトイレであったり、点字ブロック等含めまして、総合的な判断の中で優先順位を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまのご答弁に関連してまた質問をさせていただきます。

園道の改修、幅員足りないという点につきましては、確かに車椅子等ですれ違える余裕がないということで、ワークショップ等でも意見が出たということで、改修を進めていただきたいと思っております。

トイレの点字ブロックがないということも認識されているということですが、これが、やはりバリアフリー法とかでは、またガイドライン等でもいち早く改善すべき点ではないかと指摘されていると私は考えるんですけれども、優先順位としては、そちらのほうも同じような優先順位ではないかと思うんですけれども、その点はいかが考えますか。ご答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

バリアフリー化の優先順位ということでございますが、そういった目の不自由な方に対します、そういった部分のバリアフリー化も非常に重要だというふうに考えております。そういう中で、やはり安全・安心の部分も重要だというふうに考えておりますので、それらも踏まえまして、優先順位につきましては全体、かなりの施設ございますので、その中で、総合的な判断の中で優先順位を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ではまた関連いたしまして。

優先順位は、計画等を策定していく中で、必要性を考えながらやっていくというお答えと受けとめました。実際に計画等策定中ということで、これからいろいろ意見を聞きながら策定していくということでもありますけれども、大池公園含めてそういった計画自体ができていくのはいつのことになるのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

計画については、いつその計画がまとまるのかというご質問でございますが、既に長寿命化計画全体を把握

した中での、現時点での更新計画、年次計画はもう既に策定済みでございます。そういった中で、やはりいろいろな観点で優先すべき内容については、随時検討しながら判断していくというようなことでございます。

大池公園につきましては、今年度、大池公園整備計画という大池公園に特化した計画づくりを進めております。そちらの計画につきましては、来年の3月末完成を目指して、現在計画づくりを進めているところでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは関連いたしまして、大池公園については来年の3月に計画が示されるということで、その中でいろいろと改修が進むことを期待いたします。

そのほかの公園等につきましては、計画は、じゃ、具体的にはいつごろでき上がるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

その他の公園の整備計画はいつできるのかというようなご質問でございますが、全体の整備計画はもう既にできております。ですので、実施計画については毎年度、予算計上の際に次年度の実施計画を策定していくということで、その時点での優先順位を判断しながら、年度ごとに決定していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） では、何度も申しわけありませんけれども、年度ごとに決定していくということで、これから具体的にどれぐらいの、何年度ぐらいかけてその整備をやっていくのか。5年度ぐらいかかるのでしょうか。そのあたりがわかりましたら、ご答弁をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

全体で何年度ぐらいでというような質問でございますが、かなりの施設がございます。大池公園も含めまして、各施設それぞれ施設を持っております。そういう中で、基本は補助事業を活用しての更新、改修を予定しております。

そういった中で、なかなかその国の補助事業の内示が低くなっているような状況でございますが、今後そちらについては、予算の何らかの手当てについてはきちっと要望活動していくとともに、現時点では何年という

ことは申し上げられませんが、できるだけ早い時期に全ての公園の全ての施設のバリアフリー化が進むよう、今後事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 公園に関して、もう一度だけ質問させていただきますけれども、補助事業を活用していくということでもありますけれども、補助事業でありますと、都市公園だけが対象になるのかというような懸念もあるんですけれども。ほかにも児童公園等たくさんあります。やはり公園ですからバリアフリー化、都市公園でなくても進める必要あると思うんですけれども、そういった補助の観点でいったら、ほかの公園は、じゃ整備されるのはなかなか難しくなるんじゃないか、そういったことはないのか、お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、補助事業を最大限活用したいということで、都市公園につきましては補助メニューがございますが、それ以外の公園については補助メニューがございません。ですので、整備をする際には一般財源といいますか、町の持ち出しでの事業化になると思っておりますが、それにつきましては、やはりその安全・安心の部分であったり、緊急性を考慮して、当然ながら単費導入も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、役場庁舎等の公共施設等での障害者等へ配慮した点字ブロックやサイン表示という観点で、再度質問をさせていただきます。

誘導用ブロックですとか点字の案内、サイン表示等含めて、施設利用者の視点に立って必要に応じた改善を進めてまいりますということを町長のほうから伺いましたけれども、実際に今、町の庁舎自体もスロープをつけていただいて大変喜ばれております。ただ、トイレ等に関しては視覚障害者の方、トイレどこにあるかわからないというような、こういった話も聞かれます。もちろん、役場の職員の方、総合窓口で案内をしてくれたりとか、そういった対策はとられているとは思いますが、なかなか人の手をかりるのは申しわけない、そういった方もいるわけです。そういったことに配慮するのもユニバーサルデザイン、バリアフリー化と思うんですけれども。

先ほどもピクトグラムですね、例えば目のほうがなかなか見えづらいような、そういった方ですと、トイレと一目でわかるような大きなピクトグラムが必要だというようなことが近年言われております。地下鉄等でも、東京の地下鉄など行きますと、おなじみの青い人型の絵と赤い人型の絵、あれピクトグラムですけども、昔はこんなちっちゃな、これまではこんなちっちゃなものでつけられておりましたけれども、それがドアのトイレ

レの入り口全面、大きくなるようなピクトグラム等もつけられております。そういったことも必要ではないかと思えます。また、そういったことであれば、壁を塗るような作業でできるわけですから、この辺はすぐでできるのではないかと思えますが、その辺いかがお考えかお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

役場庁舎、総合的な体に不自由のある方に対しての案内等についてのご質問と受けとめさせていただきました。

役場庁舎についてのサイン等について、今後どのようにするかという計画は全くございません。ですけれども、今ご指摘、ご意見あった内容につきましては、町民の方からいただいた場合にはすぐ、先ほど町長答弁いたしました総合窓口会議、これ関係各課で構成されておりますが、その中で検討を進めて、できるものについてはすぐにでもするようなことで対応してまいりたいというふうに考えております。

ただ、現時点で点字ですとか、そういったものについては町民の方からご意見をいただいているところもありますので、その重要性、必要性に応じての対応とはなるかと思えますけれども、ご指摘いただきましたスロープ脇の手すりにつきましては、お話しいただいて即対応したような状況もありますので、そのようなことで進めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 指摘等すればすぐ対応していただけるような、すぐといってもいろいろ、予算等もあると思えますけれども、なかなか点字、要は視覚障害者の方等というのも、余り役場来たときに人の手を煩わせるのが申しわけない、そういうようなところがやはり障害を持った方であるんですね。お年寄りの方もそうなんですけれども。町のお年寄りの方も頑張らせて、余り若い人に迷惑かけたくないとか、そういったこともあって、なかなか要望でもそういったことを挙げづらいところにあるのかなと思うんです。

そういったこともありますので、やはりそういった公聴の機会をもうちょっとふやす、また広報をしてこういった意見、こういった使いにくいところありませんかというようなことを募集するようなこともやっただいかなかなと思うんですけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

より使いやすいような庁舎整備、庁舎等を含めた公共施設の整備につきましては、十分検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

今ご指摘ありました、アンケートをしたりというようなことで、このことについて特に意見を求めるような機会は考えておりませんが、町民の方からご意見は窓口等でも、いつでも伺うようなことで対応してま

いりたいというふうを考えております。

なお、利用者の方が申しわけないというような思いをされるからというところありますけれども、総合窓口の職員は常に玄関のほうを向いておりまして、町民の方がいらっしゃった場合には、何を求めているかといったようなところを十分配慮しながら対応しておりますので、現時点ではそのようなことで、障害をお持ちの方、あるいは高齢者の方についての対応をしてみたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、まちづくりへの参画というほうに質問を移らせていただきたいと思います。

今のバリアフリー化等についてということとも若干関連はしておりますけれども、審議会の選考基準、これは条例等で定められておりますので、私も知ってはおりましたけれども、やはり専門家が入る、それから公募委員も入るということですが、高度な専門知識を必要とするというところ、この辺が、例えばバリアフリー化等についていえば、バリアフリー化に関しては公共施設のデザインですとか、そういったものを専門にやられている研究者の方もおられますし、例えば視覚障害者の団体ですとか、車椅子で身体障害になられている方の団体等でも、そういったことを日常的に活動して、実際に各地に出かけて行って、公共施設や町の中の公園等を車椅子で歩いてみたりしてここはどうだというような評価をする、そういったことも専門的な視点かと思うんです。

中学生とか高校生のことについていうと、そういった方もやはり中学生という専門的、専門員というところと拡大しすぎかもしれませんけれども、中学生ならでは目線ということでは学生じゃなきゃわからないというようなこともあるわけですから、そういった方を審議会に加えることで、今言ったような、なかなかアンケート等はやるのは難しいとかいうのもありますけれども、そういった方を積極的にまちづくりの中にかかわってもらおうというようなことで、今言ったバリアフリー化等の解消につながるのではないかなと思います。その辺は、審議会の委員の選考基準の中にそういった方々を加えるようなことはお考えはないか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

審議会のメンバーに要綱、要領の中では専門家というような文言が入っていることについては、ご理解いただいたとおりでございます。

その中に、障害者の団体に所属する方、また学生という目線でなければというようなことで、そういう方たちもいわゆる専門家ではないかと、こういう人たちを審議会等に加える考え方がないかというおただしでございますが、そうしたことについては、先ほど答弁させていただきましたように、そうした方をメンバーとして迎える考え方があることを述べさせていただいておりますし、また、こうした方たちをどう取り扱うかということにつきましても、今後協議を深めていきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） そういった方もメンバーに加えていくようなことも検討していくということですので、ぜひその辺の検討を進めていくことをご期待いたします。

それでは、待機児童の解消についての質問に移らせていただきますが、今、もともと4月時点で15名いた待機児童が、9月の同僚議員の質問の中では23名いた、そして今回は22名になったということですが、まず22名の待機児童を保育するために必要な保育士の数というのは、足りない保育士の数イコールになると思いますけれども、その辺は何人なのでしょう。お答えいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 安井議員の質問につきましてお答え申し上げます。

22名の待機児童についての職員数ということであれば、現在、職員の配置基準で申しますと、ゼロ歳児だと3人に1人でございます。そうしますと単純に7名から10名の職員は必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 7名から10名必要ということで、3人に1人という基準がありますので、そういった数字になると思います。

それで、町でやっている保育士への保育士になる場合の就労の貸付金、これは一定期間働けば免除もされるということで、大変いい制度だと思います。そういったものを利用する方もいるのかなと思いますけれども、来年、この福島の大学、それから郡山の短大に働きかけて、そういった制度で就職を見込まれている方というのはどれぐらいおられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、安井議員の質問にお答えいたします。

平成30年度4月の採用の状況でございますが、各園のほうから先日報告ございました。

まず、ひかり保育園につきましては8名の方が受験したというような報告でございます。それと、聖和学園、あさひ保育園についても8名の方が受験予定だということで、就職準備金の効果があったのかなということで、待機児童に向けまして明るい報告を受けております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 来年度は16名の保育士の方の応募があるということで、待機児童解消一步進むのかなと、今聞いて安心をしているところであります。しかしながら、今現在、やはり22名の方が待機しておられるということで、来年の4月までこの状況がなかなか改善されるというのは難しい状況、引き続き続いているのかなと感じているところであります。

本町の潜在保育士、かつて保育士やられていた方ですとか、それから、保育士の資格をとってもなかなか今、保育士の就労環境が厳しいということで、これは当町のことでなくて、一般的な全国的なことでもありますけれども、そういったことで保育士になることを控えている方、別の仕事につく方というのがかなりいられるということですが、当町ではそのような潜在保育士の方、どれぐらいおられるのか、なかなか推定難しいと思いますけれども、そういった人数をきちんとつかんでおられるのかということと、それから、そういった方たちへの働きかけですね、先ほど……

○議長（熊田 宏君） 安井君、一問一答なので。

○3番（安井敬博君） ええ、続いていますので。

そういったことであります。すみません、短くします。そういったことでありますので、まずはじゃ、潜在保育士がどれぐらいおるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 安井議員の再質問についてお答えします。

潜在保育士の把握というところでは、町としましては把握しておりません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁ありますか。2秒。申しわけありません。

以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で11時10分。お願いします。

(午前11時01分)

○議長（熊田 宏君） 再開します。

(午前11時10分)

◇ 青山英樹君

○議長（熊田 宏君） 通告8番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

本定例会最後の一般質問となります。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大きく大項目で3点ございまして、財政、そして国保の県単位化、そして上水道企業会計についてお尋ねします。

まず、財政についてですが、3点ほどございます。

人口減少が非常に激しく減っていく、そのような状況があります。例えば、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、当矢吹町、人口シミュレーションを見ましても、平成23年度には、今からの5年後となりますけれども、1万7,468という推計が出ておりましたが、実際に矢吹広報……

〔「23年」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） 違います、すみません。23年。2023年。ごめんなさい。2023年の予測が1万7,468というふうに出ております。

ところが、この10月、11月、12月と広報やぶきが出ましたが、その段階におきまして、広報の中で出ている数値は1万7,211ということで、おおよその5年後の社人研の推計をはるかに下回っている状況です。

このような人口減少が、非常に激減化している中であって、さまざまな影響があちこちに出てくるわけでございます。そのような少子高齢化、人口減少による社会情勢の変化、こういったものを各方面で考えていきますと、町の財政に関しても、これは猶予ならない大きな問題であるというふうに思っております。

特に普通交付税におきましては、この人口による比率が非常に影響がされまして、いわゆる交付税の中の算定台帳の中の包括的部分、その部分も大体4億から今現在あります。そのほかの各算定費目の中でも、人口によって影響を受ける部分が同等に4億ぐらいあるんですね。つまり、本町における普通交付税総額の50%近くが人口によって影響を受けるというようなことになっております。そのようなことがありまして、先ほどの、いわゆる国勢調査におきましても、1,032名減った中であっては、交付税が1億5,000万円削減されたという経緯があったわけでございます。

このような状況にある中、人口減少の中で、交付税の受ける影響というものの減額値が非常に大きいという中であって、今後歳入、交付税は非常に大きな歳入財源でございますので、今後歳入としてはどのように推計されていくのかということをお伺いいたします。

同様に、2番目に入りますが、非常に普通交付税に対して、減った分の補填財源として扱われやすい臨時財政対策債がございます。

この臨時財政対策債というのは、結局は国でもっての地方に与えるお金が小さい部分、その不足として補填をなささいという意味も強いわけでございます。30年度、次年度の概算要求におきましても、交付税は4,000億円減少、そして臨時財政対策債が5,000億増額というようなことでございまして、いわゆる見方によっては、国の財源不足を地方に転嫁しているという、そのような傾向があるわけでございます。

この臨時財政対策債につきましては、今申し上げましたように、交付税でもっての補填という意味合いのほかにも、もう一つ、やはり地方債であり借金は借金なんですね。この2つの2面性があるって、この臨時財政対策債というものを、いわゆる万能薬のように捉えておられるのか、あるいはこの2面性をどのように捉えて運用をしていくのかということについて、お尋ねしたいと思います。

3番目でございます。いわゆる実質公債費比率の推移、これに関しましても、当然人口が減少する中であっては変わってくるわけでございます。特にまた、事業によって大型の箱物事業等を行えば、当然起債額もふえ

てくるわけで、今後の動向が注目されるところでございます。

特に箱物等に関しましては、この実質公債費比率を算出する、その債務負担行為等の費用の部分等においては、これからも指定管理等で増加してくるという傾向がある中であって、この実質公債費比率というものがどのように変化してくるのかというところの推測をあわせて、根拠もあわせてお尋ねしたいと思います。

次に、大項目としては国保の県単位化についてお尋ねいたします。

国民健康保険の運営に関しましては、県の単位化、県が運営していくということが進められております。そしてこの第2回シミュレーションというものが公表されておまして、保険税額等が下がってくる傾向が強いものと思われましても、当町の状況としてはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

次に、国保に関しての問題点というものがございまして、これは行政執行側と、あるいは町民、住民、いわゆるその恩恵にあずかる側として、立ち位置は違うところでございますが、問題としては高い保険料、高い窓口負担という意識が町民には多いわけでございます。この対策に対して、県単位化というものは、この高い保険料と高い窓口負担を解消するという目的の一つには挙げられるわけなんですけど、現状におきまして、これがどういうふうに県単位化になりまして解決されるのかを伺いたいと思います。

3番目としましては、国保制度、国民健康保険というものに関しては、1938年に国保が日本に導入されました。当時としましては、国民が健康であれば、頑強な健康体を持った軍というものが育てられるというようなもに入ってきた経緯もございまして、その後、20年を経て、1960年ごろに今のものとなる健康保険法ができました。そこでは相互扶助という言葉がなくなりまして、健康保険は社会保障であるという定義が確立されたわけでございます。

そこにおきまして、それ以降はその本質に基づいて現在まで来ているわけでございますが、この社会保障にあるにもかかわらず、短期証の発行ということによって、一つ懸念材料となっているのは、期間を短縮する、短期証によって健康保険の効力を有す期間を短くしてしまうことによって、この社会保障というものが阻害されている、そのような実態が伺えるわけでもございます。短期証の改善、廃止というものは図られないのか、そのようなお考えがあるのかどうかを伺いたいと思います。

最後に、上水道企業会計についてお尋ねいたします。

矢吹町の水道料金は特段高いというのが、町を歩くと聞こえてくる、よく多く聞かれるお話でございます。これに関しまして、前回は一般質問で質問しましたが、使用水量20立方での他市町村との比較がなされているんですが、余りにもこれ現実的な数値ではございません。1カ月に20立方としましても、1カ月は30日ありますので、1日1立方にも満たないと。お風呂等入っても1立方も使わないような状況なのかということは余りにも非現実的ではないのかというふうに考えます。

現実的な使用量、町のホームページでは65立方となっていましたけど、そのような数量になった場合の比較ではどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、最後になりますが、管路の問題等に直結してきますが、老朽化が非常に進んでいるということで。日本政策投資銀行の水道事業の将来予測と経営改革というものが出されておまして、管路の維持更新のための投資額が今後膨大になると。特に高度経済成長、1960年代のころに、もう建てろ建てろということでもって爆発的にインフラ整備がなされて、それらがもう50年以上経ってきているということにおきま

てこの問題が出てきます。

今後、この問題に関しまして、投資額が非常に膨大になるということに関しまして、どう受けとめてどう解決しているのかということをお尋ねしたいと思います。

以上につきまして、ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、今後の町の歳入の推計についてのおただしであります。地方交付税は、地方交付税法第1条において、地方団体が自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的に定めております。

また、地方交付税の機能である財源調整機能においては、地方団体間での財政力格差を解消し、財源保障機能では、交付税措置等の将来における財政負担の軽減が図られることで、地方団体が計画的な行政運営をすることが可能な制度となっております。

さて、本町における普通交付税額については、平成27年度に前年比にて増額となって以降、2カ年連続で減少しております。減少の主な原因としましては、国勢調査人口の減少によるものと、過去の大規模事業の償還完了に伴い、交付税措置もあわせて終了したことが大きく影響しております。

なお、人口の減少については、人口急減に対する措置がなされてはいるものの、算定にかかる測定単位の減少が影響し、基準財政需要額が減少しております。

また、地方税等の収入の増加も大きな要因となっております。普通交付税の算定は、地方税等の収入が増加することで交付額の減収となりますが、交付税の制度上、地方税等は基準財政収入額への算入率が75%であるため、歳入総額としては増加が見込まれるものとなります。

歳入面における決算総額の推移については、震災以降、平成23年度の約112億円をピークに、復旧復興事業等により大きく増加する傾向となりましたが、事業の進捗等に伴い、平成28年度決算では約84億円となっております。いずれの年度においても、歳入総額のうち多くを占めるのは地方税と地方交付税となっており、平成28年度決算では、総額約84億円に対して、地方税で約23億円の約27%、地方交付税で約18億円の約22%となっております。

また、歳入決算額の内訳を示す財政指標として、自主財源比率があります。自主財源比率とは、みずからの機能に基づいて自主的に収入できる財源のことであり、比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されているものであります。

本町では、平成23年度の30.2%という数値以降、上昇傾向にて推移しており、平成28年度では42.6%となっております。自主財源の大部分を占める地方税については、太陽光発電の開発による税収確保の要因があることから、大幅な減収となるリスクは低いものと想定しております。

いずれにしましても、近年の少子高齢化や人口減少といった全国的な社会情勢の変化は、本町にも影響を及ぼすものであり、財政面においても、環境の変化を踏まえながら、震災からの復興と将来の発展のため、持続

可能な財政構造を堅持していく必要があります。

今後も、税収等の自主財源の確保に加えて、国や県等の有利な補助金を継続的に確保していくとともに、基金の効果的な活用等により、財政の安定性の向上を図り、町民ニーズに対応した財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方債と交付税についてのおただしであります。地方債における財源保障とは、交付税措置として、後年度における元利償還金相当額が基準財政需要額へ算入されることで、地方公共団体の将来における財政負担が軽減されるものであります。

交付税措置のある地方債の一つが臨時財政対策債であり、本町においては、地方債の年間総発行額及び残高の多くを占めております。平成13年度の制度改正以降、毎年発行しており、平成28年度決算における一般会計の地方債残高84億552万4,000円のうち、約37%の30億8,987万6,000円となっております。

臨時財政対策債は地方交付税法に基づき、元利償還金の全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。地方団体への財政措置が明確化されていることや、現状では臨時財政対策債相当額を賄うその他の大きな増収が見込める状況ではないことから、住民サービスの提供として必要な事業を安定的に実施していくには、臨時財政対策債は必要かつ有効であると考え、毎年、発行可能限度額を活用しております。また、借入時には元金均等償還を選択することで、利子総額の抑制に努めるとともに、民間資金の借り入れにより、政府資金と比較してより低利率での借り入れを実施するなど、償還総額の減少による将来負担額の削減を図っております。

今後の財政運営においては、引き続き地方交付税制度等に基づき、地方財政計画の目的を適時、的確に捉えながら、より有利な財政措置を検証および選択し、町民のニーズに対応した必要な事業への活用として、健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の実質公債費比率の推移に関する各費目の推計値についてのおただしであります。今後の実質公債費比率の推移につきましては、平成28年度に作成した財政シミュレーションにおいて、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率の想定指標を試算しております。

作成に当たりましては、平成35年度までの期間における全6パターンでのシミュレーションとなっており、各年度の指標算出にかかる各費目につきましても、想定し得る限りの試算に基づき、推計値を算出したところであります。

議員おただしの実質公債費比率につきましては、算出に当たって、分子となる公債費等の負担分の数値と分母となる標準財政規模の数値が主な構成数値となります。また、分子と分母のそれぞれから、交付税措置としての基準財政需要額算入額等が控除されます。

公債費等の負担分につきましては、多くを占めるのが地方債の元利償還金であり、全6パターンそれぞれにおいて算出しております。

今後、新規に借り入れが想定される矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業や、道の駅推進事業等の大規模事業に加えて、これまでも継続的に事業を実施してまいりました社会資本整備総合交付金にかかる道路整備事業や都市公園等の整備事業等を、それぞれの借り入れ金額、借り入れ年度、さらには償還期間、据え置き期間等を調整の上、元利償還金の試算をしております。

また、公営企業に要する繰入金の数値は、国の繰り出し基準に基づき算出がなされるものであります。繰り出し基準は毎年度改正がなされておりますが、水道事業会計の平成28年度決算額につきましては、上水道の高料金対策に要する経費において、前年比にて約1,800万円増額の約4,400万円となっており、繰り出し基準となる単価等の見直しの影響を大きく受けたことにより、繰入金にかかる財政負担が増加したものとなっております。繰り出し基準は毎年度改正がなされるため、長期的な動向が不確定な状況であることから、精度の高い数値を算出することは困難な状況ではありますが、上昇傾向とした試算をしております。

公債費に準ずる債務負担行為に係るものにつきましては、負担分のうち多くを占めるのは、国営土地改良事業限戸川地区負担金であります。償還計画に基づき算出しており、毎年度約120万円ずつの減少となります。公共用地先行取得事業、総合運動公園建設用地につきましても、毎年度約50万円ずつの減少となります。また、融資農業施設整備事業元利補給金につきましては、平成29年度の償還により全ての償還が完了することに加え、国営矢吹地区土地改良事業費一部負担金につきましても平成30年度に完了することから、今後の償還額の総額が減少傾向であることなどを考慮して試算しております。

なお、債務負担行為のうち施設の指定管理委託料につきましては、地方債に関する省令第7条等に定められているPFI事業に係るものや国営土地改良事業に対する負担金等ではないことから、公債費に準ずる債務負担行為の算定対象外の取り扱いとなります。

次に、分子及び分母から控除される交付税措置としての基準財政需要額算入額等につきましては、公債費分が、臨時財政対策債の全額措置等の影響により、増加傾向で推移していくものと想定しております。事業費補正分につきましては、過去の事業の償還が完了することに伴い、交付税措置もあわせて終了になるため、町道整備に係る道路橋梁費や農道整備に係る農業行政費等において、減少していくものと試算しております。

また、公債費等の負担分として試算し、今後新規に借入れが想定される各事業の元利償還金に対する交付税措置につきましても、それぞれの地方債の区分ごとに、国の示す交付税措置率や算定の基礎となる償還条件を考慮した上で、あわせて算出をしております。

分母である標準財政規模の数値は、国の地方財政計画等により左右され、想定が困難な状況ではあります。普通交付税や臨時財政対策債は減少傾向であること、標準税収入額は上昇傾向であること、これらのことから大きく変動はせず、安定して推移するものとして試算したところであります。

今後も、実質公債費比率等の健全化判断比率が安定して推移するものとなるよう、さらなる財政規律の確立を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成30年度からの国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の本町の状況についてのおたただしであります。平成29年11月1日付福島民報新聞で報道がありました、県移管後の県内市町村の国保料試算額については、実質的には8月時点の第3回目試算結果が報道されたところであります。内容は、平成29年度に納付金制度等が導入されたと仮定して、新制度を前提に一定条件のもとで市町村ごとの納付金を試算したもので、試算結果では、本町の保険料は現在よりも下がるとされましたが、平成30年度の本算定により、各市町村が実際に賦課する保険料額をあらわすものではなく、本算定に向け基礎資料として活用するための試算額が報道されたものであります。

現時点においても、納付金、標準保険料率の算定方法に係る事項の設定、変動要因に対する措置については、

県と市町村が、福島県市町村国保広域化等連携会議、ワーキンググループ会議を通じて協議検討を重ねているところであります。

なお、本算定前の12月中には、県より仮係数による平成30年度仮算定の数値が通知されますので、示された標準保険料率を平成30年度の保険料設定の参考とし、県から現状より低い保険料率を示された場合や、所得の増減等の影響により、将来保険料率の変動する可能性も想定し、年度間の保険料平準化も視野に入れた保険料を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、広域化による保険料負担についてのおただしであります。本町の国民健康保険税は、現在は所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を合計する4方式によって算出しております。しかし、新制度での納付金及び標準保険料率はいずれも3方式で算定されており、算定方法に関する基本的な考え方については、福島県国民健康保険運営方針の中で示されております。

福島県国民健康保険運営方針によると、標準的な保険料の算定方法や標準的な収納率については県が定め、それらに基づき算定された市町村標準保険料率を示すことで、保険料の標準的な住民負担の見える化を図り、県内市町村の標準保険料率を公表するものであります。

保険料率のあり方については、県内のどこに居住していても同じ所得であれば同じ保険料とすべきという共通認識のもとで、将来的に県内統一の保険料水準を目指すこととなります。しかし、現在は市町村間で医療費水準や所得水準に格差があり、保険料の算定方式にも差異があることから、平成30年度からの保険料水準の統一は図られませんでした。福島県国民健康保険運営方針では、統一に向けて、4方式を採用している市町村も3方式への移行を計画し、平成35年度までに全市町村が3方式へ移行する方向性を示しております。このことから、本町においても3方式を検討し、保険料水準の統一に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、医療費の窓口負担については、県内では18歳未満を対象に医療費の無料化を実施しており、それ以外の方については、国の法定割合により3割から1割負担、高額療養費についても、被保険者の年齢と所得区分に応じた負担額となっております。

なお、医療費の抑制対策としましては、医療費適正化に取り組み、特定健診や特定保健指導による生活習慣病の予防や健康づくり、ジェネリック医薬品の利用等、保険事業の充実強化を図ることで対応し、検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、短期証の取り扱いについてのおただしであります。短期証の交付状況につきましては、平成27年度から平成29年度の各6月の世帯数の集計が、平成27年度196世帯、平成28年度161世帯、平成29年度139世帯となっており、国保加入世帯の約6から7%が該当している状況であります。

国民健康保険税滞納者に係る短期被保険者証の交付につきましては、公平公正、受益者負担の原則に基づき、負担の公平性を再確認していただくために、町基準国民健康保険税滞納者に係る資格証及び短期被保険者証交付基準表により対応をしているものであります。

また、新制度においては、さきに答弁いたしました福島県国民健康保険運営方針の中で収納対策についても触れており、短期被保険者証、資格証明書の交付基準に関して、県は適正な国保税の確保や被保険者間の負担の公平性を図るために交付基準を作成し、市町村における事務手続の平準化について進めると示されており、

今後の内容等については県内統一基準により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町の水道料金についてのおただしではありますが、平成28年12月定例議会及び平成29年9月定例議会での青山議員への答弁と一部重複いたしますが、水道料金の算定方法については各自治体で異なります。大別しますと、一般家事用や営業等の用途に応じて単価が設定される用途別料金と、水道メーターの口径に応じた基本料金と、使用水量によって段階的に単価が決まる従量料金に基づく口径別料金の2種類に分類され、本町におきましては口径別料金により料金を算定しております。

料金体系の異なる用途別料金と口径別料金を一概に他自治体と比較することは難しいことから、公益社団法人日本水道協会では、全国の公営企業法適用自治体の換算水道料金を算出し、水道料金表を参考図書として発刊しております。本書では、1カ月当たりの家事用10立方メートルと家事用20立方メートルの換算水道料金が掲載されております。

なお、おただしの65立方メートルの比較等のおただしについては、日本水道協会が発刊しております水道料金表の参考図書の中に明示されておられませんので、この超える料金についてのコメントにつきましては容易に判断することができませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

一般的な家庭の実際の使用実態に近い1カ月当たりの家事用20立方メートル換算の水道料金を比較いたしますと、県内の上水道事業を運営しております自治体38団体のうち、主な団体の水道料金が高い順に、伊達市が4,860円で1番、桑折町が4,730円で2番、国見町が4,519円で3番、棚倉町が4,386円で7番、鏡石町が3,798円で18番、本町が3,780円で19番、泉崎村が3,618円で24番、西郷村が2,592円で35番、白河市が2,300円で38番と、白河市が県内で最も安価な料金設定となっております。本町の水道料金は、県内で比較しますと中間に位置しており、特段に高いというわけではありません。

次に、現実的な使用料での比較についてのおただしではありますが、さきに述べましたとおり、日本水道協会が発刊する水道料金では20立方メートルまでしか掲載されていないところでありますが、20立方メートルはおおむね3人世帯相当の使用水量であり、平成28年度に東京都水道局が行いました生活用水実態調査でも、世帯人員別での1カ月当たりの使用水量は、1人世帯で8.2立方メートル、2人世帯で15.9立方メートル、3人世帯で20.4立方メートル、4人世帯で24.3立方メートル、5人世帯で28.5立方メートルとなっております。また、東京都水道局で公表しております平成27年度の1日1人当たりの使用水量は219リットルでありますので、1カ月1人当たりの使用水量は約6.6立方メートルとなり、3人世帯であれば1カ月当たり約20立方メートルとなります。

本町の10月1日の現在の人口は1万7,195人、世帯数は5,921世帯で、1世帯当たりおおよそ3人でありますので、1カ月当たりの使用水量20立方メートルは、他自治体と比較する際の目安として妥当な使用水量であり、水道料金の比較に用いる使用水量としては現実的な数字であると認識しております。

今後の水道料金のあり方については、上下水道経営審議会等の意見を伺いながら、将来の需給バランスを勘案し、経費節減に努めるとともに、財源確保の対策を講じ必要に応じて検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、有収率や管路の老朽化等の課題と解決についてのおただしではありますが、平成29年9月定例議会で

の青山議員への答弁と一部重複いたしますが、初めに、有収率につきましては、近年の傾向といたしまして、漏水等の影響により多少の変動はあるものの、おおむね80%程度で推移しております。

水道施設全般につきましては、定期的な点検と部分的な修繕により、町民の皆様へ水を安定して供給することを最優先にしながら、施設の延命化を図っております。

次に、管路の老朽化につきましては、現在、耐用年数とされる40年以上を経過している水道管は約6.4キロメートルであり、総延長約217キロメートルのうち約3%で、このうち石綿管は約4キロメートル存在いたします。

当該老朽管を含めた水道施設については、矢吹町水道事業経営戦略に基づき、計画的に更新を進めているところであり、震災復旧以降は、石綿管が埋設されている箇所を中心に、毎年100メートルから300メートル程度の管路を更新しております。

更新の際には、耐用年数以上に使用できる可能性がある塩化ビニル管や……

○議長（熊田 宏君） 町長、ちょっとすみません。

質問者に答弁の内容が配付されているはずなんです、最後の3の（2）が配付漏れしておりますので、今副町長あたりがお持ちでしたら、それを青山議員に貸していただいて……

○町長（野崎吉郎君） 行ってなかったんだ、ごめん。じゃ、大至急。

○議長（熊田 宏君） じゃ、町長、恐縮ですが、（2）の頭からすみません。その分時間サービスしますので。

○町長（野崎吉郎君） わかりました。それじゃ、最初から読み上げますので。大変申しわけございませんでした。

最後に、有収率や管路の老朽化等の課題と解決についてのおただしであります、平成29年9月定例議会での青山議員への答弁と一部重複いたしますが、初めに、有収率につきましては、近年の傾向といたしまして、漏水等の影響により多少の変動はあるものの、おおむね80%程度で推移しております。

水道施設全般につきましては、定期的な点検と部分的な修繕により、町民の皆様へ水を安定して供給することを最優先にしながら、施設の延命化を図っております。

次に、管路の老朽化につきましては、現在、耐用年数とされる40年以上を経過している水道管は約6.4キロメートルであり、総延長約217キロメートルのうち約3%で、このうち石綿管は約4キロメートル存在いたします。

当該老朽管を含めた水道施設については、矢吹町水道事業経営戦略に基づき、計画的に更新を進めているところであり、震災復旧以降は、石綿管が埋設されている箇所を中心に、毎年100メートルから300メートル程度の管路を更新しております。更新の際には、耐用年数以上に使用できる可能性がある塩化ビニル管やダクタイル鋳鉄管の管種を選定し敷設することで、効果的で長期間の使用に配慮した事業を進めております。

また、持続的に事業を進めるための経営の観点といたしましては、中期的に経営戦略を策定しており、その内容について申し上げますと、収入においては、人口減少による水道料金の減収や、一般会計からの繰入額の減収等を見込む一方、支出においては、施設の統廃合や合理化、投資の平準化等により経費の節減を図ることで、持続可能な計画となっております。また、社会情勢の変化等に注視し、必要に応じて計画を見直してまいります。

水道事業を長期的な視点で見ますと、経営の広域化について検討する必要があると考えており、今般では県も会議等の場で、広域連携を図り、安定的な水道事業経営の必要性を発信し始めております。

今後は、経営戦略や国の制度改正を注視し、老朽管を含めた水道施設を計画的に更新する一方、関連自治体と広域的な水道経営のあり方についての協議を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 青山議員、質問に移ってください、どうぞ。

7番。

○7番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございます。

一問一答にて質問をさせていただきます。

当初、私のほうから人口減少についてお話しいたしました、本当にゆゆしき問題になっております。そういう中で、社会問題化していく中で、さまざまな影響があるわけなんです、町長の一番初めの答弁の中で、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともにというお言葉をいただきました。町長が考えるところの地方自治の本旨というものはどういうものなのか、簡潔にご説明いただければお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 地方自治の本旨、町を預かる者として町民の安全、安心、平和な暮らし、平和で豊かな暮らしを守ること、これが最大の目的だというふうに思っております。そういう中であって、財政基盤をきっちり確立した上で、住民のニーズに沿った形で財政を運営をしていく、そうしたことがさまざまな形で試されている時期なのかなというふうなことを今、考えさせていただいております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 大事な地方自治の根幹でございます。お聞かせいただきまして、ありがとうございます。

次に、私のほうで、財政についてちょっとお尋ねをいたしますが、まず一番最初ですが、地方交付税の今後の動向等に関しまして、歳入面がどうなるかというところでは、大幅な減収となるリスクは低いものというふうに想定しているということで、そんなに変わらないんじゃないかというようなことでございますが、先ほど申し上げましたように、地方交付税が、例えば国調、5年間、つい直近の5年間でもって千何人減りまして、1億5,000万円減ったということなんです。非常にでっかいんですよ。これが今後の人口減少に、同じように同じ率で換算していったらば、ちょっととんでもない数字が出てくるのかなと思っております。

そういった観点において将来を考えたときに、今、町長がおっしゃいました地方自治の本旨、町民の皆さんの安全・安心を守っていくんだという観点からいったときに、財政面でもって、このまま平行に行くんじゃないかというのは、ちょっと甘い見通しではないのかな。必要以上に人口減少の影響というものがかかって来るんじゃないかという認識を私は持つんですけども、町長としては、その辺かじを取っていく立場

としての認識として、人口減少問題というのはそんなに影響がないというふうに思うのか、その辺のご判断をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 質問にお答えさせていただきます。

地方交付税に占める人口の減少というのが非常に大きな要因だという意識は、私自身も持っております。

この後いかに人口をふやしていくかというようなことで、まちづくり総合計画の中で、町の将来像をきちっと見据えながら、さらには地方創生、人口ビジョン等を含めて、さまざまな計画に沿った形で事業を進めて、まずは人口の減少の抑制を図っていくことが必要だろうというふうに思っております。

ただ、この交付税算定に当たって、人口がどんどんこの後も減り続けるということであれば、地方交付税が減っていくというようなことで、財政規模がどんどん縮小していくんではないかというようなおたがしでございますが、これは人をふやすことと、あとは町の持っているポテンシャル、これを有効に利用しながら税収をふやしていくというような、そうした観点も考えていく、そうした有機的な考え方が必要なんだろうというふうに思っております。

幸いにして、矢吹町は今、地方税収が増加傾向にあるということでございますので、このバランスを崩さないようにしていくというのが、私たちに課せられた使命だというふうに思っております。

いずれにしましても、この後、町の標準財政規模というものがあります。矢吹町を運営していくためには、最低でもこれだけがかかるということがあれば、地方交付税の性格からして、財政規模に応じた、矢吹町の財政需要額をきちっと国のほうで見据えて、交付税というものはこの後、極端に今までのような形で減らしていくということについては、ないだろうというふうに想定してまして、また、交付税の総額を維持していく、なおかつ平成12年以前の交付税、そうしたことの復元、そうしたことも市町村長に与えられた使命だと思いますし、議員の皆様のお力添えを得ながら、議長会の力もかりて、地方六団体全てにおいて、国にこの地方交付税の総額の確保ということも含めて要望していかなくちゃならないだろうと思っております。

いずれにしましても、シミュレーションの中では先ほども説明しましたように、近年の直近の数字についてはシミュレーション出させていただいております。地方交付税の中では人口の減少に伴うリスクというものもありますけれども、財政規模的には安定的に推移していくということについては、シミュレーション上もきちっと確認をさせていただいておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今お話しいただきました、地方交付税が人口によって影響を受けるというのは共通認識なのですが、そのためには、じゃ交付税を減らさないためにはということを考えてときには人口をふやすということでもございました。これってなかなか難しく、現実的にちょっと遠いなと思っているんですね。人口を

ふやすということは市町村の競争化を激しくするのか、あるいは新たに生み出すかと言ってもすぐに効果が出るものでもないし、ちょっと現実的ではないなと思っております。

自然減でもあるんですね、この今の人口減少というのは。この自然減に対して、作為的なものを行ってもいけないし、特に少子高齢化ということで、高齢化に歯どめをかけるなんていう言葉がございます。高齢化に歯どめをかけるということはどういうことなのかという大きな問題がありまして、年齢を切るわけにはいきませんので、それと同じように、自然減であるということを考えたときに、これから人口増というものが、そんなに待ち望んだほどふえていくのかということ、非常に疑問じゃないかと思えます。

そういったことを考えますと、やはり流れとしては、これからも減っていくんじゃないのかと。現に、先ほども申し上げました。平成30年度は交付税は4,000億円の減。減です。そして、臨時財政対策債が5,000億円の増です。これは今回いただきました国と地方の協議でもって説明されております。そういう状況を踏まえていったときに、財政は、町長のお考えとして、やはりちょっと推計としては当てはまらないんじゃないかと思うんですけども、再度それについてご意見を聞かせてください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 質問にお答えさせていただきます。

地方交付税の中で、人口減少のリスクという点について、再度のご質問でございます。

再度の青山議員の質問の中で、人口をふやすことはちょっと不可能に近いんじゃないかということでございますが、決して私、人口増とは言っておりませんで、先ほども答弁させていただきましたように、人口ビジョンの中で、矢吹町の目標とする人口の数を明示させていただきました。特定出生率についても明示させていただきました。それに近づくために、町はさまざまな事業を展開しているという話も先ほどさせていただきました。ですから、ネガティブなそういう考え方ではなくて、みんなでいかに人口を減らすことを抑制していくために、知恵を絞って汗を流していくかだと思うんですね。

これについては自然減については、少子高齢化、矢吹町には高齢者がたくさんいます。107歳の高齢者を筆頭に90歳以上の方が、もう300人近い方がいる。65歳以上だと5,000人近い方がいる。したがって、この自然減に歯どめをかけるという表現をされましたが、これはやはり困難なことでありまして、そういう意味においては、いかにこの後、赤ちゃん、出生数を伸ばしていくか、住みよい矢吹町、魅力ある矢吹町、生まれてよかった、住んでよかった、この後も住み続けたい、基本理念がちゃんとあるじゃないですか。人口ビジョン、地方創生の総合戦略、まちづくり総合計画、その中で示されたそうしたもののぶら下がっている各事業を確実に推進することで、この数の問題、人口の減少の問題については幾らかでも抑えていきたいというのが、これが矢吹町の切なる願いであって、全国1,700市町村が競って子育て支援、そして高齢者対策を講じているということでございますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思えますし、なおかつこの地方交付税が減ることのリスクについては、再度申し上げますが、矢吹町で立てているシミュレーションについては、一方でそういう見方を青山議員がされますけれども、しかし確実に矢吹町では、それぞれの構成費目ごとに想定をして、そこに基づいて矢吹町の財政、安定的に推移していくための財政というものをシミュレーションとして立

てておりますので、これらについては、この後も詳しく町民の方にあらゆる媒体を使って説明をし、ご理解をし、そして安心していただくための努力を傾注させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて、質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか

7番。

○7番（青山英樹君） 人口減少に関して、私は、自分の個人的なネガティブな意見を申し上げているわけではございません。この2002年から2013年までの間には、全国で小中高に関しては5,801校が廃校になっているんですね。また、2006年から2014年までは、全国のバス路線が年平均で1,600キロ、1年間に1,600キロ、これが路線廃止になっているんですよ。現実的な話から申し上げているわけであって、決して悲観的なものを言っているわけではないんです。

特に、人口の増加している市町村というのは、1,741ある市町村のうちのどれだけかということも、これも後でお調べいただければわかるんです。その前例となっている市町村等に関しましても、あるいは賑わいを取り戻すなり、いろんな政策をやっておる自治体がございます。そういう中であってということを私は申し上げております。

ですから、人口増によって、人口がシミュレーションによってということで、そのシミュレーションを題材にしておりますけれども、シミュレーションだからということなんではなかね、より具体的な事例、判例をもって判断をしてみたいかということですを申し上げます。それについてお答えください。

○議長（熊田 宏君） 青山議員、通告には財政についてということでもあります。人口については答弁していますので。

○7番（青山英樹君） 財政に関しても、 の人口が影響しています。

○議長（熊田 宏君） ですからそれは答弁していますので、通告に沿って財政についてということで。人口については町長答弁していますから。それができないということでビジョンに沿ってやっていくというふうに答弁していますので。そこの議論をされては、人口ビジョンの討論をしているのではないので。

一問一答は深めていくものであって、それていくわけではないですから。通告に沿って質問してください。お願いします。

○7番（青山英樹君） 改めて。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、財政についての不確定な部分がちょっとあるんですけども、交付税措置についてお伺いいたします。

交付税措置は、財政保障能力があって財政負担が軽減されるということでございますが、交付税措置をされて、措置されたお金というのは一般会計に入ってそのまま使われているというのが実情でございます。結局借金だけが残っていくんです。ですから、借金が残るということは、後年度の交付税措置でもって借金をしたままそのまま払っていくということは、これは結局、将来にわたる、将来世代へのツケという、ツケ払いといえますか、負担を残していくという考え方になるんですけども、そういう考えというものに対してお考えをお

聞かせください。

○議長（熊田 宏君） ツケ払いという認識があるかどうかということです。お願いします。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

交付税措置については、後年度、措置されまして国から入ってまいります。これは一般会計で使うということですが、

きゅうきゅうの一般会計、要するに余裕のある一般会計ではございません。これが後から入ってきて一般会計に入るということについては、その予定された事業にそのお金が回るということになれば、町としては大歓迎だというふうに思っております。その部分については、住民が望むもの、まちづくり総合計画等で予定された事業に回せる、借金をせずに回せる、そういう考え方がございますので。

したがって、これが入ってこなければ、事業をやりたいということになれば、また青山議員がおっしゃるように借金をして、また無理をして事業をやるのかという話になりますので。ですからそういう意味では、借金だけが残るのではなくて、そういう形でうまく回っている、回転しているというような私は理解しております。したがって、ツケではないというふうに理解しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 私が申し上げたのは、いわゆる借金、起債等を起こしても交付税措置されるのでという、答弁をよくお聞きするんですね。であれば、交付税措置された段階で、それを繰上償還なりしていくことによってそれがなされるんじゃないのかというふうに思うわけなんです。ですから、それをしないでいくということは、このまま結局借金をしたという事実だけが残って行って、交付税措置されたものはその年度年度、

からだんだんふえていくんですけども、一般会計に回って使われていくということであれば、それはその恩恵には当たらないんじゃないかということをおっしゃっているわけなんです。それについてお答えください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 質問にお答えさせていただきます。

借金して、交付税として措置されたものについては、借金した額に充当するならばわかるが、それがされていないということであれば、それは本来の考え方と違うんじゃないかと。

これも含めて、全て入ってきたお金というものはさまざまな使われ方をします。いわゆる公債費の償還等についても、歳出の中で、青山議員も詳しくご存じのように、歳入の中では予定された金額の中で公債費も見ております。したがって、後年度措置されたこの交付税で措置されてきたものについては償還されていますし、また、余裕が出た場合については、青山議員ご承知のとおり、繰上償還も、どの借金に充当したらいいか、い

わゆる優先順位を考えながら繰上償還等も、事実、実施させていただいていることもご承知のことと思います。

以上で、青山議員に対する質問の答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

○7番（青山英樹君） 時間がもうほぼないので、これで終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ボタンを押して、議長、11番とってください。

11番。

○11番（吉田 伸君） 議案というか何というか、私は腑に落ちないことが1つあるもので、ぜひとも聞いておきたいです。

この間、議員に対してのアンケートの調査が出ました。これは議会のほうですからあれですけども。ちょっと待ってください、話はいいですから。聞いてください。財政赤字とか、町政の云々とか、ただいまも聞いていましたけれども、これに、この全部に関連するものだから聞いておきます。町長に。

町長は、町民の納税の義務というものをどのように考えておいででしょうか。先ほど、予算内から聞いておりますけれども。

○議長（熊田 宏君） 吉田議員、どの議案に対して。

○11番（吉田 伸君） いや、だから、関連しているんだっていうことを聞いている。

○議長（熊田 宏君） 総括は、議案に対して総括的な質問というふうになっていますので。申しわけありませんが。

○11番（吉田 伸君） それじゃ後で、町長に文書で出しますので。これが一番大事なことで私は。

○議長（熊田 宏君） ご理解いただいてありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号については、7名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第47号については、6名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって議長において指名いたします。

ただいま名簿の配付をさせていただきます。

配付漏れはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ただいま配付させていただきました第406回吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号及び第46号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで午前中の日程は全部終了いたしました。

なお、午後1時半から予定されております常任委員会につきましては、予定どおり1時半からということでお願いいたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時16分）

平成29年12月11日（月曜日）

（第4号）

平成29年第406回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年12月11日(月曜日)午後1時開議

日程第1 議案第41号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第40号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号

審査結果報告 第1予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第47号

審査結果報告 第2予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第5 発委第1号

提出者 議会運営委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第6 議案第54号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第55号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 閉会中の継続調査の申出について

日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君	子育て支援 課長	山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。ご参集まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） それでは、去る12月5日の本会議において各常任委員会、第1及び第2予算特別委員会に付託をいたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより議案第41号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、総務教育常任委員会審査結果報告書。

第406回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書、1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第41号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第41号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定について。

本案は、民間委託により運営を行ってきた矢吹町屋内外運動場について、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、当施設へ指定管理者制度を導入するため、平成30年度から指定管理者の指定について提案するものであります。

矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年10月2日に公募を行ったところ、1団体の応募があり、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議が整いましたので、指定管理者に、東京都江東区大島一丁目9番8号、株式会社フクシ・エンタープライズを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第41号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第40号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより議案第40号、第42号、第43号、第44号、第45号及び第46号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。多少、がらがら声になっていますけれども、ご了承のほどよろしく願いいたします。

産業民生常任委員会審査結果報告書。

第406回矢吹町議会定例会において、当委員に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

マイクを少し外します。

報告書1番から7番までは割愛させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号、第42号、第43号、第44号、第45号及び第46号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第40号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、消防団員の就業形態の変化等による消防団員が減少しているため、退団団員（OB団員）を活用し、

災害対応等の特定の任務に限って従事する機能別消防団員制度を導入することにより、地域防災体制の強化及び防災力の向上を図るため改正するものであります。

改正の内容としましては、消防団員の定員、機能別消防団員の報酬、手当について必要な改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町保健福祉センターに係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、その制度の継続と指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町健康センターに係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、その制度の継続と指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町ふれあい農園に係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、その制度の継続と指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場に係る指定管理業務の指定期間が今年度で満了することから、その制度の継続と指定管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 矢吹町公園の指定管理者の指定について。

本案は、中町ポケットパークについて、現在の都市公園9施設及びその他公園3施設と同様に指定管理者制度による維持管理を行うこととし、大林公園を良好に維持管理している実績及び地域性等を考慮し、第一区行政区を指定する旨、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

委員長、降壇ください。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第40号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号 矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号 矢吹町公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより、議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号及び第53号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 第1予算特別委員会審査結果報告書。

第406回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第1予算特別委員会審査結果報告書。

1から7までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号及び第53号の審査結果は、次のとおりです。

議案第48号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ40万1,000円を追加し、総額を23億9,858万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税27万9,000円、繰入金12万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費13万2,000円、諸支出金26万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ349万3,000円を追加し、総額を5億7,995万8,000円とするともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、負担金500万円、町債1,590万円をそれぞれ増額し、繰入金1,740万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費287万4,000円、事業費61万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

地方債の補正内容につきましては、新たに下水道事業債特別措置分1,590万円を追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ44万3,000円を追加し、総額を2億9,056万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金100万、諸収入1万6,000円をそれぞれ増額し、繰入金57万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費44万3,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,595万6,000円を追加し、総額を14億941万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、支払基金交付金25万3,000円、繰入金250万9,000円、繰越金2,405万8,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金1,043万3,000円、県支出金43万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費349万円、諸支出金1,246万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ922万5,000円を追加し、総額を1億6,686万円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料862万3,000円、繰入金24万8,000円、繰越金8万4,000円、諸収入27万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費24万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金870万7,000円、諸支出金27万円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的収入については、既定の額に143万1,000円を増額し、収入予算総額を4億3,292万2,000円とし、収益的支出については、既定の額から114万2,000円を減額し、支出予算総額を4億5,272万8,000円とするものであります。

収入の内容は、営業外収益143万1,000円を増額し、支出の内容は、営業費用114万2,000円を減額するものであります。

また、資本的支出については、既定の額に2,400万円を増額し、支出予算総額を2億3,030万6,000円とするものであります。

支出の内容は、建設改良費2,400万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第48号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、傍聴者の方にお問い合わせ申し上げます。

携帯電話をお持ちでしたら、電源を切るかマナーモードにさせていただくようお願いを申し上げます。

続けます。

これより議案第49号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号 平成29年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより議案第47号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

第2予算特別委員会審査結果報告書。

第406回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

第2予算特別委員会審査結果報告書。

1番から6番につきましては記載のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。

7、審査結果。

議案第47号 矢吹町一般会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億7,194万9,000円を追加し、総額を76億1,235万8,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入予算の主な内容は、町税4,731万1,000円、国庫支出金5,838万9,000円、県支出金3,744万5,000円、繰入金6,735万4,000円、町債4,210万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出予算の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が障害者自立支援事業等により1億2,433万6,000円の増額、衛生費が墓園施設整備管理事業等により1,049万3,000円の増額、土木費が主要町道道路整備事業等により1億2,513万2,000円の増額、教育費が幼稚園管理運営事業等により866万6,000円の増額、災害復旧費が台風被害に係る農業施設災害復旧事業等により680万円の増額、総務費が（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業の科目変更に伴う事業費の組み替え等により3,245万7,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに消防施設整備事業債を460万円追加するとともに、地方道

路等整備事業債を3,600万円、一般補助施設整備等事業債を150万円それぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは質疑を行います。

議案第47号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算の中には、新町西線道路整備工事としまして3,600万の起債をして整理をするという事業が含まれております。道路整備事業に関しましては町内多くの要望があり、そしてまた57%という低位の舗装率であります。その状況にありまして、ほかの路線よりもこの新町西線道路を、整備を優先する、今行う、起債をして行うというその理由というもののはどのようなものであったのかご説明願います。

○議長（熊田 宏君） 青山議員、審議経過とかについて委員長に質問はできますが、内容については委員長に質問できませんので。

○7番（青山英樹君） そういう説明があったのかどうかという経緯。

○議長（熊田 宏君） そういう聞き方なら、はい。

では委員長、お願いします、あったか、ないか。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） はい、わかりました。

結論から申し上げまして、ありませんでした。

〔「マイクのところでお願いします」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木一夫君） 失礼しました。

そういう審議意見はありませんでした。

○7番（青山英樹君） 了解しました。

○議長（熊田 宏君） 席へお戻りください。

委員長はまだいてくださいね、まだいてください。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

委員長、降壇ください。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、議案第47号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）につきまして反対の立場で討論をいたします。

この議案に関しましては、いわゆる新町西線道路整備工事が町債起債を3,600万をして整備工事をするという内容が含まれております。この1点につきまして、この新町西線道路の整備というものが妥当な整備であるのかどうか、ほかにも待機している道路整備が非常に多く待っている中で、優先される理由というものが明確に示されていないということがまず1点。

そしてまた、この道路から郡山方面へ行くとか、あるいはあゆり温泉を上ってのいわゆる使い勝手が悪いような道路でございまして、弥縫策としての一環なのかなという疑義が生じます。

また、従前より私どもはこの必要性に関しましては疑義を持っておりますので、その観点から反対をする次第でございます。

皆様のご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第47号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）に対し賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、それぞれの必要な予算を追加して、町の発展のために今回、補正を組んだわけですが、新町西線に関しては既に大手の企業が進出の意向を持っているというようなこともありまして、やはりそこはこれから西側開発の核の一つとして矢吹町の発展に寄与するところでありますので、道路整備の必要性は十分に考えられると思ひ、私たちは賛成したわけでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願いして賛成の討論といたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第47号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 賛成多数であります。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより発委第1号 矢吹町議会議員政治倫理条例（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） それでは、発委第1号 矢吹町議会議員政治倫理条例等の制定について、議会運営委員会から提案をさせていただきます。

議会議員が町民全体の奉仕者として町民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため、人格並びに議員の政治倫理の一層の向上に努めることにより、清潔かつ誠実に職務を遂行し、町民に信頼され、公正で民主的な町政の発展に寄与するよう、矢吹町議会基本条例第24条第2項の規定に基づき、本条例案の提案に至ったところであります。

条文についてはお手元配付のとおりであります。第1条で目的、第2条で議員の責務、第4条で政治倫理基準の制定と遵守、第6条で町との請負契約等に関する遵守事項、その他納税等状況報告書の提出、調査の請求、審査会の調査及び審査結果に対する措置等を提案いたしました。

この条例については、平成30年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより発委第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

委員長、降壇ください。すみません。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発委第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発委第1号 矢吹町議会議員政治倫理条例（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（熊田 宏君） 以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営

委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 1時39分)

○議長（熊田 宏君） 再開させていただきます。

(午後 2時10分)

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 先ほど開催されました議会運営委員会の協議内容につきましてご報告をいたします。

会期中に、町長から3件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会委員長から提出のあった閉会中の継続調査の申出及び議員の派遣について、その取り扱いを、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の議事日程追加のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員からの報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより議案第54号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴されておる方については大変ご苦勞さまでございます。

それでは説明をさせていただきます。

議案第54号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議会議員の期末手当を引き上げる条例改正案であります。

本年10月の県人事委員会において、特別調査の結果により民間給与との比較を行い、現状に見合うよう期末

手当の支給月数を0.05月引き上げるよう勧告が行われたところであります。

今回の県人事委員会勧告及び職員の給与条例改正案を踏まえ、本年12月期の支給月数を1.675月から1.725月とし、平成30年度以降は、6月期においては1.600月、12月期においては1.700月とし、合計の年間支給割合を3.25月から3.30月に引き上げるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより議案第55号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第55号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町長等の期末手当について、今回の県人事委員会勧告に伴う職員の給与条例改正案を踏まえ、町長等の特別職についても同様に、期末手当の支給月数を年間0.05月引き上げる条例改正案であります。

町長等の期末手当については、本年12月期の支給月数を1.675月から1.725月とし、平成30年度以降の6月期においては1.600月、12月期においては1.700月とし、合計の年間支給割合を3.25月から3.30月に引き上げるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、職員給与について、民間給与水準との均衡を図るため、若年層職員の給料月額引き上げ、職員の勤勉手当引き上げ及び扶養手当の支給額見直しに関する条例改正案であります。

本年10月の県人事委員会勧告では、過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果をもとに、給料について民間の水準を0.08%下回ったことから、給料表について民間との間に差が生じている若年層に重点を置いた改定を行い、また勤勉手当についても、民間の支給水準に見合うよう、年間0.1月分引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられております。当該勧告を踏まえ、給料表は若年層に重点を置き、平均0.1%の引き上げを行い、平成29年4月1日に遡及して適用し、また勤勉手当については、年間支給月数を0.1月分引き上げ、平成29年度12月支給月数を0.85月から0.95月に引き上げるものであります。

なお、平成30年度以降の勤勉手当については、年間0.1月分の引上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ0.9月とし、平成30年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番、三村正一君。

○2番（三村正一君） それでは質問させていただきます。

1人平均のアップ額は幾らかと、支給総額は幾らかということについて、教えていただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

2点ほどありまして、1点目が1人当たりのアップ分ということですが、それについては計算はしてございません。手当につきましては、年齢の平均で金額は出しておりますが、それは今、手元にございませんで、それでしか数字は説明申し上げられませんで、後ほどお知らせさせていただきたいと思ひます。

もう1点の支給総額につきましては、今回の勧告につきまして、手当及び給与総額につきましては1億円若干オーバーする程度となつてござひます。この詳しい数字についても、後ほどお知らせさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 了解ですか。

○2番（三村正一君） はい、質問を終わります。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申し出がござひます。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（熊田 宏君） 日程第10、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において、全員協議会及び議会広報委員会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて、第406回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

(午後 2時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30 年 3 月 9 日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 吉田 伸

署 名 議 員 藤井 精七